

第3次横浜市男女共同参画行動計画（最終案）及び  
横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画（最終案）について

1 素案からの主な修正点

7月30日に発表した「第3次横浜市男女共同参画行動計画（素案）」及び「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画（素案）」について、市民の皆さまや市会、審議会でのご意見等をもとに検討を加え、最終案を取りまとめました。

(1) 第3次横浜市男女共同参画行動計画

ア 指標の修正

意識調査は、指標になりにくいという意見を踏まえ、成果指標から市民の意識に関する指標5件のうち4件を削除

取組目標	成果指標
I	「社会通念・慣習・しきたりなど」で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合
III	仕事、家庭生活、地域・個人の生活のうち、複数の活動を現実に優先している人の割合
IV	性に関する情報があふれている中で、性に関する正しい情報が得にくいと思う人の割合
	アダルト向けのDVD・ビデオやゲーム等で、女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思う人の割合

(参考) 取組目標Vの指標は、中期4か年計画の達成指標と同一目標のため、削除せず記載

V	在住外国人のうち、現在の暮らしに満足している割合
---	--------------------------

イ 事業の追加（7件）

施策の方向をわかりやすくするために事業を追加

施策の方向	事業名
I-4 ③	メディア関係者との懇談会の開催
III-2 ③	パパと遊ぼう
III-3 ⑥	放課後の居場所づくり
IV-1 ③	思春期相談
IV-1 ⑤	性的少数者の人々への理解の促進
IV-3 ③	妊婦健康診査事業
VI-2 ①	暴力防止キャンペーン

ウ 表現の修正

記載内容をわかりやすくするための加除修正

修正か所	修正内容
I 総論	固定的性別役割分担意識についての記述を追記
VI 総論	被害者の多くは女性であることについて、統計等から補足説明を追記
VI-2	インターネット等における性暴力表現等について、国の第3次男女共同参画基本計画答申を踏まえ修正

エ コラムの掲載（22件）

施策の方向、主な取組をわかりやすく伝えるために、特徴的・先進的な事例等をコラムとして掲載

オ 市民の取組実践例の掲載（16件）

応募意見の一部を、市民の皆さまの取組の参考としていただくために、「わたしの取組実践例」として掲載

(2) 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画

ア 取組内容の追加

男性の被害者相談が必要であるという意見を踏まえ、本市における男性被害者相談の検討を追加

イ 表現の修正

記載内容をより適切でわかりやすくするための加除修正

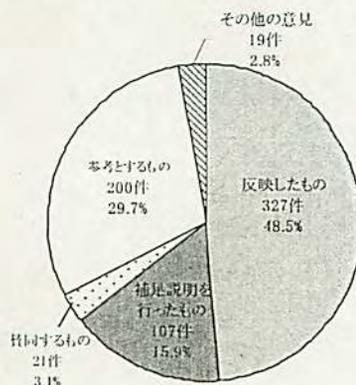
支援に関わる部署・職種など必要以上に細かい記載を削除
DV相談支援センターの説明をわかりやすくするとともに連携図を追記

2 パブリックコメントの反映状況

674件のご意見をいただき、指標の設定や性に関する記載など、327件（48.5%）については、趣旨を踏まえて最終案に反映、また、107件（15.9%）については、補足説明を行いました。

最終案に反映や補足ができなかったご意見についても、今後の参考とします。

素案を修正したもの	434件
趣旨を踏まえて、反映したもの	327件
補足説明を行ったもの	107件
素案に賛同いただいたもの	21件
参考とさせていただくもの	200件
その他の意見	19件
合 計	674件



3 今後の予定

12月末	行動計画確定
1月	行動計画公表
3月	行動計画 冊子 (3,000部) 閲覧 概要版 (20,000部) 配布

## 第3次横浜市男女共同参画行動計画最終案 指標一覧

目標	指標	内容	平成21年度末 現状値	平成26年度末 目標値
取組目標Ⅰ	成果	男女共同参画社会という言葉の認知度	69.6%	100%
	活動	区役所・事業所等でのパネル展実施回数	13回/年	18回以上/年
		メディア・リテラシーに関するセミナーの開催回数	—	3回/年
		男女共同参画センターの図書貸出冊数	38,879冊/年	40,000冊/年
取組目標Ⅱ	成果	市内事業所の女性管理職（課長相当クラス）の割合	7.8% (22年度)	15%
		横浜市役所女性責任職（課長級以上）の割合	9.1% (22年4月1日現在)	15% (27年4月1日現在) 32年度目標値 20% (32年4月1日現在)
		横浜市審議会・行政委員会への女性委員の参画比率	34.1% (22年4月1日現在)	50% (27年4月1日現在)
	活動	女性のしごと相談ステーション相談件数	169件/年	200件/年
		男女共同参画トップセミナーの開催回数	—	10回以上/年
		委員改選4か月前の審議会等に対する事前協議の予告通知実施件数	—	対象となる 全審議会等
取組目標Ⅲ	成果	男性の育児休業取得率	1.8%	10%
		ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	16.2%	30%
	活動	「よこはまグッドバランス賞」認定事業所数	49事業所（累計）	125事業所（累計）
取組目標Ⅴ	成果	在住外国人のうち、現在の暮らしに満足している割合	55.4%	65% (25年度末)
		国際交流ラウンジ整備数	8か所	11か所
	活動	初期日本語学習支援講座開催か所数	—	4か所
取組目標Ⅵ	成果	配偶者暴力防止法（DV防止法）の認知度	89.9%	100%
		DV被害者のうち、暴力を受けた後、相談した人の割合	19.9%	50%
		セクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組んでいる市内事業所の割合	58.6% (22年度)	100%
	活動	若者向けデートDV防止の研修教材作成	—	市内高等学校に配布

第3次 横浜市男女共同参画行動計画における  
市民意見等に基づく最終案への主な修正点一覧

ア 指標の修正

頁	項目	修正か所	修正前	修正後
15	取組目標Ⅰ	成果指標	「社会通念・慣習・しきたりなど」で男女の地位が平等となっていると感じている人の割合	「男女共同参画社会」という言葉の認知度
		活動指標	男女共同参画に関するテーマでの講演会開催回数	削除
			心とからだと生き方の総合相談（DV相談を含む）の相談件数	削除
21	取組目標Ⅱ	成果指標	—	横浜市役所女性責任職（課長級以上）の割合 ※重点3から移動
22		活動指標	横浜市の自立支援の取組によって就労した若者の数	削除
			母子家庭就労支援事業の就労者数	削除
			横浜型児童家庭支援センターの設置数	削除
30	取組目標Ⅲ	成果指標	仕事、家庭生活、地域・個人の生活のうち、複数の活動を現実に優先している人の割合	削除
			—	男性の育児休業取得率 ※重点2から移動
37	取組目標Ⅳ	成果指標	性に関する情報があふれている中で、性に関する正しい情報が得にくいと思う人の割合	削除
			アダルト向けのDVD・ビデオやゲーム等で、女性の性が商品として扱われ、女性の人権が侵害されていると思う人の割合	削除
		活動指標	HIV検査件数	削除
			女性のための健康セミナー参加者数	削除
			「こんにちは赤ちゃん訪問」事業における訪問率	削除
41	取組目標Ⅴ	成果指標	「横浜が外国人にとっても暮らしやすいまち」と思う人の割合	在住外国人のうち、現在の暮らしに満足している割合
		活動指標	通訳ボランティア派遣件数	国際交流ラウンジ整備数
46	取組目標Ⅵ	成果指標	—	配偶者暴力防止法（DV防止法）の認知度
			—	セクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組んでいる市内事業所の割合
47	取組目標Ⅵ	活動指標	市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発用資料の配布	削除
52	重点1	成果指標	母子家庭就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正規職員として就職した人の割合	削除
57	重点2	成果指標	男性の育児休業取得率	削除 ※取組目標Ⅲに移動
59	重点3	成果指標	横浜市役所女性責任職（課長級以上）の割合	削除 ※取組目標Ⅱに移動

イ 事業の追加（7件）

頁	施策の方向	修正後
18	I-4 ③	メディア関係者との懇談会の開催 メディア関係者が、自主的に、男女共同参画の指定に留意した報道、編集等を進めるよう、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、懇談会を開催します。
32	III-2 ③	パパと遊ぼう 幼児をもつ父親を対象に、身体をダイナミックにつかった親子遊びプログラムの会を開催し、男性の育児参加を応援します。
34	III-3 ⑥	放課後の居場所づくり 「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」の運営や活動内容の充実を図り、増加している留守家庭児童に対応し、ニーズの高い小学校区に19時までの放課後の居場所を整えます。
38	IV-1 ③	思春期相談 思春期に特有な医学的問題や性に関する不安や悩みについて、電話・面接相談を行います。
38	IV-1 ⑤	性的少数者の人々への理解の促進 様々な機会を通じて、市民や企業等に啓発を行います。
39	IV-3 ③	妊婦健康診査事業 母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の女性や受診勧奨を行います。
48	VI-2 ①	暴力防止キャンペーン 女性に対する暴力防止運動期間に合わせ、市民向け暴力防止啓発キャンペーンを行います。

ウ 表現の修正

頁	項目	修正か所	修正前	修正後
15	取組目標 Ⅰ	総論 8～12行目	しかし、平成21年度（2009年度）に横浜市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」に見られるとおり、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は非常に低く、また、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。	<左記の後に以下の記述を追記> 内閣府の調査によると、「男女の固定的な先入観を理由に自分の希望とは違う選択をしたことがあるか」という問いに、「ある」と回答した男性は約1割であったのに対して、女性は約3割の人が「ある」と回答しており、 <u>固定的性別役割分担意識が特に女性の希望を阻害する場合があります</u> が分かります。また、「働き手、稼ぎ手は男性」といった男性役割の意識が、 <u>男性の生き方の選択の幅を狭める一因になっているとも言われています</u> 。
15	取組目標 Ⅰ	総論 14行目	長い時間をかけ形成された固定的性別役割分担意識は、一朝一夕に払拭できるものではありませんが、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が	<下線の記述を追記> 長い時間をかけ形成された固定的性別役割分担意識は、一朝一夕に払拭できるものではありませんが、 <u>自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できる</u> よう、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が
16	取組目標 Ⅰ-2	2行目	男女がともに、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するために、次代を担う子どもたちに、学校、地域、家庭において、男女共同参画の考え方や、これに基づく自立及び職業に対する意識を醸成し、将来を見通した自己形成を促す教育を行います。	<下線の記述を追記> 男女がともに、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するために、そして、次代を担う子どもたちが、 <u>個性と能力を發揮できる</u> よう、学校、地域、家庭において、男女共同参画の考え方や、これに基づく自立及び職業に対する意識を醸成し、将来を見通した自己形成を促す教育を行います。
18	取組目標 Ⅰ-4	4行目	特に、高度情報化が進展し、インターネットや携帯電話サイト等新たなメディアが急速に浸透する中、子どもが情報に対する理解や知識を深め、安全・安心に利用できるような取組を進めます。	<下線の記述を追記> 特に、高度情報化の進展により、インターネットや携帯電話サイト等新たなメディアが急速に浸透し、 <u>誰もが容易に情報の発信者や受信者になり得る</u> 中、子どもが情報に対する理解や知識を深め、安全・安心に利用できるような取組を進めます。
22	取組目標 Ⅱ-1 ②	8行目	このほか、メーリングリストや専用サイトによる情報提供、男女共同参画センター横浜南（横浜市南区）のスペースの一部を活用した起業の実践支援等を行います。	<下線の記述を追記> このほか、メーリングリストや専用サイトによる情報提供、男女共同参画センター横浜南（横浜市南区）のスペースの一部を活用し、 <u>ボックス型レンタルスペース、起業体験カフェへの出店等、起業の実践支援等</u> を行います。 さらに、 <u>女性起業家のための相談窓口の設置や事業拠点を開設し、ステップアップを図ります</u> 。
26	取組目標 Ⅱ-6	5行目	しかし現状は、地域活動に携わっている女性は多くても、会長など組織の中核に女性の参画が少ない状況があります。	<下線の記述を追記> しかし、地域活動に携わっている男性や若年層は <u>少なく</u> 、一方、地域活動に携わっている女性は多くても、会長など組織の中核に女性の参画が少ない状況があります。

26	取組目標 II-6	7~8行目	男女がともに豊かに暮らせる社会を実現していくために、女性の参画についての意識啓発を更に進めるとともに、商店街活性化、防災・防犯、環境等、地域の幅広い分野に男女共同参画の視点を取り入れる効果についての事例を具体的に示していきます。	<下線の記述を追記> 男女がともに豊かに暮らせる社会を実現していくために、 <u>地域活動への男女双方の参画、方針決定過程における女性の参画</u> についての意識啓発を更に進めるとともに、商店街活性化、防災・防犯、環境等、地域の幅広い分野に男女共同参画の視点を取り入れる効果についての事例を具体的に示していきます。
31	取組目標 III-1	2~3行目	男女がともに働きやすく、能力を發揮できる職場づくりのために、これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や家事責任の女性への偏重の見直し、多様な働き方に向けた支援を行います。	<下線の記述を追記> 男女がともに働きやすく、能力を發揮できる職場づくりのために、これまでの男性の仕事中心の生き方・ <u>長時間労働を前提とした働き方や家事責任の女性への偏重を見直し、短時間勤務や在宅勤務等、ライフスタイルに応じた多様な働き方</u> に向けた支援を行います。
33	取組目標 III-3	3行目	また、誰もが安心して子育てをしながら、仕事や地域活動に参画するために、社会全体で子育てを支援する取組を促進します。	<下線の記述を追記> また、誰もが安心して子育てをしながら、仕事や地域活動に参画するために、 <u>“孤育て”を解消し、社会全体で子育てを支援する取組</u> を促進します。
37	取組目標 IV	総論	インターネットやゲームソフトなどでの女性に対する性暴力表現・性犯罪被害・性の商品化という人権侵害等が問題になっています。	<左記の記述を削除> (メディア等における暴力表現については、VI-2で記載)
37	取組目標 IV	目指す姿	心身の健康について <u>正しい知識</u> を身につけています。	<下線の記述に修正> 心身の健康について <u>適切な知識</u> を身につけています。
41	取組目標 V	3行目	特に外国人女性の場合、外国人であることに加え、女性であることから <u>より困難な状況</u>	<下線の記述を追記> 特に外国人女性の場合、外国人であることに加え、女性であることで、 <u>働きにくく、経済的自立が困難である状況</u>
46	取組目標 VI	総論 2~4行目 5~7行目 8~10行目	性暴力や配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。	<左記の後に以下の記述を追記> 暴力は、 <u>女性・男性を問わず誰に対しても、決して許されるべきではなく、すべての人が、安心、安全に暮らす権利を持っていることは、言うまでもありません。</u> しかし、警察庁の統計による配偶者間における犯罪の検挙件数や、都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数にもみられるように、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。平成11年に国連総会が、11月25日を「女性に対する暴力撤廃の国際日」と定めるなど、国際的にも重要な課題として取り上げられています。

48	取組目標 VI-2	総論 8～11行目	インターネットやゲームソフト等による性の商品化や、身近な者からの性犯罪被害にあう子どもが後を絶ちません。	<下線の記述に修正> 近年のインターネット上やマスメディア、流通商品等における犯罪性が強い性行為や過激な暴力表現には、女性に対する人権侵害となるものがあります。さらに、パソコンや携帯電話の普及により、インターネット接続を介して、性犯罪被害にあう子どもが後を絶たず、深刻な問題となっています。
48	取組目標 VI-2	総論	女性の尊厳を傷つける犯罪行為の規制強化や人権を侵害する内容のゲームソフトに関する対策を進めます。	<左記の記述を削除> (メディア関係者が、自主的に、人権尊重に向けた取組を推進するよう働きかけます。)
48	取組目標 VI-2	総論 12～13行目	さらにメディア組織やメディア関係者が自主的に人権尊重に向けた取組を推進していくよう支援します。	<下線の記述を追記、修正> メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力向上のための取組の推進とともに、メディア関係者が、自主的に、人権尊重に向けた取組を推進するよう働きかけます。
52	重点(1)	8～9行目	非正規雇用は、相対的に低賃金で、雇用が不安定になりがちであるとともに、雇用先での職業能力開発の機会を得にくく、キャリア形成が阻害され、自立的・安定的な生活を送ることが困難になっています。	<左記の後に以下の記述を追記> 雇用形態に関わらず、持続可能な生計に足る収入を得られるよう、「人間らしい働きがいのある仕事(ディーセント・ワーク)」の実現に向けて、取り組んでいく必要があります。

エ コラムの掲載

頁	項目	タイトル	所管
18	取組目標 Ⅰ-3	わたらしい生き方を一緒に考える …「心とからだど生き方の総合相談」	男女共同参画センター
23	取組目標 Ⅱ-1	働くママ・働きたいママへ その壁は越えられる！ 講座「小1の壁・小1の扉」	泉区地域振興課
24	取組目標 Ⅱ-3	働きづらさに悩む、若年無業女性	男女共同参画センター
27	取組目標 Ⅱ-6	女性の実感や経験を地域の安心・安全にいかそう 「わたしの防災力ノート」	男女共同参画センター
32	取組目標 Ⅲ-1	働きやすい職場づくりを応援！「よこはまグッドバランス賞」	市民局男女共同参画推進課
33	取組目標 Ⅲ-2	“おやじ”もやるゾ！子育て・家庭教育—おやじの会	教育委員会 生涯学習文化財課
34	取組目標 Ⅲ-3	地域の身近な場所にある“親子のたまり場” すくすくかめっ子事業	神奈川区こども家庭支援課
38	取組目標 Ⅳ-1	「性的少数者」のことを知ってください！	市民局人権課
38	取組目標 Ⅳ-1	“かけがいのない命”を学ぶ—中学生と赤ちゃんのふれあい体験	緑区こども家庭支援課
43	取組目標 Ⅴ-2	かながわ外国人教育相談	多文化共生 教育ネットワークかながわ
43	取組目標 Ⅴ-2	外国人ママの会	鶴見区こども家庭支援課
43	取組目標 Ⅴ-2	外国人女性からの相談—こどぼの壁と在留資格	(財)横浜市国際交流協会
47	取組目標 Ⅵ-1	殴る・蹴るだけがDVじゃない ひとりで悩まないで相談を！	市民局男女共同参画推進課
48	取組目標 Ⅵ-2	暴力防止キャンペーン	市民局男女共同参画推進課
53	重点(1)	相対的貧困率に見る母子世帯等の厳しい状況	市民局男女共同参画推進課
54	重点(1)	困難を抱える子どもたちへの生活・学習支援事業	こども青少年局青少年育成課
54	重点(1)	「言葉の壁の中のハマッ子」	NPO法人在日外国人教育生活 相談センター・信愛塾
55	重点(1)	朝ごはんを元気に・賢く・美しく 「朝ごはん応援BOOK」で食育支援！	西区福祉保健課
56	重点(1)	さかえ次世代交流ステーションの開設について	栄区こども家庭生涯支援課
58	重点(2)	男性の子育て等への参加を応援！	こども青少年局企画調整課
60	重点(3)	女性の視点からみた両立支援ガイドブックを作成	グッドバランス賞 表彰事業所 日立テクニカルコミュニケーションズ
62	重点(4)	若い世代のうちからDVを防止—デートDV防止講座	市民局男女共同参画推進課

オ 市民の取組実践例の掲載

頁	項目	実践例
19	取組目標Ⅰ	夫にも学校のPTAや地域の町内会などのイベントに参加してもらい、「女性の仕事」と思われていることに参加することで、男性が参加しやすいようにしていく。 家庭内では、男性もちろん家事に主体的にかかわっている。
28	取組目標Ⅱ	多様な考えや価値観を尊重するために、相手のどんな考えや価値観でも頭ごなしに否定しないという気持ちを持って相手と接しています。 仕事として、ニュースサイトで記事を作成しています。記事を作成する際に、「女性の視点」、「作り手からは忘れられそうな女性の気持ち」を入れることに力を注いでいます。 一人暮らしの男性への声かけと励ましを努力しています。
35	取組目標Ⅲ	男女ともに協力して仕事を進めて行くことで、時短、効率アップ等々のメリットが生まれます。早く仕事を片付けて、早く家に帰る喜びを体験して慣れて行くと、ほとんどの人はサービス残業などしなくなります。人らしい生き方を実践していくと、仕事も家庭も楽しくなります。 職場の子育て期の人には、残業を早く切りあげて帰るよう声かけをしたり、男性には「子供にすすんでかかわるのは大切、あとで子ども時代をとりもどすことはできない」等話したりしている。 子どもも自分のできる家のことはなんでもする。ごはんは食べたい人がつくる。
40	取組目標Ⅳ	音楽療法教室、ゆる体操、転倒防止健康体操、地域の歴史と文化の学習会、昔懐かしい町内会ラジオ、インフラ施設見学旅行等に積極的に参加することにより、幅広い年齢層の出会いを大事にしています。 リプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）に関連する子宮がんワクチン普及のクリニック募金に参加しています。
44	取組目標Ⅴ	地域の国際交流ラウンジで日本語指導のボランティアをしています。 学校には、性別、国籍、年齢さまざまな人が集まっています。このような中で、先入観を持たず、個人として接するように注意し生活しています。
49	取組目標Ⅵ	会社でセクシュアル・ハラスメント研修を毎年実施しています。 職場ではパワハラやセクハラに気を付けています。 女性の観点に立って、不愉快だと思われる言葉を慎んだりしています。 暴力、虐待を受けた人に対する働きかけ（相談機関の紹介、緊急時の通報等）をしています。

第3次

横浜市

男女共同参画行動計画

【最終案】

平成 22 年 12 月

横浜市



# 目次

## 1 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の経緯 . . . . . 1
- (2) 基本的な考え方 . . . . . 1
- (3) 計画の推進について . . . . . 2
- (4) 男女共同参画をめぐる動向、社会の変化と横浜市の現状 . . . . . 3
- (5) 現行行動計画における横浜市の取組状況と課題 . . . . . 5

## 2 計画の体系と概念図

- (1) 条例の基本理念及び基本的施策に沿った計画の施策体系 . . . . . 8
- (2) 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目 . . . . . 8
- (3) 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画を包含した計画 . . . . . 8
- (4) 計画の概念図 . . . . . 10
- (5) 計画の推進主体 . . . . . 12

## 3 取組目標と施策の方向、主な事業

- 【計画の体系】 . . . . . 14
- 取組目標 男女共同参画についての理解の促進 . . . . . 15
- 取組目標 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保 . . . . . 21
- 取組目標 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現 . . . . . 30
- 取組目標 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援 . . . . . 37
- 取組目標 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり . . . . . 41
- 取組目標 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組 . . . . . 46

## 4 計画での重点項目

- (1) 生活困難の防止と自立に向けた支援 . . . . . 52
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への取組 . . . . . 57
- (3) 様々な活動の場における男女共同参画の推進 . . . . . 59
- (4) 女性への暴力の根絶に向けた取組 . . . . . 61

## 5 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画 . . . . . 別冊

# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の経緯

横浜市では、市民のだれもがいきいきと豊かに暮らしていくことのできる男女共同参画社会の形成を目指して、平成13年(2001年)4月に「横浜市男女共同参画推進条例(以下「条例」)」を制定しました。そして、この条例の理念に基づき、男女共同参画の総合的、計画的な推進を図るための行動計画を策定し、さまざまな取組を実施しています。

現行の第2次横浜市男女共同参画行動計画(よこはま男女共同参画行動計画;平成18年度(2006年度)策定)は、平成22年度(2010年度)で計画期間が満了となります。このため、第3次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて、平成22年(2010年)2月に、横浜市男女共同参画審議会に対し、横浜市の男女共同参画の推進に関する施策について諮問しました。

同年5月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申を踏まえて、「第3次横浜市男女共同参画行動計画」を策定します。

## (2) 基本的な考え方

### ア 目的及び基本理念

この計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

**基本理念** <横浜市男女共同参画推進条例第3条から要約>

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶

なお、横浜市でも、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」)に基づき、市民に最も身近な行政機関として、「横浜市DV<sup>1</sup>施策に関する基本

<sup>1</sup> 「ドメスティック・バイオレンス」略して「DV」。この計画及び「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」では、配偶者等からの暴力という意味で使用します。

方針及び行動計画」を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施していきます。「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」は、この第3次行動計画の中に包含し、条例の理念のもと、女性に対する暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進していきます。

## イ 位置づけ

この計画は、条例第8条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

## ウ 計画期間

平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5か年とします。

## エ 他の計画との関連

国では、平成23年度(2011年度)からを計画期間とする「第3次男女共同参画基本計画」の策定に向けて、検討が進められています。また、神奈川県は、平成19年度(2007年度)に「かながわ男女共同参画プラン(第2次)」を策定しています。この計画は、これらの内容を踏まえつつ、横浜市の特性を反映したものです。

さらに、この計画は、横浜市の「中期4か年計画」(平成22年度～平成25年度(2010年度～2013年度))や「横浜市次世代育成支援行動計画 かがやけ横浜こども青少年プラン 後期計画」(平成22年度～平成26年度(2010年度～2014年度))、「横浜市母子家庭等自立支援計画」(平成20年度～平成24年度(2008年度～2012年度))、「第2期横浜市地域福祉保健計画」(平成21年度～平成25年度(2009年度～2013年度))、「横浜市障害者プラン(第2期)」(平成21年度～平成26年度(2009年度～2014年度))、「第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成21年度～平成23年度(2009年度～2011年度))等の横浜市の計画とも整合性を図り、男女共同参画を推進するために、総合的かつ計画的に施策を実施するという視点からまとめています。

## (3) 計画の推進について

### ア 計画達成へ向けた進行管理

計画の達成度や主な事業の進捗状況を的確に把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげていくため、次の3点に取り組みます。

(ア)「活動指標(アウトプット指標) = “何”を“どれくらい”やるか」の設定  
主な事業について、活動指標を設定し、毎年度の進ちょく状況を把握します。  
事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、それぞれの事業に応じて、どのように評価していくかを検討します。

(イ)「成果指標(アウトカム指標) = 取組の結果、“何”が“どのように”なっているか」の設定  
6つの取組目標について、成果指標を設定し、平成26年度末(2014年度末)の達成状況を把握します。

(ウ) 審議会による達成状況の評価と市民への公表

これまで、年次報告書により、事業の進ちょく管理や実施主体による自己評価、横浜市男女共同参画審議会への報告を行ってきました。今後は、成果指標の達成状況についても報告し、これらの報告に基づく評価を同審議会から受け、計画がどの程度進んでいるかを市民に分かりやすい形で示すとともに、その後の取組の方向性に生かしていきます。

## イ 意識啓発とあわせて実践的な課題解決の取組を強化

これまで、男女共同参画の推進は、講座・講演会の開催やパンフレット等による広報など、意識啓発を中心に行われてきました。しかし、これらの取組には、参加する人の性別や年代が限られている、そもそも関心のない人には注目されない、といった問題があります。そして、市民の固定的性別役割分担意識はいまだ根強く、従来のような取組のみでは不十分であることが否めません。

第3次行動計画では、男女共同参画に対する意識啓発と併せて、横浜市と、横浜市内に3館ある男女共同参画推進のための拠点施設「男女共同参画センター」を核として、市民一人ひとり、事業者、教育機関、市民・地域活動団体など多様な主体が連携・協働して取り組み、それぞれが抱える課題に男女共同参画の視点を取り入れて解決を図るといふ、実践的な活動を強化していきます。

## (4) 男女共同参画をめぐる動向、社会の変化と横浜市の現状

わが国においては、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することが、21世紀のわが国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題と位置づけられました。

これを受けて、近年、国では

- 「男女雇用機会均等法」の改正による間接差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化

- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定
  - 「次世代育成支援対策推進法」の改正による一般事業主行動計画の策定・届出義務企業の拡大
  - 「DV防止法」の改正による被害者支援の充実及び市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能設置の努力義務化
- などをはじめ、様々な制度が整備されています。

しかし、平成 21 年（2009 年）に公表された国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では、

- 根強く残る固定的性別役割分担意識の解消
- 男女の賃金格差の是正
- 非正規雇用の多数を女性労働者が占めている現状の改善
- 保育施設の拡充、男性の育児休業の奨励
- セクシュアル・ハラスメント等職場における性差別への制裁
- 女性に対する暴力に関する取組の強化

等が求められ、女性差別解消に向けた日本の取組が遅れていることが指摘されました。

さらに現在、わが国の男女共同参画を取り巻く社会経済の状況は、より大きく厳しい変化を遂げています。

わが国では平成 17 年（2005 年）から人口減少社会に突入し、少子高齢化の進展により生産年齢人口の減少が起きています。そして、未婚・離婚の増加や単身世帯とひとり親世帯の増加、地域や職場、家庭での孤立化や人間関係の希薄化も見られます。

また、就業の場では、以前から非正規の雇用者数・割合が女性では高い状況にありましたが、近年は男女を問わず若年層を中心に年々増加しています。非正規雇用はキャリア形成が難しく、雇用不安の問題とともに、正規雇用との賃金格差は歴然としており、将来にわたる不安定な生活を余儀なくされる人々の増加につながるおそれがあります。また、非正規雇用者の抱える経済的な不安は、未婚の増加の原因ともなっています。

加えて、平成 20 年（2008 年）の世界金融危機に端を発したわが国の社会経済情勢、雇用情勢の急激な悪化は「派遣切り」といった多くの失業者を生み、この傾向に拍車をかけています。

このような状況は、さらなる少子化の助長や、将来を担う子どもたちへの負の連鎖をもたらすものであり、横浜市でも同様の傾向にあります。

横浜市では、現在も人口増加が続いていますが、推計では平成 32 年（2020 年）に人口減少に転じます。また、少子高齢化は既に進行しており、年少人口・生産年齢人口の減少と老年人口の急速な増加が見込まれています。しかし、地域によってこの傾向は異なり、若い世代の流出と高齢者の増加の双方が顕著に起こっている地域や人口流入と子育て世代の増加が見

られる地域などがあり、それぞれの地域が抱える課題も異なります。

また、平成 21 年度(2009 年度)に横浜市で実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する市民の意識は、肯定的な割合が否定的な割合を上回り、固定的性別役割分担意識が依然根強く残っていることが分かります。これを性別で見ると、特に男性により強く残っています。

横浜市でも国と同様、共働き世帯が増加しているにもかかわらず、家事・育児・介護における夫婦の役割分担を見ると、その多くが女性に偏っており、女性の就業をより困難にしています。実際、横浜市でも女性の労働力率は高まってきてはいますが、全国に比べると M 字<sup>2</sup>の底は深く、出産・育児後の再就職率も低い状況にあります。また、横浜市の合計特殊出生率は、全国平均を下回っており、その要因として、孤立した中での育児に対する不安、経済的不安・負担感、仕事と子育て等の両立への不安等が挙げられます。

市民が将来にわたり、安心して、豊かに生活するとともに、横浜市が持続的に発展していくためには、家庭や地域、企業、行政などあらゆる場において男女共同参画の視点を反映させ、男女が対等に参画することが一層重要となっています。

## (5) 現行行動計画における横浜市の取組状況と課題

平成 18 年度(2006 年度)から平成 22 年度(2010 年度)までを計画期間とした現行の第 2 次行動計画では、男女共同参画センター、市民、事業者、教育機関や市民・地域活動団体等と協働・連携し、次の 4 項目を重点として、様々な取組を実施してきました。

### ア 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組

女性の能力活用や子育て・介護支援、柔軟な就労時間の導入など、男女がともに働きやすい職場づくりを進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰し、その取組を広く紹介するほか、企業向けの啓発セミナーの開催、中小企業の事業所内保育施設の設置に対する補助事業の実施等により、企業に積極的に働きかけを行い、職場環境の整備の促進を図ってきました。

しかし、ワーク・ライフ・バランスについては、広く市民に周知されている状況ではなく、また、男性の長時間労働を背景に、育児休業取得率も低いなど、依然として、仕事と生活を両立させたいという希望と、仕事あるいは家庭生活のいずれか一つのみを優先せざるを得ない現実との乖離が見られます。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女がともに働きやすくなることで、様々な分野で

<sup>2</sup> わが国の年齢階級別の女性労働力率を折れ線グラフで表すと M 字型になることから、略して M 字とされています。女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期にあたる 30 代前半から低下し、30 代後半で底となる M 字型を描きます。M 字の底(くぼみ)が深いほど、結婚、出産、子育てを機に仕事を辞める女性が多いと言えます。

の女性の参画と能力発揮を促進します。また、仕事と家庭生活やその他の活動との両立を図ることは、従業員の生活を充実させるとともに、企業の生産性向上につながり、経済社会・地域社会の活性化をもたらすもので、今後、積極的に取組を進めていく必要があります。

そのためにも横浜市では、緊急的取組課題の一つに子育て支援を掲げ、急増する保育所待機児童を解消するため、保育所整備・定員拡充に力を入れて取り組んでいますが、昨今の厳しい経済状況や女性の就労志向の高まりなどにより、待機児童数の増加傾向が続いています。

## イ 女性のチャレンジ支援

横浜市では、男女共同参画センターを中心に、再就職準備講座やキャリアアップセミナーの開催、起業のための情報提供・セミナー開催・事業プランの企画支援など、結婚・出産等による退職者をはじめ、女性が様々な分野にチャレンジするための支援を行ってきました。また、再就職を希望する女性や若年無業者、母子世帯に対応した講座も開発してきました。

平成20年(2008年)からの経済状況の悪化による高校・大学等卒業予定者の就職内定状況は、全国的に一段と厳しさを増しています。バブル崩壊後の就職氷河期をも下回り、新規学卒者、特に女子学生の雇用環境は大変厳しい状況にあります。また、とりわけ女性については、非正規雇用者数が正規雇用者数を大幅に上回っており、男女間の賃金格差も是正されていません。

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、持続的に新たな価値を創造し、経済の活性化を図っていくためには、女性をはじめとする多様な人材確保と登用による多様な視点の導入が不可欠です。また、そのためには労働者が個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択でき、その職務や能力・働き方に応じた適正な処遇や労働条件が確保されることが重要な課題といえます。

引き続き、就業機会の確保と安定的な就労の実現、女性の生涯自立に向けた教育や総合的な支援を行う必要があります。

## ウ 暴力の防止と被害者支援

これまで女性に対する配偶者等からの暴力の根絶に向けて、ポスターの掲出・講演会の実施等の啓発、相談窓口の周知、被害者を支援するために相談・情報提供などを行ってきました。

しかし、平成20年度(2008年度)の「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査及び被害者実態調査」(横浜市)によると、配偶者等から暴力にあたる行為を受けたことがある人は4割にもものぼっているにも関わらず、DV防止法の認知度は約2割にとどまっており、DV被害を受けた後、7割以上の方が相談をしていなかったという結果も明らかになっています。

また、平成 19 年度（2007 年度）に行われた、市内の高校生・大学生を対象にした「デートDV（交際相手からの暴力）についての意識・実態調査」（横浜市、NPO 法人エンパワメントかながわ）によると、交際経験のある女性の 4 割にデートDVの被害経験があります。

若い世代における暴力の防止に向け、中・高生向けデートDV 予防啓発講座を実施していますが、のちのDVの発生を未然に防ぐためにも、早い時期からの予防啓発の取組・教育が重要であり、より一層、充実させていく必要があります。

今後も、啓発と正しい理解の普及を進めるほか、被害者が地域で安心・安定した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を提供することが必要です。

## エ 若い世代の自立に向けた支援

横浜市では、今後の社会を担う若い世代が、それぞれの個性と能力を生かして自立した生活を送ることができるよう、困難を抱える若者の自立支援に関し、社会参加に向けた支援を行う「青少年相談センター」を中心に、NPO 等と協働により、職業的自立に向けた支援を行う「若者サポートステーション」、また、これらの支所的機能を有し、地域において支援を行う「地域ユースプラザ」を設置し、そのネットワークを有機的に連携・連動させ、各々の状態、年齢、ニーズに合ったきめ細かい支援を行ってきました。さらに、関係機関と協働で平成 21 年（2009 年）には「若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査」（（財）横浜市男女共同参画推進協会）を行い、固定的な性別役割分担意識を背景に、「家事手伝い」として潜在化しがちな女性を若年無業者として捉え、支援を検討、実施してきました。

総務省の調査によると、全国の若者<sup>3</sup>のうち、若年無業者<sup>4</sup>は 2.1%の約 63 万 3 千人<sup>5</sup>です。若者が自立に向けて抱えている課題は、不登校・中途退学・ひきこもり・心身の病・障害・非行・貧困等複雑かつ様々ですが、中でも就業は、生活の経済的基盤を支えるものであると同時に個人と社会をつなげ、また、自己実現達成のための重要な手段です。

そこで、若者の自立、安定した生活に向け、キャリア教育を推進して自立意識の醸成に取り組むとともに、家庭・学校・地域・企業・行政等が連携し、包括的・継続的な支援を実施する必要があります。

---

<sup>3</sup> 15 歳から 34 歳までの若年層

<sup>4</sup> 非求職型及び非希望型若年無業者（いわゆるニート）

<sup>5</sup> 平成 19 年（2007 年）総務省「就業構造基本調査」

## 2 計画の体系と概念図

### (1) 条例の基本理念及び基本的施策に沿った計画の施策体系

現行の第2次行動計画の施策体系は、条例の「基本理念」(第3条)及び「基本的施策」(第7条)を受けて設定しています。横浜市における男女共同参画の取組を一貫した理念のもと推進するとともに、中長期的に進ちよく状況を把握し、市民に分かりやすく示していくために、第3次行動計画においてもこの体系を大きく変更することなく、引き続き条例に基づく6つの取組目標のもと、施策を推進していきます。

#### 【6つの取組目標】

男女共同参画についての理解の促進  
男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保  
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現  
性に関する理解と生涯を通じた健康の支援  
多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり  
女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

### (2) 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目

近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する横浜市の現状、これまでの取組などを踏まえ、第3次行動計画では、条例に基づく ~ の6つの取組目標として推進する施策の中で、特に次の4項目について、重点的に取り組みます。

#### 【4つの重点項目】

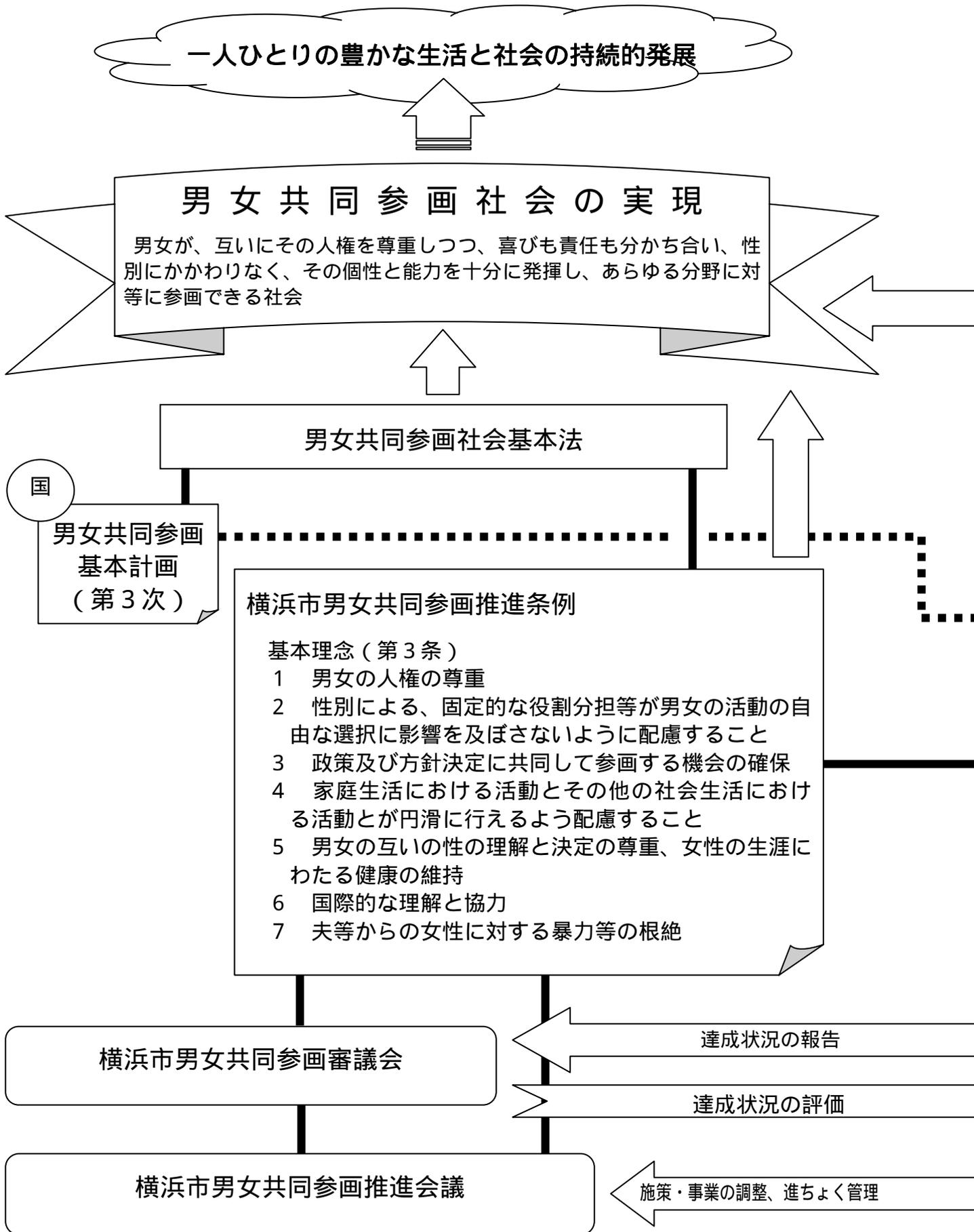
- 1 生活困難の防止と自立に向けた支援
- 2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組
- 3 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 4 女性への暴力の根絶に向けた取組

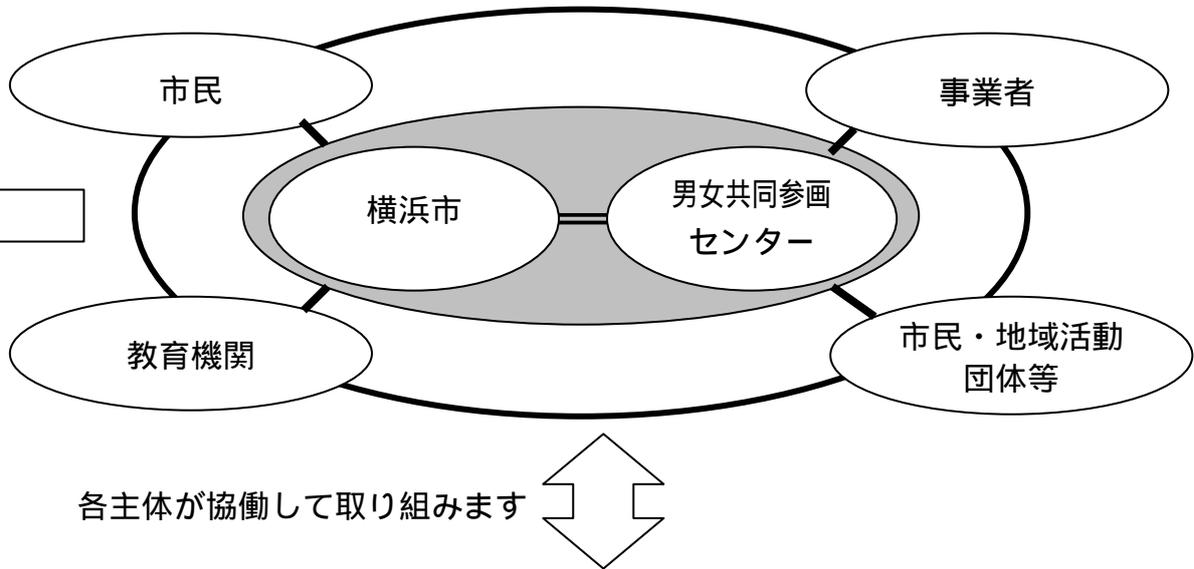
### (3) 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画を包含した計画

平成19年(2007年)のDV防止法の改正を受け、法に定めるDV基本計画として、横浜市が取り組むべき施策の基本方針と行動計画を示す「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」をこの第3次行動計画の中に包含する形で策定し、条例の理念のもと、女性に対する暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進していきます。



(4) 計画の概念図





## 第3次横浜市男女共同参画行動計画

条例の基本理念に基づく計画の柱  
(各取組目標の内容は14ページ以降)

最近の社会情勢等を踏まえて、  
優先的に取り組む項目  
(52ページ以降)

### 6つの取組目標

男女共同参画についての理解の促進  
男女がともに社会のあらゆる分野に  
参画する機会の確保  
ワーク・ライフ・バランス(仕事と  
生活の調和)の実現  
性に関する理解と生涯を通じた健康  
の支援  
多文化共生の推進と外国人女性が安  
心して暮らせる環境づくり  
女性への暴力やセクシュアル・ハラ  
スメントの根絶への取組

### 4つの重点項目

- 1 生活困難の防止と自立に向けた支援
- 2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組
- 3 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 4 女性への暴力の根絶に向けた取組

横浜市DV施策に関する  
基本方針及び行動計画\*

\*DV防止法に基づく基本計画

## ( 5 ) 計画の推進主体

### ア 横浜市での事業展開

本計画では、男女共同参画の視点を反映させて、全市的に取り組むべき事業のほかに、困難を抱える人々を地域で支える取組、子育て支援、外国人女性やその子どもへの支援など、地域の特性やニーズに応じた事業を展開します。

さらに、一部の区役所で先駆的に実施する事業で、他地域での効果的な展開が見込まれるものについては、その取組の普及を進めます。

### イ 男女共同参画センター

男女共同参画センター3館（横浜、横浜南、横浜北）は、条例第11条に定める男女共同参画推進拠点施設として、行動計画に基づき、就業支援・自己表現支援等の講座事業、情報・調査研究事業、協働連携事業、相談事業及び女性に対する暴力防止と被害者支援事業等を総合的に実施します。

センターでは、相談その他の事業を通じて市民ニーズを把握し、男女共同参画推進における課題解決に向けて、事業内容の充実を図り、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供により、切れ目のない支援を実施します。また、様々な事業や企画を通じて、男女共同参画について考え、体験する場としてセンターを積極的にPRし、市民の利用を促進します。

さらに、区役所、事業者、教育機関及び市民・地域活動団体等と協働・連携して、啓発事業や様々な課題解決に向けての取組を行い、市民に身近な場所で、男女共同参画の裾野を広げ、市内全域における男女共同参画の推進を図ります。

### ウ 年次報告と調査、評価

条例第9条に基づき、毎年、男女共同参画の状況及び行動計画に基づく施策の実施状況をまとめ、報告書を公表します。

年次報告にあたっては、男女共同参画についての理解を深めるため、各分野における男女共同参画の現状を調査し、その結果を公表します。また、各区役所や事業者等での先駆的な取組を紹介します。

併せて、各事業の実施状況、目標の達成状況を横浜市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受け、計画の進ちょく状況を市民に分かりやすく公表します。

### エ 横浜市男女共同参画審議会

条例第12条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

また、事業の実施状況、目標の達成状況などに基づき、行動計画の進捗状況についての評価を行い、必要に応じて市長に施策の方向について提言していきます。

## オ 横浜市男女共同参画推進会議

男女共同参画を所管する副市長を会長として、関係区局長で構成され、横浜市の男女共同参画の推進に関する施策に係る重要事項について審議します。また、行動計画の実施に関し、各区局間の施策の調整を図り、施策の着実な推進を図ります。

### 3 取組目標と施策の方向、主な事業

#### 【計画の体系】

取組目標	男女共同参画についての理解の促進
施策の方向	1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います
	2 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育を行います
	3 性別に関わる問題についての相談を行います
	4 メディアにおける男女共同参画を進めます
	5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します
	6 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・分析を強化します
取組目標	男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保
施策の方向	1 女性の就業を支援します
	2 若者の自立を支援します
	3 事業所における男女共同参画の取組を促進します
	4 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います
	5 女性の自己確立のための支援を行います
	6 地域活動における男女共同参画を進めます
	7 市役所における男女共同参画を進めます
	8 市審議会等への女性参画比率を向上させます
取組目標	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
施策の方向	1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援を行います
	2 男性の家庭生活、地域活動等への参画を促進します
	3 保育・子育てのための支援を行います
	4 高齢者や障害者等の介護・自立の支援や介護・介助者のための支援を行います
取組目標	性に関する理解と生涯を通じた健康の支援
施策の方向	1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います
	2 ライフステージに対応した支援を行います
	3 性差医療が受診しやすい環境をつくれます
取組目標	多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり
施策の方向	1 地域社会や男女共同参画推進の場での多文化共生を進めます
	2 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援を行います
	3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します
取組目標	女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組
施策の方向	1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿って対策を進めます
	2 女性や子どもにとって安全な環境づくりを進めます
	3 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

## 取組目標 男女共同参画についての理解の促進

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

男女共同参画社会基本法が制定されて 10 年が経過し、横浜市においても条例を策定し、行動計画に基づき、様々な事業を推進しています。

しかし、平成 21 年度（2009 年度）に横浜市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」に見られるとおり、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は非常に低く、また、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。

内閣府の調査によると、「男女の固定的な先入観を理由に自分の希望とは違う選択をしたことがあるか」という問いに、「ある」と回答した男性は約 1 割であったのに対して、女性は約 3 割の人が「ある」と回答しており、固定的性別役割分担意識が特に女性の希望を阻害する場面があることが分かります。また、「働き手、稼ぎ手は男性」といった男性役割の意識が、男性の生き方の選択の幅を狭める一因になっているとも言われています。

長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識は、一朝一夕に払拭できるものではありませんが、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できるよう、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方・社会への参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めることは、男女共同参画社会を実現する上での基盤であり、社会の持続的な発展には不可欠です。

### 目指す姿

男女共同参画について、より多くの市民に理解されています。

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	69.6%	100%

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
区役所・事業所等での パネル展実施回数	13回/年	18回以上/年
メディア・リテラシーに関する セミナーの開催回数		3回/年
男女共同参画センターの 図書貸出冊数	38,879冊/年	40,000冊/年

## 【施策の方向】

- 1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います
- 2 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育を行います
- 3 性別に関わる問題についての相談を行います
- 4 メディアにおける男女共同参画を進めます
- 5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します
- 6 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・分析を強化します

### - 1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います

男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つに、性別に基づく固定的な役割分担意識があります。そのため、市民や企業が男女共同参画社会の必要性についての認識を深めるよう、継続的に広報・啓発を行います。

特に男性や若年層に対して、あらゆる分野における様々な課題に男女共同参画の視点を取り入れることは、新たな見方や発想を生み、より良い解決や地域の活性化に役立つということを十分に伝えていきます。

#### 主な事業

##### 市民や事業者等に向けた広報・啓発

「広報よこはま人権特集号」への男女平等やDVに関する記事の掲載のほか、男女共同参画に関連するテーマでの講演会開催やキャンペーンの展開、区役所・事業所等でのパネル展などを実施し、身近な場での啓発を行います。

##### 市民・NPOがつくる男女共同参画事業

市民グループ・NPO等から、男女共同参画の推進に寄与する、(a)講座・ワークショップ、(b)市内学校・公共施設等での出前講座、(c)啓発教材の開発・調査研究のいずれかに関する企画を募集、選考し、男女共同参画センターと協働で事業を実施します。

### - 2 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育を行います

男女がともに、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するために、そして、次代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるように、学校、地域、家庭において、男女共同参画の考え方や、これに基づく自立及び職業に対する意識を醸成し、将来を見通した自己形成を促す教育を行います。

#### 主な事業

##### 男女平等教育

成長段階、発達段階にあわせた男女平等教育を推進するため、小学校向け男女共同参画補助教材を作成・活用します。また、学校教育全体を通じ、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導します。

##### キャリア教育実践プロジェクト事業

望ましい勤労観や職業観を育むため、市内小中学校での発達段階に応じた体験学習

等を実施します。

また、キャリア教育推進校を設置し、その成果を他の市内小中学校に発信します。

#### 大学等との連携による男女共同参画啓発講座の実施

男女格差の背景をなす社会構造の理解や、デートDV（交際相手からの暴力）、キャリア形成、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）等、若い世代に身近な課題をテーマとした啓発講座を、市内大学等と連携して開発・実施します。

### - 3 性別に関わる問題についての相談を行います

性別による差別等、男女ともに生涯を通じて様々な場面で直面する生きにくさ・困難について、相談の実施により、法律上の権利や人権が侵害された場合の対応等についての正確な知識を提供し、解決に向けた支援を行います。

また、相談を通して、複合的な困難を抱える人々の問題を適切に把握し、具体的な課題解決に結びつけることができるよう総合的、継続的に支援していきます。

#### 主な事業

##### 性別による差別等の相談

セクシュアル・ハラスメント等性別による差別を受けたと考える市民からの申出を受け付け、必要に応じて、横浜市が関係者に対して改善を求める要請・指導を行います。

##### 心とからだと生き方の総合相談

家庭や職場、地域などで直面する様々な困難について、電話や面接による相談を行い、相談者の気持ちを尊重しながら、相談者が持っている力を発揮できるよう、問題解決に向けた支援をします。

##### 自助グループ支援事業

生きづらさ、家族の苦しさ、様々な依存症、女性特有の病気、暴力や性的な被害、シングルマザー、子どもの障害など、同じ悩みを抱える当事者同士が、気持ちや経験、情報を分かち合い、支え合うためのミーティングを支援します。

## ～わたらしい生き方を一緒に考える

### …心とからだと生き方の総合相談～

横浜市男女共同参画センターでは、生きづらさ、将来の不安など、さまざまな相談を電話や面接で受けています。固定的性別役割分担による生きづらさや、性暴力、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの問題は、社会構造に起因しています。総合相談では、相談者が自分らしい生き方を選択していく過程にかかわり、男女共同参画の視点から課題をとらえなおし、必要な情報提供を行っています。個別相談に加え、グループ相談を行っていることも特徴のひとつです。DVを経験した女性のためには、サポートグループや子どもと母親のためのケアプログラムなども用意しています。ときには男女共同参画センター3館で活動を支援している自助グループをニーズに応じてご紹介することもあります。さらに、男女共同参画センター内の図書資料（情報ライブラリ）の利用、心の回復を支援する講座、就業関連の相談や各種講座といった多様な事業への参加もお勧めしています。

【横浜市男女共同参画センター】

#### - 4 メディアにおける男女共同参画を進めます

市民が男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。

特に、高度情報化の進展により、インターネットや携帯電話サイト等新たなメディアが急速に浸透し、誰もが容易に情報の発信者や受信者になり得る中、子どもが情報に対する理解や知識を深め、安全・安心に利用できるような取組を進めます。

また、男女共同参画の視点に留意した情報発信が行われるよう、メディア関係者に働きかけます。

#### 主な事業

##### メディア・リテラシーに関するセミナーの開催

メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うためのセミナーを開催します。

##### 子どもたちの発達段階に応じた「情報活用能力」の育成

「ICT学習よこはまスタンダード」<sup>6</sup>に基づき、学習指導要領の目標である子どもの「情報活用能力」（「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」）の育成を行います。

##### メディア関係者との懇談会の開催

メディア関係者が、自主的に、男女共同参画の視点に留意した報道、編集等を進めるよう、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、懇談会を開催します。

<sup>6</sup> 横浜の次代を担う子どもたちが「情報活用能力」を身につけるため、発達段階に応じた指導項目・内容・手法を体系的に整理した指導計画例。

- 5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します

成人後も多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、生涯を通じて、ライフステージに応じたきめ細かな学習機会を提供していきます。

**主な事業**

**エクステンション講座の開催**

多様化する市民ニーズに対応した生涯学習講座を、横浜市立大学教員による市民公開講座として開催します。

**女性のためのパソコン講座の実施**

女性が社会の中で多様な選択ができ、参画していけるよう、男女のパソコン・スキルの習得度の格差解消に向け、女性を対象として、就業や地域活動に必要な基本的なパソコン・スキル習得のための講習を実施します。

- 6 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・分析を強化します

男女共同参画に関する施策を推進していく上で、国や横浜市における現状・課題を十分に把握し、男女共同参画に関わる問題の理解を深めることが重要であり、このための調査・研究や情報収集・分析を強化します。

調査・研究や情報収集にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握できる調査を実施するとともに、可能な限り男女別データの表示・公開により男女間格差の実態を把握しやすくするなど、分かりやすい情報提供を行います。

**主な事業**

**男女共同参画に関する調査の実施**

市民の男女共同参画に関する意識・実態や就業状況、市内事業所の男女共同参画に関する取組の現状等について、調査・分析を行います。

**男女別情報（ジェンダー統計）<sup>7</sup>の充実**

男女間格差や不平等の実態を客観的に把握するために、男女別データを公開します。

**男女共同参画に関わるライブラリの運営**

男女共同参画センターにて、男女共同参画に関する資料（図書、ビデオ、DVD等）を総合的に収集し、提供します。また、市立図書館・地区センター等での巡回ブックフェア等でテーマ別図書セットを展示し、来館しない・できない人へも情報が届くようにします。

## わたしの取組実践例

夫にも学校のPTAや地域の町内会などのイベントに参加してもらい、「女性の仕事」と思われていることに参加することで、男性が参加しやすいようにしていく。

家庭内では、男性ももちろん家事に主体的にかかわっている。

<sup>7</sup> 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。

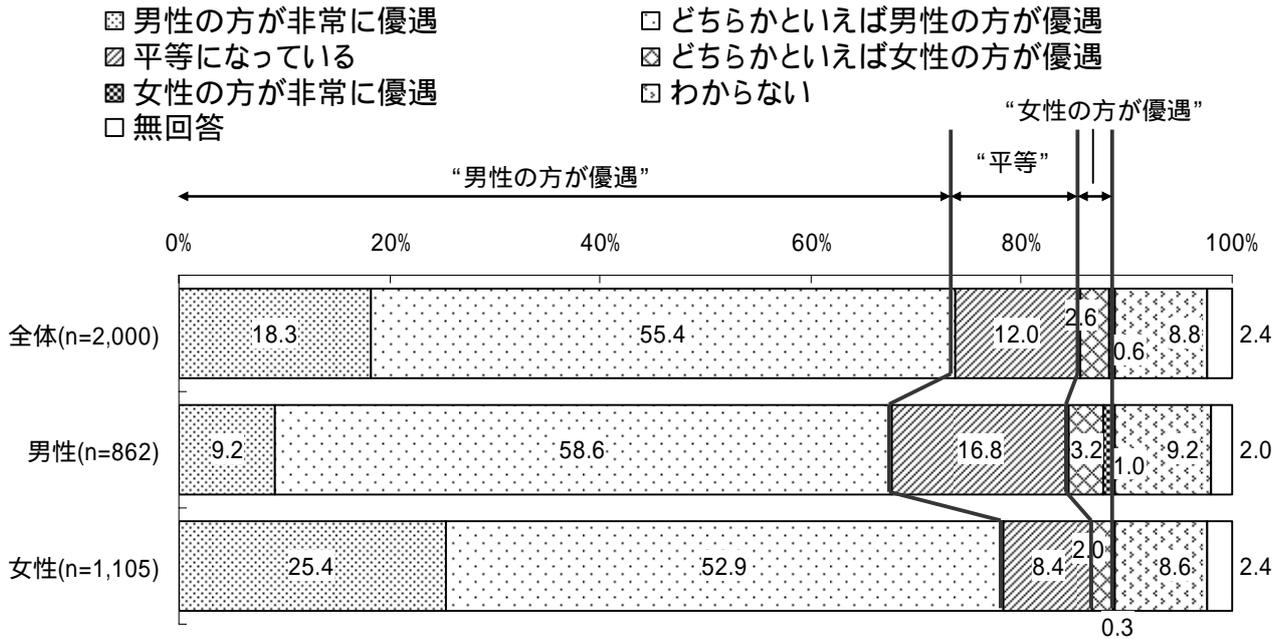
## 男女共同参画の現状

～男女の地位の平等感が低い「社会通念・慣習・しきたり」

【図1】社会通念・慣習・しきたりなどでの平等感の有無（横浜市）

「社会通念・慣習・しきたりなど」で男女の地位が平等になっていると感じている人は12%にとどまり、「男性の方が優遇」と感じている人は7割を超えています。

性別で見ると、女性では、平等になっていると感じている人の割合が男性の半分程度で、「男性の方が優遇」と感じている人が8割近く、男性との意識の差がみられます。

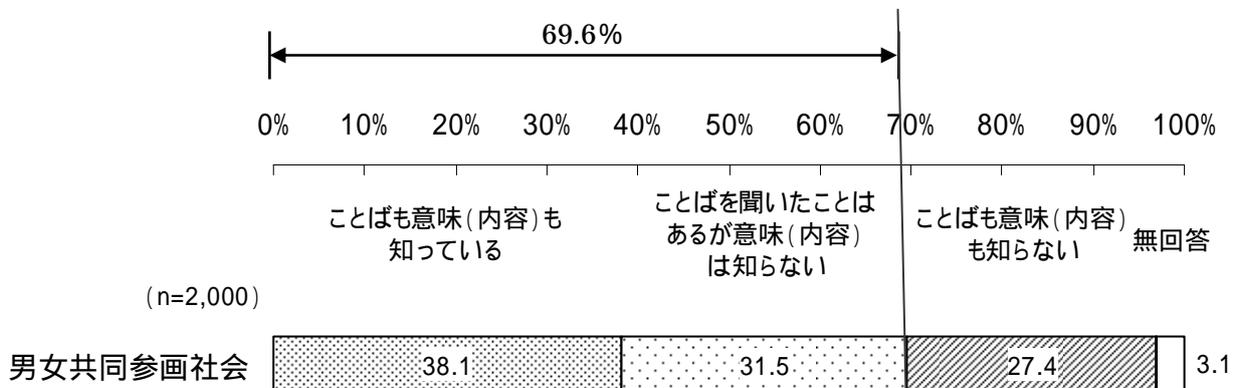


資料 / 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

～男女共同参画社会という言葉の認知度は7割にとどまる。

【図2】男女共同参画社会という言葉の認知度（横浜市）

「言葉も意味（内容）も知っている」人及び「ことばを聞いたことはあるが意味（内容）は知らない」人の合計は、7割程度です。



資料 / 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

## 取組目標 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。

将来にわたり、活力ある経済・社会を創造していくために、ダイバーシティの考え方<sup>8</sup>に基づき、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。こうした観点から、あらゆる分野への男女の参画を促進する必要がありますが、とりわけ女性の参画が進まない分野で取組を強化する必要があります。

横浜市では、総じて政治・行政・企業・地域における方針決定過程への女性の参画は低く、社会の構成員の半分を占めている女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるよう、横浜市が率先して、女性の登用を積極的に促進するとともに、企業や地域への働きかけを行っていきます。

また、女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していくために、人材育成の方法や多様な活躍事例、学習支援について、情報を提供していきます。

**目指す姿** 意思決定の場への女性の参画が高まり、その能力が活かされています。

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
市内事業所 の女性管理職 (課長相当クラス)の割合	7.8% (平成 22 年度)	15%
横浜市役所女性責任職 (課長級以上)の割合	9.1% (平成 22 年 4 月 1 日現在)	15% (平成 27 年 4 月 1 日現在)  平成 32 年度 目標値 20% (平成 32 年 4 月 1 日現在)
横浜市審議会・行政委員会への 女性委員の参画比率	34.1% (平成 22 年 4 月 1 日現在)	50% (平成 27 年 4 月 1 日現在)

市内事業所の企業規模 30 人以上の民間事業所

<sup>8</sup> 性別、年齢、国籍、ライフスタイル、障害や価値観・発想等にとらわれずに、多様な人材を生かし、それぞれが最大限の能力を発揮できるようにしようという考え方。

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
女性のしごと相談ステーション 相談件数	169件/年	200件/年
男女共同参画トップセミナー（仮称） の開催回数		10回以上/年
委員改選4か月前の審議会等に対する 事前協議の予告通知実施件数		対象となる 全審議会等

### 【施策の方向】

- 1 女性の就業を支援します
- 2 若者の自立を支援します
- 3 事業所における男女共同参画の取組を促進します
- 4 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います
- 5 女性の自己確立のための支援を行います
- 6 地域活動における男女共同参画を進めます
- 7 市役所における男女共同参画を進めます
- 8 市審議会等への女性参画比率を向上させます

#### - 1 女性の就業を支援します

女性が生涯を通じて経済的に自立し、働きながら安心して子どもを産み、育てていけるよう、また、いったん離職した女性がライフスタイルに合わせて、仕事や様々な社会活動に従事することができるよう、起業や再就職、能力開発等に関して、情報の提供や相談の実施、セミナーの開催等、それぞれの立場に立った支援を行います。

#### 主な事業

##### 女性のしごと相談ステーション

女性の就職・転職に関する相談、シングルマザーのための就労相談、女性起業家のための相談などを行い、女性の就労・起業をサポートします。

##### 女性のための起業支援

起業を目指す女性向けに、事業プランの改善・向上等を支援するための連続講座を実施します。

また、女性起業家の育成のため、営業ノウハウ・資金計画等具体的な課題をテーマとしたセミナーを開催するほか、先輩女性起業家による体験談サロンを開催します。

このほか、メーリングリストや専用サイトによる情報提供、男女共同参画センター横浜南のスペースの一部を活用し、ボックス型レンタルスペース、起業体験カフェへの出店等、起業の実践支援等を行います。

さらに、女性起業家のための相談窓口の設置や事業拠点を開設し、ステップアップを図ります。

## 女性のための再就職・転職支援

結婚、出産、育児、介護、病気など様々な理由で離職した女性の再就職を支援するため、合同会社説明会の開催や、地域で働く女性のための求人情報提供、再就職準備講座の開催等を行います。

### 働くママ・働きたいママへ

#### その壁は越えられる！ 講座「小1の壁・小1の扉」

「保育園から小学校にあがると仕事を辞めなければならないの？」「登下校や放課後の過ごし方が心配・・・」。不安を抱えながら働く子育てママを応援したくて、泉区役所では女性の働きやすいまちづくり事業で保育付き講座を展開しています。

働く子育てママの就業継続・再就職を阻む、分厚くてっかい「小1の壁」。でも、そこには必ず「小1の扉」があるんです。壁の前に立つ同じ立場のママ・パパ同士、壁を乗り越え扉を開けてきた先輩ママ・先輩パパと、お話ししながら「はまっ子・学童保育の利用」、「PTAや学校との関わり」、「夏休み(長期休み)の過ごし方」など、どうしているのか聞いていきましょう。子どもに「ごめんね」と言わなくていい、働くママを応援します。

【泉区地域振興課】

## - 2 若者の自立を支援します

これからの社会を担っていく若い世代が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自己を確立し、それぞれの個性と能力を生かして自立した生活を送ることができるよう、幼少期から個性を尊重しながら、自立意識の醸成や生活設計を確立するための支援を行います。

若者が抱える困難さは、健康上の理由、挫折経験、スキル不足、対人不安等多種多様であり、取り巻く環境も一人ひとり異なります。そこで、個々の状態に応じたきめ細かな支援を行うために、市民活動団体等との協働により、幅広い取組を推進します。

### 主な事業

#### 若者の社会参加・自立支援

困難を抱える若者に対して、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目ない相談支援を実現するため、青少年相談センター<sup>9</sup>、地域若者サポートステーション<sup>10</sup>及び地域ユースプラザ<sup>11</sup>によって構成される「ユーストライアングル」を中心とした連携を強化します。また、連携の中核機関として青少年相談センターの機能強化を検討するとともに、「こころの健康相談センター」やハローワークなど関係機関との連携

<sup>9</sup> 青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行います。

<sup>10</sup> 就労に困難を抱える若者とその保護者を対象に、職業的自立に向けた総合相談や継続的支援を行います。

<sup>11</sup> 脚注10・11の支所的機能を有し、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援します。

を進めます。

このほか、困難を抱える若者の社会・経済的な自立を支援するため、集団生活による生活訓練、ボランティア活動や豊かな自然の中での就労体験（ジョブキャンプ）を行なう「よこはま型若者自立塾」など社会参加・就労体験プログラムを拡充します。

#### 困難を抱える若者の新たな就労の場づくりの検討

困難を抱える若者が就労訓練を経たあとに、切れ目なく就労につながるための中間的就労の検討など、支援の構築を進めます。また、神奈川県や就労支援機関、横浜商工会議所、横浜中央職業訓練校、青少年自立支援機関とともに、困難を抱えた若者の就労支援について検討を進めます。

#### 横浜市子ども・若者支援協議会の設置

雇用・福祉・医療など異なる関係機関が連携・協力する「横浜市子ども・若者支援協議会」を設置し、包括的な支援体制を整備します。

#### 若い女性のための就労等支援

若い女性無業者等の自立、就労を支援するためのパソコン講座と就業準備講座を実施します。心身の健康面からも支援を行い、修了後もフォローアップをします。また、講座修了者を対象に、実際の就労体験の場と機会を提供し、自立を支援します。

### ～働きづらさに悩む、若年無業女性～

若者への就労支援が社会の課題となっていますが「女の子は働かなくても結婚すればなんとかなるのでは」という社会通念があります。一方で、未婚率は上がり、不況の中で配偶者の有無にかかわらず働く女性が増加し、その過半数は不安定な非正規雇用なのが現実です。2008年度に男女共同参画センターが実施した若年無業女性の調査からは、若者就労支援機関を利用する人の中で女性は3割以下にすぎないこと、人間関係のトラブル・学校でのいじめ・不登校・通院・親との葛藤などいくつもの生活上の困難を抱えていること、働いたりやめたりを繰り返している人が多いこと等がわかりました。センターでは「ガールズ編 パソコン＋しごと準備講座」（全11日間）で自信の回復と仲間づくりを、また就労体験カフェなどで各人の適性に合わせた次の一步への応援を行っています。



<http://girls-support.web.officelive.com>

【横浜市男女共同参画センター】

### - 3 事業所における男女共同参画の取組を促進します

管理職への登用など女性の能力の活用や、男女がともに働きやすい職場づくりなど、市内事業所による男女共同参画の積極的な取組を促進するよう啓発活動を進めます。

各事業所が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的・継続的に取組を行うよう、より効果的な広報を実施するとともに、今後の施策に反映させるために、市内事業所の雇用状況、男女共同参画に関連する取組の現状等を把握します。

## 主な事業

### 企業の認定・表彰制度「よこはまグッドバランス賞」

女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組を進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰するとともに、認定・表彰事業者へのメリット拡大に向け、検討を進めます。また、認定・表彰事業所の取組について広くPRを行い、他の市内事業所への普及・啓発を図ります。

### 企業への出張啓発講座の開催

市内事業者からの要請を受け、職場における女性活用等をテーマに出張講座を開催します。

## - 4 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います

ひとり親世帯、高齢者、不安定雇用者、障害者、在住外国人女性とその子ども、DV被害者とその子どもなど、様々な困難を抱える人々が、地域で安心・安定した生活が送れるよう支援を行います。

これらの人々の生活困難の背景には、固定的性別役割分担意識と、それに基づく就業構造による男女の収入格差があります。そして、結婚・出産・育児により退職した女性の再就職は非正規雇用が多く、また、昨今の厳しい経済状況から、男女を問わず若年者や中高年世代まで、不安定雇用が増加し、経済的自立が脅かされています。さらに、人間関係の希薄化は、単身高齢男性や父子世帯の地域での孤立等の問題を生んでいます。男女で異なる困難の状況を踏まえ、自立に向けた力を高めるとともに、雇用の安定、安心できる生活環境の確保等、セーフティネットを含め、総合的に支援します。

また、子どもがいる世帯では、困難の次世代連鎖を断ち切るために、教育の充実や、世帯の状況に応じた就業・子育て・生活支援に加え、地域社会とのつながりも重要であり、より一層、支援基盤の整備を進めます。

## 主な事業

### 中・高校生世代を中心とした進路選択支援事業

職業意識の醸成やキャリア形成を図るため、家庭環境や学習面等に課題を抱える中・高校生世代に対し、早い段階から学習や就労の支援、メンタル面でのサポートなどを行います。

### ひとり親家庭への就業支援

男女共同参画センター、母子家庭等就業・自立支援センター及び中央職業訓練校などにおいて、ひとり親家庭の経済的自立に向けて、パソコン講習や就労相談、職業訓練を実施します。

### 横浜型児童家庭支援センターの設置

養育に課題を抱える家庭ができるだけ地域で安定して生活できるよう、既存の「児童家庭支援センター」<sup>12</sup>の機能に加え、ショートステイ等の預かりサービスのコーデ

<sup>12</sup> 児童福祉法に基づく施設。地域の児童に関する相談に応じるなど、児童・家庭の福祉の向上を図ります。

ィネットを一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」を児童養護施設等に併設します。さらに、施設を退所した児童及びその家庭や、里親家庭への支援も行うよう、機能を拡充します。

#### - 5 女性の自己確立のための支援を行います

女性が目標をもち、変動する社会に対応しつつ生きていくのに役立つ内容を学べるよう支援します。

また、女性が、自分自身に対する信頼を培うことができるよう、支援します。

#### 主な事業

##### キャリア支援セミナーの開催

女性の生涯自立に向けて、自らの働き方や生き方を考えるきっかけとなるセミナーを開催します。

##### アサーティブネス<sup>13</sup>体験講座の開催

固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、対等で平等な関係を築くために、自他双方を尊重したコミュニケーション・スキルを学び、身につけることを目的としたワークショップを実施します。

##### 男女共同参画トップセミナー（仮称）

各界で活躍する女性トップリーダーによる、女性を対象としたビジネスネットワーク会議など、女性のキャリアアップやネットワークづくりを応援するセミナーを開催します。

#### - 6 地域<sup>14</sup>活動における男女共同参画を進めます

少子高齢化社会の進展とともに、地域の抱える課題が多様化・複雑化している中で、地域が主体的に防災・防犯・環境等の課題解決に取り組めるよう、自治会町内会をはじめとした地域の各団体が連携し、それぞれが力を十分に発揮していくことがより一層求められています。

しかし、地域活動に携わっている男性や若年層は少なく、一方、地域活動に携わっている女性は多くても、会長など組織の中核に女性の参画が少ない状況があります。

男女がともに豊かに暮らせる社会を実現していくために、地域活動への男女双方の参画、方針決定過程における女性の参画についての意識啓発を更に進めるとともに、商店街活性化、防災・防犯、環境等、地域の幅広い分野に男女共同参画の視点を取り入れる効果についての事例を具体的に示していきます。そして、こうした地域活動など、市民の日々の生活を取り巻く身近な場から男女共同参画を推進し、地域力の向上を図ります。

#### 主な事業

##### 男女共同参画の視点を取り入れた地域の取組の支援

地域の課題解決に取り組む団体に対し、男女共同参画の視点から課題解決を支援し

<sup>13</sup> 相手の権利を尊重しながら自分の気持ちや要求を素直に、誠実に、対等に表現すること。

<sup>14</sup> 住民の身近な生活圏とし、そこにおける住民の活動に応じて、町内会、自治会、学区等を想定しています。

ます。また、男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及や地域活動における意思決定過程への女性の参画を促進します。

#### 「YOKOHAMA わたしの防災力ノート」活用出前講座

実際に震災を経験した女性たちの声をもとに、様々な状況下での被災をイメージして、自分にとって必要な備えをするためのワークノート「YOKOHAMA わたしの防災力ノート」を活用し、区役所、家庭防災員研修会及び地域子育て支援拠点などで、女性の視点で地域防災の課題を地域の防災に関わる人々とともに考えていくための学習会を実施します。

### ～ 女性の実感や経験を地域の安心・安全にいかそう

#### 「わたしの防災力ノート」～

男女共同参画センター横浜南では、2005年から「女性の視点で考えるまちと暮らしの安全網づくり」に取り組んでいます。これは、身近な生活にひそむ様々なリスクに気づき、解決する力を持つという趣旨の事業です。その一環で、女性が地域の防災の担い手として、安全・安心を築くことをめざし『わたしの防災力ノート』を製作しました。

都市型で大規模な被害をもたらした1995年の阪神・淡路大震災。大災害を経験した女性たちの声をもとに、震災が起きた場合をイメージする力の大切さや、日頃のネットワークがもしもの備えにつながるこの意味を小冊子にまとめました。横浜市男女共同参画センター3館で配布のほか、区役所・消防署と連携し、家庭防災員自主研修や自治会・町内会の防災勉強会の資料として活用されています。

女性の視点で地域防災を見直すことは、高齢者や子どもなど災害弱者の問題を考えるきっかけにもなります。安全・安心のまちづくりに女性が力を発揮していくことが期待されます。

【横浜市男女共同参画センター】

#### - 7 市役所における男女共同参画を進めます

市民の半数は女性であり、市役所の重要な政策決定の場に女性が参画し、多様な視点や発想を生かして市民サービスを提供することは、市民満足度の高い市政の実現につながります。また、市役所の組織力の向上のためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを進めることが重要です。

このため、市役所が率先して男女共同参画を推進し、市内企業の模範となる職場づくりを行っていきます。

さらに、「女性ポテンシャル発揮プログラム」<sup>15</sup>を積極的に推進します。

<sup>15</sup> 市役所での女性の人材育成と登用を進め、性別に関わらず、すべての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織を実現することを目的として、平成20年度（2008年度）に策定したものの。対象期間は平成20年度（2008年度）から平成31年度（2019年度）までの12年間で、女性責任職の割合等について数値目標を設定しています。「責任職の意識改革」、「仕事と家庭生活の両立支援／ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「女性のチャレンジ・キャリア形成支援」の三点を取組の方向性として定め、取り組んでいます。

## 主な事業

### 市役所責任職への女性の登用の促進～女性ポテンシャル発揮プログラム～

市民満足度の高い市政のために、市役所での女性の人材育成と登用を進め、性別にかかわらず、すべての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織の実現を目指して、「責任職の意識改革」、「仕事と家庭生活の両立支援/ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「女性のチャレンジ・キャリア形成支援」に取り組みます。

### 市役所のワーク・ライフ・バランスの推進～仕事と家庭生活両立のための職員参加プログラム～

男性も女性もすべての職員が仕事と家庭生活（子育て、介護に限らず、すべての人に関わる様々な生活）の双方を充実させ、市政の運営にその能力を十分に生かせるよう、年次休暇等の取得促進や超過勤務削減に対する積極的な取組、効率的かつ効果的な業務執行を行うなど、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

## - 8 市審議会等への女性参画比率を向上させます

市政の政策形成に多様な視点を取り入れ、男女がともに暮らしやすい市としていくために、市審議会等の委員への女性の参加を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大します。

横浜市審議会等の女性参画比率は、平成 14 年度(2002 年度)に 30%を超えましたが、22 年度(2010 年度)は 34.1%と横ばいの状況が続いています。市民の半数が女性であることに鑑み、女性の参画比率 35%の目標値の見直し、中間目標値の設定等、実効性をあげるような取組を進めます。

また、引き続き、様々な分野における女性の人材情報の収集・提供を行います。

## 主な事業

### 横浜市審議会・行政委員会への女性の登用促進

審議会等の新設及び委員改選の際に事前協議を行うことで、審議会等委員への女性の参加を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大します。

また、女性委員の登用が進まない審議会等に対して、柔軟な委員候補の選出など、女性委員の積極的な登用を働きかけるほか、女性委員候補者の情報提供を行います。

## わたしの取組実践例

多様な考えや価値観を尊重するために、相手のどんな考えや価値観でも頭ごなしに否定しないという気持ちを持って相手と接しています。

仕事として、ニュースサイトで記事を作成しています。記事を作成する際に、「女性の視点」、「作り手からは忘れられそうな女性の気持ち」を入れることに力を注いでいます。

一人暮らしの男性への声かけと励ましを努力しています。

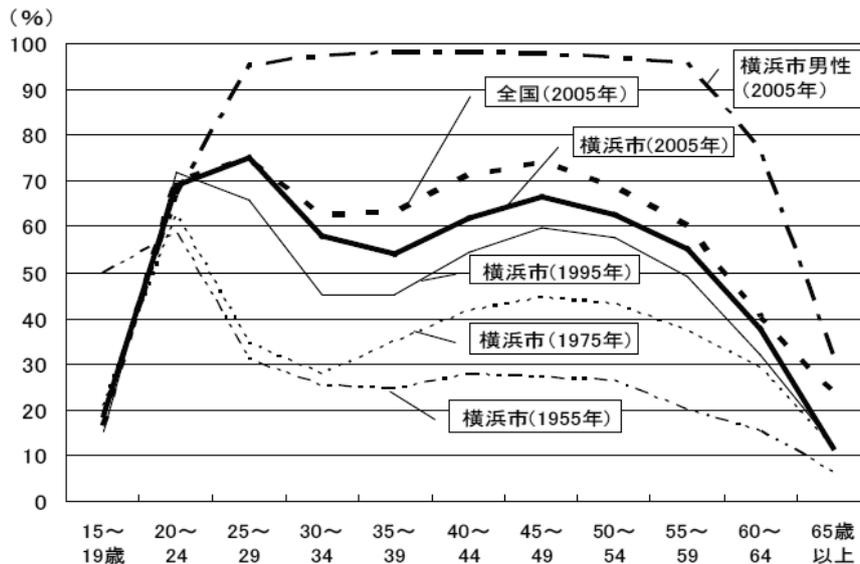
## 男女共同参画の現状

～横浜市は、結婚・出産・育児で仕事を辞める女性が多い

【図3】年齢階級別女性の労働力率の推移（横浜市、全国）

年代別に女性の労働力率をみると、男性は台形型を描くのに対して、女性は結婚・出産・子育て期に当たる時期に低下するM字カーブを描いています。くぼみが深いほど、結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性が多いと言えます。

横浜市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことが分かります。

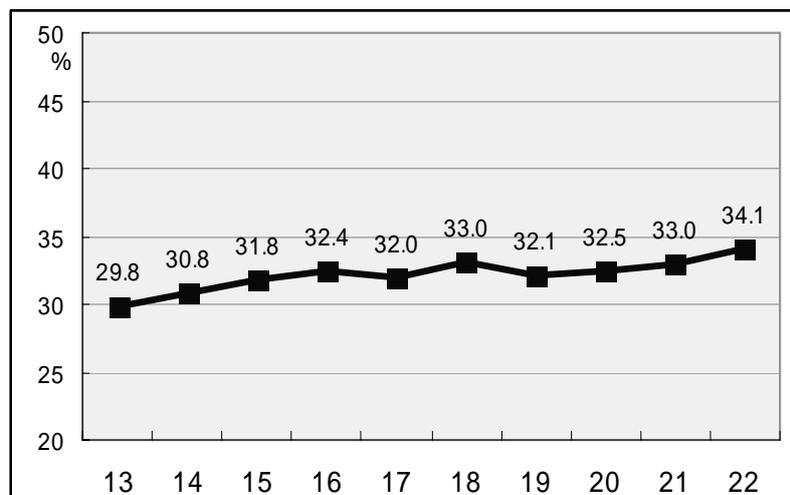


資料 / 総務省「国勢調査」平成17年度

～市民の半数は女性だが、市審議会等への女性の参画は3分の1程度で微増にとどまる

【図4】審議会等への女性の参画状況（横浜市）

横浜市審議会等への女性参画比率は、平成14年度（2002年度）に30%を超えましたが、22年度（2010年度）34.1%と横ばいの状況が続いています。



資料 / 横浜市総務局調べ（各年4月1日現在）

## 取組目標 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

男女がともに、多様な生き方を尊重され、その個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かち合うことが不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスは、年齢や性別にかかわらず、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の様々な段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人にとって、仕事により生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との充実した時間や、自己啓発・地域活動への参加の時間を持つことができる、豊かな生活を可能にします。また、子育てや介護など、個人の状況に応じた、多様で柔軟な働き方が選択できるようになります。

さらに、企業にとっては、優秀な人材の確保と定着、従業員のモチベーションアップと心身の健康保持、これらによる生産性の向上や、イメージアップというメリットが生まれ、さらに相乗効果として、家族で過ごす時間の充実や地域活動の活性化等、社会全体の好循環につながります。

行政だけではなく、市民、企業、市民・地域活動団体等様々な主体が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組んでいくことが必要です。

**目指す姿** 市民が、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させています。

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
男性の育児休業取得率	1.8%	10%
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	16.2%	30%

市内の従業員数 50～300 名の企業、市内特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
「よこはまグッドバランス賞」 認定事業所数	49 事業所（累計）	125 事業所（累計）
保育所待機児童数	1,552 人 (平成 22 年 4 月 1 日現在)	解消 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

## 【施策の方向】

- 1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援を行います
- 2 男性の家庭生活、地域活動等への参画を促進します
- 3 保育・子育てのための支援を行います
- 4 高齢者や障害者等の介護・自立の支援や介護・介助者のための支援を行います

- 1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援を行います  
男女がともに働きやすく、能力を發揮できる職場づくりのために、これまでの男性の仕事中心の生き方・長時間労働を前提とした働き方や家事責任の女性への偏重を見直し、短時間勤務や在宅勤務等、ライフスタイルに応じた多様な働き方に向けた支援を行います。  
また、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその効果について、積極的に情報提供・啓発を行います。

## 主な事業

### 企業向け普及・啓発

企業経営者・人事労務担当者に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催やリーフレットの発行を行います。

また、子育て支援NPOとの連携により、企業の従業員研修や地域貢献活動をきっかけとした意識改革を支援するため、NPOの活動状況やノウハウを企業向けに情報発信していきます。

### 市民向け普及・啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進には、働き方の見直しや父親の子育てへのより深い関わりなど、市民一人ひとりが意識を変えていくことが重要であることから、関連団体と幅広く連携して関連テーマのセミナーやイベントを開催するとともに、市民向けリーフレットを発行します。

### 企業の認定・表彰制度「よこはまグッドバランス賞」

女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組を進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰します。また、認定・表彰事業所に対する新たなインセンティブについて検討します。

### 企業経営相談を通じた両立支援のサポート

企業において、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備を促進するため、中小・中堅企業等の様々な取組に関する相談に応じるとともに、専門家を派遣します。また、取組を横浜市の「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することにより、企業のCSR（社会的責任）活動を推進します。

## 働きやすい職場づくりを応援！「よこはまグッドバランス賞」

横浜市では、市内事業所での積極的な女性の能力活用やワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、女性も男性も働きやすい職場づくりを進める中小事業所を、「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰し、その取組を広く紹介しています。



労働力人口の減少をはじめとして、様々な経済社会状況の変化によって、企業の活力や競争力の源泉となる有能な人材の確保が、企業にとって一層重要な課題となっています。「男性は仕事、女性は家庭」という分担を前提とした働き方ではなく、多様な人材を生かし、柔軟な働き方を可能にする取組が企業に求められています。

「仕事と家庭等の両立ができるよう取り組んでいます」、「工夫をして働きやすい職場づくりを進めています」という事業所の、積極的なご応募をお待ちしています！

【市民局男女共同参画推進課】

### - 2 男性の家庭生活、地域活動等への参画を促進します

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現させ、また、男性が家庭生活での役割も分担できるようにするために、男性の家事、育児、介護、地域活動等への参画を促進します。

男性の長時間労働の抑制や育児休暇の取得促進に向けて、働き方を見直すことはもちろんのこと、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男性の家事・育児参画等についての社会的な気運の醸成を図っていきます。

また、男性は女性に比べ自殺者数が多く、働き盛りの年代でより顕著ですが、その背景には、男性は家計の支え手という固定的性別役割分担意識もあると言われています。男女を問わず、過重な労働は、心身の健康を損ねる重大な問題です。男性が心身のバランスを崩しがちになる根底には、仕事のみ偏りがちの生活があることから、男性が健康で豊かな生活を送れるようにするためにも、男性の家庭生活、地域活動等への参画を促します。

#### 主な事業

##### 父親の家事・育児の推進

主に乳幼児の父親を対象に、必要なコミュニケーション力、育児・家事の知識を学べる多様な講座やイベントを開催し、その機会を通じて父親のネットワーク(パパ友)づくりを応援します。

また、ホームページ等を活用し、地域のパパ講座情報などの情報提供や子育ての楽しさを発信していきます。

##### 男性のための料理教室

男性の生活自立を支援するため、仕事帰りなどに参加できる料理教室を開催します。

##### パパと遊ぼう

幼児をもつ父親を対象に、身体をダイナミックにつかった親子遊びプログラムの会を開催し、男性の育児参加を応援します。

### 「おやじの会」親子ふれあい事業

母親中心になりがちだった家庭教育の分野に、父親層が積極的に参加できるよう、「おやじの会」による親子ふれあい事業を支援し、「親子のふれあいの場」を提供します。

### ～ “ おやじ ” もやるゾ！子育て・家庭教育 おやじの会～

母親に頼りがちだった子育て・家庭教育に、父親層がもっと関わるきっかけとして、親子で共に体験する機会をつくろうと、小中学校を中心に「おやじの会」ができています。

横浜市には、現在、100団体以上の「おやじの会」があり、「おやじの会」の多くは、“できるときにできることをする”をモットーに活動しています。

具体的な活動としては、夏休みに子どもと一緒に学校に泊まり、野外炊事や夜の学校探検を楽しむ催しや、餅つき、昔遊びなど、親子で共に体験するイベントなどがあります。

また、学校の先生方とも連携して学校行事のお手伝い等も行っており、こうした活動が、子どもとのコミュニケーションの一助となり、父親層の子育て・家庭教育推進につながっています。

【教育委員会事務局生涯学習文化財課】

### - 3 保育・子育てのための支援を行います

待機児童の解消に向けて、引き続き、認可保育所等の整備を進めるとともに、就労の有無に関わらず、ニーズに合った保育サービスを提供していきます。

また、誰もが安心して子育てをしながら、仕事や地域活動に参画するために、“孤育て”<sup>16</sup>を解消し、社会全体で子育てを支援する取組を促進します。

男女がともに主体的に子育てに関わっていくために、「かがやけ横浜こども青少年プラン」をもとに、環境整備と意識改革を進めていきます。

### 主な事業

#### 保育所整備

市有地等の活用や既存建物の改修など、多様な手法による保育所整備を進めます。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図ります。

#### 家庭保育福祉員事業の充実、NPO等の活用による家庭的保育事業の実施

低年齢児の待機児童解消に向け、3歳未満の児童を居宅等で預かる「家庭保育福祉員」を増員します。また、複数の家庭保育福祉員による共同保育や、NPO法人等の事業者による保育を実施します。

#### 幼稚園預かり保育事業の充実

保護者の就労や病気などにより通常の幼稚園開園時間の前後に家庭で保育できない場合に、幼稚園児を保護者に代わって保育する「幼稚園預かり保育」を充実します。

#### 事業所内保育施設の設置促進

事業所内保育施設の設置を促進するため、整備費と運営費を助成します。

<sup>16</sup> 育児で孤立すること。

#### 一時保育・休日保育の拡充等、多様なニーズへの対応

就労形態の多様化等保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育（一時預かり）や休日保育、病児保育を拡充します。

#### 放課後の居場所づくり

「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」の運営や活動内容の充実を図り、増加している留守家庭児童に対応し、ニーズの高い小学校区に 19 時までの放課後の居場所を整えます。

### ～地域の身近な場所にある“親子のたまり場”

#### すくすくかめっ子事業～



神奈川区では、地域ぐるみで世代を超え、子どもをみんなで見守りながら育ていけるまちづくりを進めるために、乳幼児とその保護者や地域の人が、おしゃべりや仲間づくりのできる“親子のたまり場”として、「すくすくかめっ子事業」に取り組んでいます。

初めての子育てに戸惑う新米パパ・ママが、ベビーカーを押して行ける身近な場所に、37 か所で開設しています。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」とも連携し、気軽に立ち寄れる場として多くの方々が利用し、育児不安の解消などの役割も果たしています。

事業開始から 10 年が経過し、地域活動として定着するとともに、**地域子育て支援拠点「かなーちえ」**が要となって町内会・市民活動グループ・保育所・学校・区役所などのネットワークが形成されています。



【神奈川区こども家庭支援課】

#### - 4 高齢者や障害者等の介護・自立の支援や介護・介助者のための支援を行います

高齢者や障害者等の介護を必要とする人が、地域で安心して暮らし、男女を問わず介助者が、仕事と介護・介助を両立していくために、環境整備や制度活用、理解の促進を図り、地域・社会で支援していきます。

#### 主な事業

##### 介護保険事業

高齢者が、介護が必要な状態になっても、介護サービスを利用し、安心して住み慣れた地域や家庭の中で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問看護、通所介護（デイサービス）、短期入所サービス（ショートステイ）、特別養護老人ホームへの入所などの介護保険事業を推進します。

##### 障害者の介護等サービスの推進

介護、介助を必要とする障害児・者に対し、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの派

遣、ショートステイ、一時ケアサービス、重度障害者入浴サービス等の事業を推進します。

#### 地域包括支援センターにおける包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が継続できるよう、地域ケアプラザ等に地域包括支援センターを設置し、総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメントなどの支援を行います。

#### 後見的支援推進事業

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるため、日常生活の見守りなど、障害のある人を支援している人や地域の人々によって、障害者本人を支える後見的支援の仕組みづくりを行います。

また、障害者本人の安心づくりや権利擁護のため、この仕組み及び成年後見制度の普及啓発を進めます。

## わたしの取組実践例

男女ともに協力して仕事を進めて行くことで、時短、効率アップ等々のメリットが生まれます。早く仕事を片付けて、早く家に帰る喜びを体験して慣れて行くと、ほとんどの人はサービス残業などしなくなります。人らしい生き方を実践していくと、仕事も家庭も楽しくなります。

職場の子育て期の人には、残業を早く切りあげて帰るよう声かけをしたり、男性には「子供にすすんでかかわるのは大切、あとで子ども時代をとりもどすことはできない」等話したりしている。

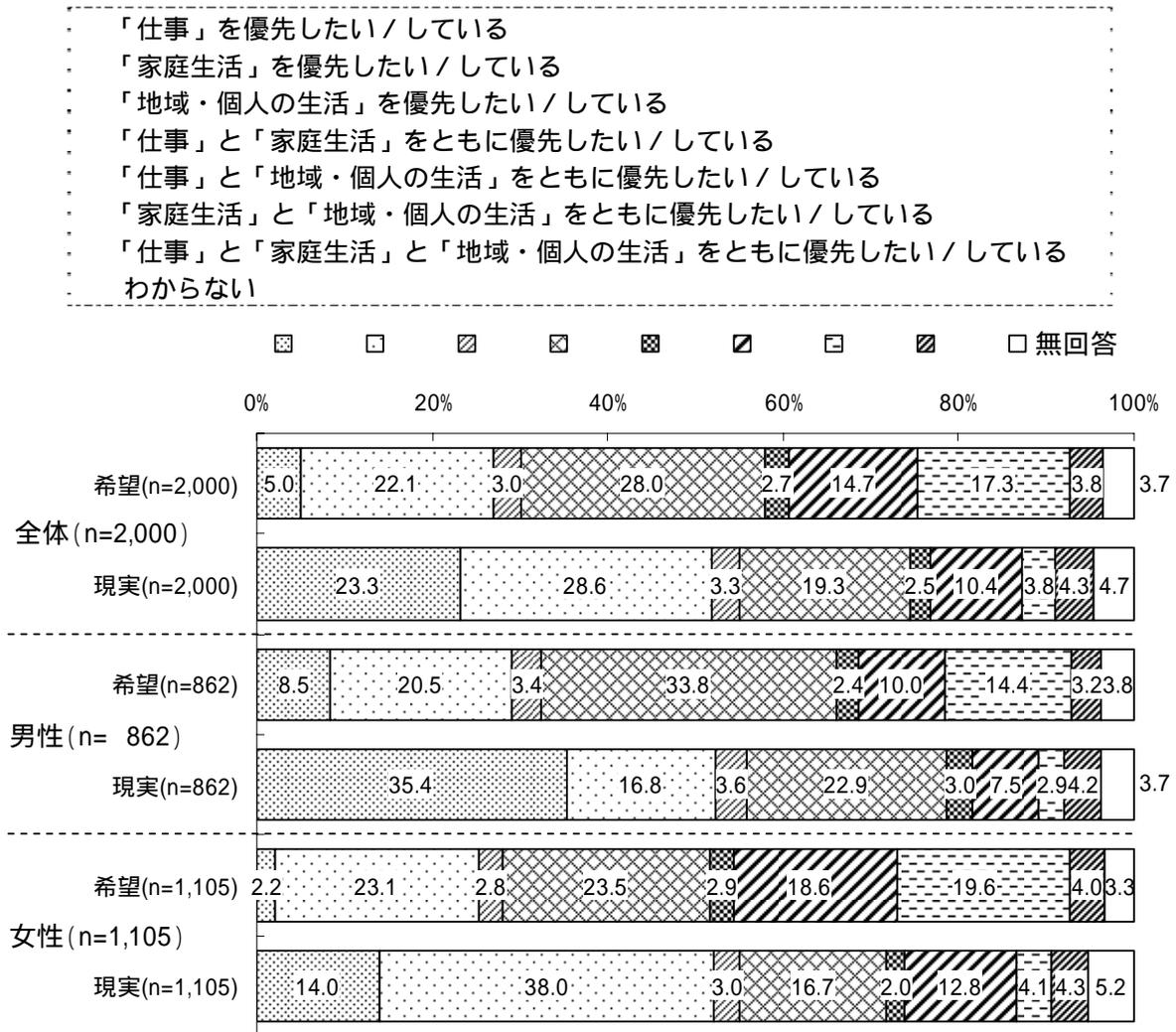
子どもも自分のできる家のことはなんでもする。ごはんは食べたい人がつくる。

## 男女共同参画の現状

～仕事と家庭生活等との調和を希望しているのに、現実には単一活動優先

【図5】仕事、家庭生活等の優先度の理想と現実（横浜市）

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度の希望と現実をみると、男性、女性ともに、複数の活動を優先したいとの希望が高くなっていますが、現実には、男性では仕事、女性では家庭生活を中心に、単一の活動のみを優先している割合が高くなっています。



資料 / 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 21 年度

## 取組目標 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが前提であり、生涯を通じた健康の維持が不可欠です。特に女性は、妊娠や出産のための身体的機能があることに留意する必要があります。

また、最近では、当事者からの声もあり、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）<sup>17</sup>についての社会的認知度も上がりつつあります。

こうした状況を踏まえて、性差に応じた健康相談をはじめ、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動して、自分の健康を管理できるよう、健康教育、普及啓発を推進するとともに、人権尊重の観点から、性的少数者の人々に対する理解を進めるために、啓発活動を実施します。

一方、若い世代における望まない妊娠や性感染症が、以前よりも増加しています。

そこで、子どもの健全な育成を図るうえでも、学校においては、発達段階に応じて、性に関する正しい知識が得られるよう、教育を推進します。

なお、子宮頸がんワクチン接種については、国において効果的な方策について総合的に検討が進められており、こうした国の動向を踏まえながら検討を進めます。

### 目指す姿

市民が、互いの性を尊重しあうとともに、心身の健康について適切な知識を身につけています。

#### 【施策の方向】

- 1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います
- 2 ライフステージに対応した支援を行います
- 3 性差医療が受診しやすい環境をつくります

#### - 1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います

男女が互いの性を理解・尊重できるよう、家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行います。

また、特に女性が、妊娠・性感染症等に関する正確な知識を得、対等な関係の下で妊娠・出産について決定することができるよう、情報・学習機会を提供するとともに、相談を実施します。

#### 主な事業

##### 思春期問題啓発事業

思春期の青少年が抱える性の問題や飲酒・喫煙をはじめとした薬物の乱用、不登校、ひきこもり等の課題への理解を深めるため、市民講座・シンポジウム等を開催します。

<sup>17</sup> 性分化疾患（染色体などが男女のいずれにも典型的でない疾病の総称）、性同一性障害、同性愛、両性愛など。

### 学校教育を通じた適切な性に関する教育の推進

教職員対象の研修を実施し、発達段階に応じて、適切な性に関する教育を推進します。

### 思春期相談

思春期に特有な医学的問題や性に関する不安や悩みについて、電話・面接相談を行います。

### エイズ・性感染症予防対策

相談・検査・医療体制の整備等を実施し、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供を図ります。

### 性的少数者の人々への理解の促進

様々な機会を通じて、市民や企業等に啓発を行います。

## ～ 「性的少数者」のことを知ってください！～

人間の「性」のありようが、とても多様であることが、さまざまな研究により明らかになってきました。しかし「世の中は男と女だけで、異性を好きになることが自然」という意識は、広く深く社会に浸透しています。このため、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の立場にある人たちは、いろいろな「生きづらさ」を抱えています。

身体の性と心の性（性自認）が異なる「性同一性障害」は、性別取扱いの特例法（平成15年）により広く社会に周知されました。しかし、外見と公的書類の性別が異なるために正規雇用をあきらめる人も多くいます。また同性愛について、WHOは「いかなる意味においても治療の対象とはならない」と見解を発表しました（平成2年）。しかし、からかいの対象となることも多いため、同性愛者は自分の性的指向を隠さなければなりません。多様な性と性的指向があることを自然なこととして受け止めましょう。 【市民局人権課】

## ～ “かけがいのない命”を学ぶ - 中学生と赤ちゃんのふれあい体験～

核家族化や少子化などの社会状況から、子どもの心の健全育成が問題にされています。また、「かがやけ横浜こども青少年プラン」の中で、子どもの成長に役立つ様々な体験の充実が推進され、中学生が赤ちゃんとのふれあう機会を設け、幼いものへの愛情形成、命の大切さ、自分も他人も大切にすることを覚える機会を持つことを推奨されています。

そこで、緑区では中学生に妊婦の疑似体験、沐浴実習、赤ちゃんとのふれあいなどの体験学習を学校・地域と連携し実施しました。

平成19年度から、モデル校として霧が丘中学校で実施しています。今回は2年生を対象に、生徒を2グループに分けて、同内容を1回ずつ実施しました。

1回目 平成22年9月24日（金） 中学生49人、赤ちゃんと保護者12組参加

2回目 平成22年9月30日（木） 中学生48人、赤ちゃんと保護者14組参加

【緑区こども家庭支援課】

## - 2 ライフステージに対応した支援を行います

男女がその健康状態や思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、生涯を通し、的確に自己管理ができるよう支援します。健康の保持増進に向けた健康指導やスポーツを通じた健康づくり等、総合的な支援とともに、正確な情報を提供します。

### 主な事業

#### 心とからだのセルフケア事業

女性のがんやメンタルヘルスなどについて、予防啓発や治療方法、当事者の体験談、自助グループ情報の提供などを行います。

また、産後や高齢女性の尿失禁予防、がん手術後の女性のためのリンパ浮腫予防など、女性の健康課題別に、運動により予防と症状軽減を図る体操教室を実施します。

#### 高齢者スポーツ・体操等振興事業

高齢者に適した楽しめる体操・スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図り、高齢者の身体機能の低下防止などの介護予防及び連帯意識の高揚を図ります。

## - 3 性差医療が受診しやすい環境をつくります

性差に応じた的確な医療が受けられるよう、性差医療の普及を図るとともに、女性専門外来や検診等の周知など、女性が安心して受信できる環境づくりを進めます。

また、性差を踏まえた心身の健康維持や生活習慣病の予防等に向けた情報提供を行います。

### 主な事業

#### 女性特有のがん検診推進事業

がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能になっているため、がん検診の受診率を向上させ、早期に発見することが極めて重要です。特に女性特有のがんである「乳がん」、「子宮がん」については、特定の年齢の方を対象に、無料クーポン券を送付し、受診を促します。

#### 不妊相談及び治療費助成

身体的・精神的に負担が大きい不妊治療について、不妊相談や不妊に関する講座等を実施します。また、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

#### 妊婦健康診査事業

母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。

## わたしの取組実践例

音楽療法教室、ゆる体操、転倒防止健康体操、地域の歴史と文化の学習会、昔懐かしい町内会ラジオ、インフラ施設見学旅行等に積極的に参加することにより、幅広い年齢層の出会いを大事にしています。

リプロダクティブヘルス(性と生殖に関する健康)に関連する子宮がんワクチン普及のクリニック募金に参加しています。

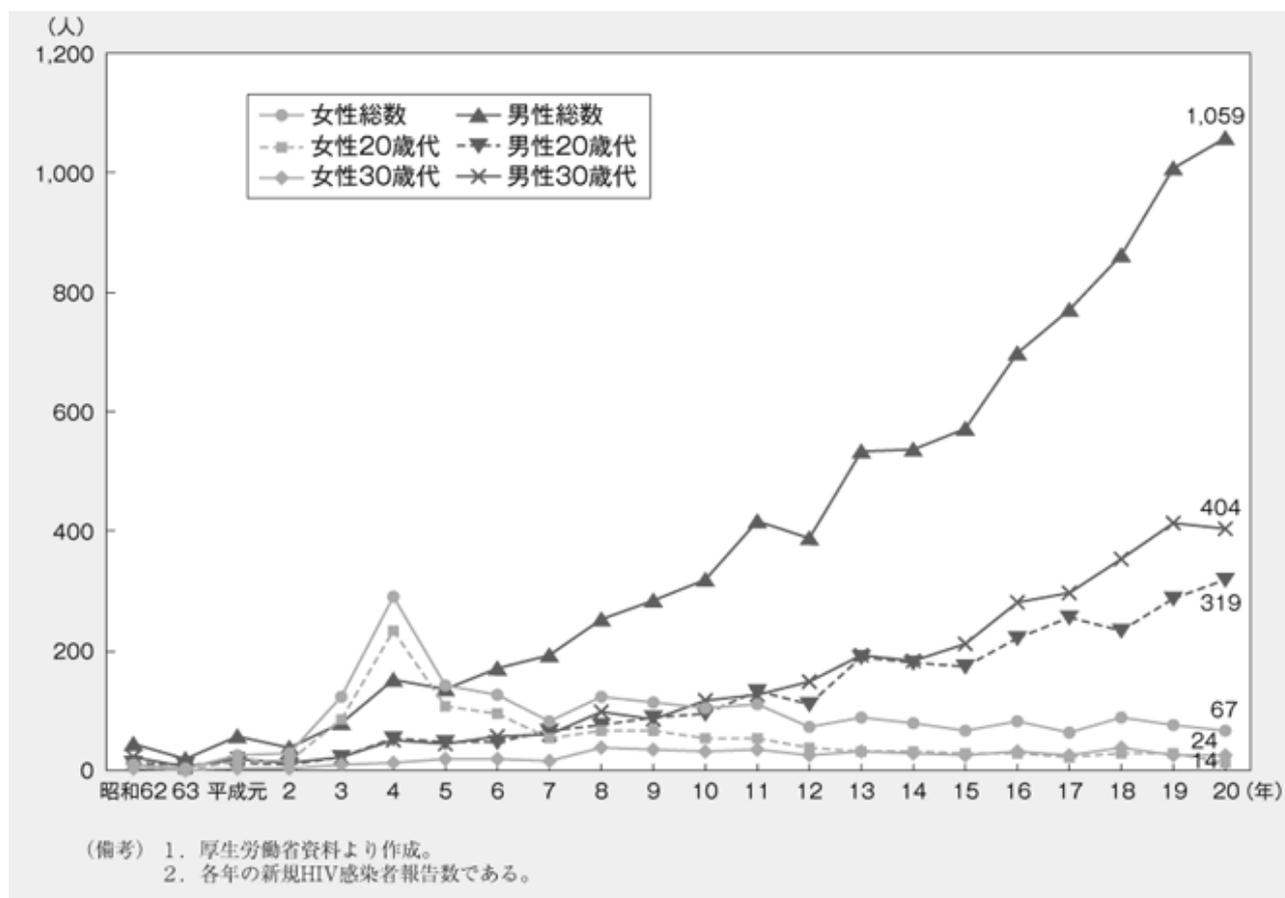
### 男女共同参画の現状

～新規で感染した HIV 感染者は過去最高の報告数となる

【図6】HIV感染者の性別、年代別推移(全国)

昭和62年(1987年)から平成20年(2008年)までに日本において報告されたHIV感染者の累計は10,522人で、平成20年(2008年)に新規で感染が報告されたHIV感染者は1,126人で、過去最高の報告数となっています。

感染が報告された時点での年齢で年代別に新規で感染が報告された感染者数をみると、20歳代が全体の29.6%を占めているのに対し、30歳代が38.0%を占めており、30歳代での感染が多く、特に男性の感染者数は近年急激に増えています。



資料 / 厚生労働省資料より作成(各年の新規HIV感染者報告数)

## 取組目標 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり

横浜市では、在住外国人が増え続けていますが、言葉や価値観、文化の違いから、就職、子育て、就学等様々な生活上の問題<sup>18</sup>に直面している人がいます。特に外国人女性の場合、外国人であることに加え、女性であることで、働きにくく、経済的自立が困難である状況を抱えていることも少なくありません。

男女共同参画は、国際的な動きと密接に連動しながら進める必要があります。政治や経済、文化などあらゆる分野で国際化が進む中、横浜市においても国際社会の取組や、外国の女性が受けている人権侵害や置かれている生活状況などに無関心でいることは許されません。

身近な地域で、性別や国籍にかかわらず、多様な生き方を認め合える意識を醸成するとともに、世界の女性の地位向上に貢献するため、国際協力に向けた積極的な取組を進めます。

### 目指す姿

多文化共生が進み、外国人女性等が暮らしやすくなっています。  
日本語を母語としない子どもたちへの学習支援が進んでいます。

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
在住外国人のうち、現在の暮らしに満足している割合	55.4%	65% (平成 25 年度末)

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
国際交流ラウンジ整備数	8 か所	11 か所
初期日本語学習支援講座開催か所数		4 か所

### 【施策の方向】

- 1 地域社会や男女共同参画推進の場での多文化共生を進めます
- 2 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援を行います
- 3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します

<sup>18</sup> 他にも、医療、住居、結婚・離婚、DVなど、生活する上で様々な困難や心配事を抱えています。

- 1 地域社会や男女共同参画推進の場での多文化共生を進めます

外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすく活動しやすいまちにしていくため、身近な地域で、交流を進め、国際理解を深めることができるよう、情報提供や学習機会の充実を図ります。

**主な事業**

**国際性豊かなまちづくり事業**

日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進める方向性を示した「ヨコハマ国際まちづくり指針」に沿って事業を推進するため、「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を開催するほか、多文化共生啓発講演会等を開催します。

**国際交流ラウンジ整備事業**

地域の国際交流の拠点として、市内在住の外国人に対する情報提供・相談、情報収集・整理、地域の外国人支援に携わる人材の育成などの機能を持つ国際交流ラウンジを整備します。

- 2 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援を行います

横浜に住む外国人女性とその子どもが安心して暮らすために、多言語による行政サービスや地域交流等、身近な場での情報提供や相談の充実を進めます。また、小中学校など学習の場で、日本語を母語としない子どもたちへの支援を強化します。

**主な事業**

**日本語学習支援の実施**

主に国際交流ラウンジ等を活用し、日本語の不自由な外国人のための初期日本語学習支援講座等を実施します。また、外国人の子どもへの母国語を生かした学習支援の取り組みを支援します。

**多言語サポーター派遣事業**

市内在住の外国人に対する市内公共機関窓口等での外国語対応のため、市民通訳ボランティアを派遣します。

**専門相談事業**

滞在期間の長期化、定住化により在住外国人の抱える問題が複雑化していることから、在住資格や法律等専門的相談の場の提供と専門相談員のネットワーク化を図ります。

**多言語による生活情報の発信**

市内在住の外国人が生活していく上で必要な情報を、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語等の6言語でホームページに掲載しています。

## ～ かながわ外国人教育相談 ～

外国につながる子どもたちの教育について、保護者、支援者などから、相談を受けている。相談内容は、小学校就学前から大学受験までと多岐にわたるが、義務教育課程が終わり、高校進学に直面する人たちからの相談が最も多い。相談は無料。

日本語の日常会話に不自由しなくても、学校の授業内容を理解するのは難しい。日本の学校生活になじめないで、不登校になる生徒も少なくない。

外国につながる子どもたちが楽しく学校生活を送れるよう、どの相談員も丁寧に話を聞いて対応している。中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語を話す相談員のほか、必要に応じて通訳を手配。相談日 毎月第2、第4土曜日 10:00～12:30 横浜市国際交流協会(YOKE)内 毎月第4木曜日 13:30～15:30 みなみ市民活動・多文化共生ラウンジで。

かながわボランティア活動推進基金21の事業【多文化共生教育ネットワークかながわ ME-net】

## ～ 外国人ママの会 ～

鶴見区は外国人の方が市内で2番目に多く、いろいろな国と地域の文化が息づく「多文化共生のまち」です。

外国人ママの会は、外国人のお母さん、お父さんとお子さんたちが集い、育児の不安を軽減することなどを目的に、日本の文化を体験したり子育てに関する情報を提供する場となっています。出身国は中国、韓国、台湾などのアジア諸国、ペルー、アルゼンチンなどの南米諸国など数多くの国にわたっています。外国人の方同士が交流し、育児経験を語り合うために区役所や地域子育て拠点などで行っています。

通訳ボランティアの方々の協力も得て開催していますので、言葉のことはあまり気にせず、多くの方に参加してほしいです。 【鶴見区こども家庭支援課】

## ～ 外国人女性からの相談 - ことばの壁と在留資格 ～

「裁判所から通知が届いた。どうすればよいのか」。当協会が運営する多言語相談窓口「ヨーク情報相談コーナー」にアジア人女性Aさんが困惑した様子で来所しました。通知は「離婚調停」の呼出しでしたが、「裁判所からの呼出し」に本人はおろおろしていました。Aさんの滞在資格は日本人との結婚での「配偶者ビザ」だったので、離婚が成立すると本人の在留資格や子どもの親権を失うことへの不安を訴えました。後に、別居状態の夫には弁護士がついていることが分かったため、情報相談コーナーでは、無料で法律相談ができる機関を紹介し通訳を派遣しました。

情報相談コーナーの相談件数(平成21年度)は約4,700件、うち離婚、結婚、DVに関わる相談は約200件で、深刻な相談も寄せられています。

在留資格の延長には、手続き等で日本人配偶者の協力が必要なため、「在留資格」をたてにされるケースもみられます。また日本語能力が不十分なため、必要な情報にアクセスできず不利益を被っているケースも多々あります。日本人には意識することのない「在留資格」と「日本語能力」、この二つが外国人女性からの相談のキーワードではないでしょうか。

【公益財団法人 横浜市国際交流協会】

### - 3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します

男女共同参画をめぐる国際社会における動向等について情報収集・提供等を行うとともに、国際的な男女共同参画に関する市民の理解を深めるために、国際機関やNGO等との連携を促進・支援します。

#### 主な事業

##### 途上国の女性の自立支援活動をしているNGO・NPO等への支援

発展途上国の女性の自立支援等の国際協力や、国際交流、在住外国人支援に取り組むNGO・NPOの活動を支援するとともに、広く市民に紹介し、市民がこれらの活動に関わる機会を提供します。

また、NGO・NPO等との協働により、国際理解のためのセミナー等を開催します。

#### わたしの取組実践例

地域の国際交流ラウンジで日本語指導のボランティアをしています。

学校には、性別、国籍、年齢さまざまな人が集まっています。このような中で、先入観を持たず、個人として接するように注意し生活しています。

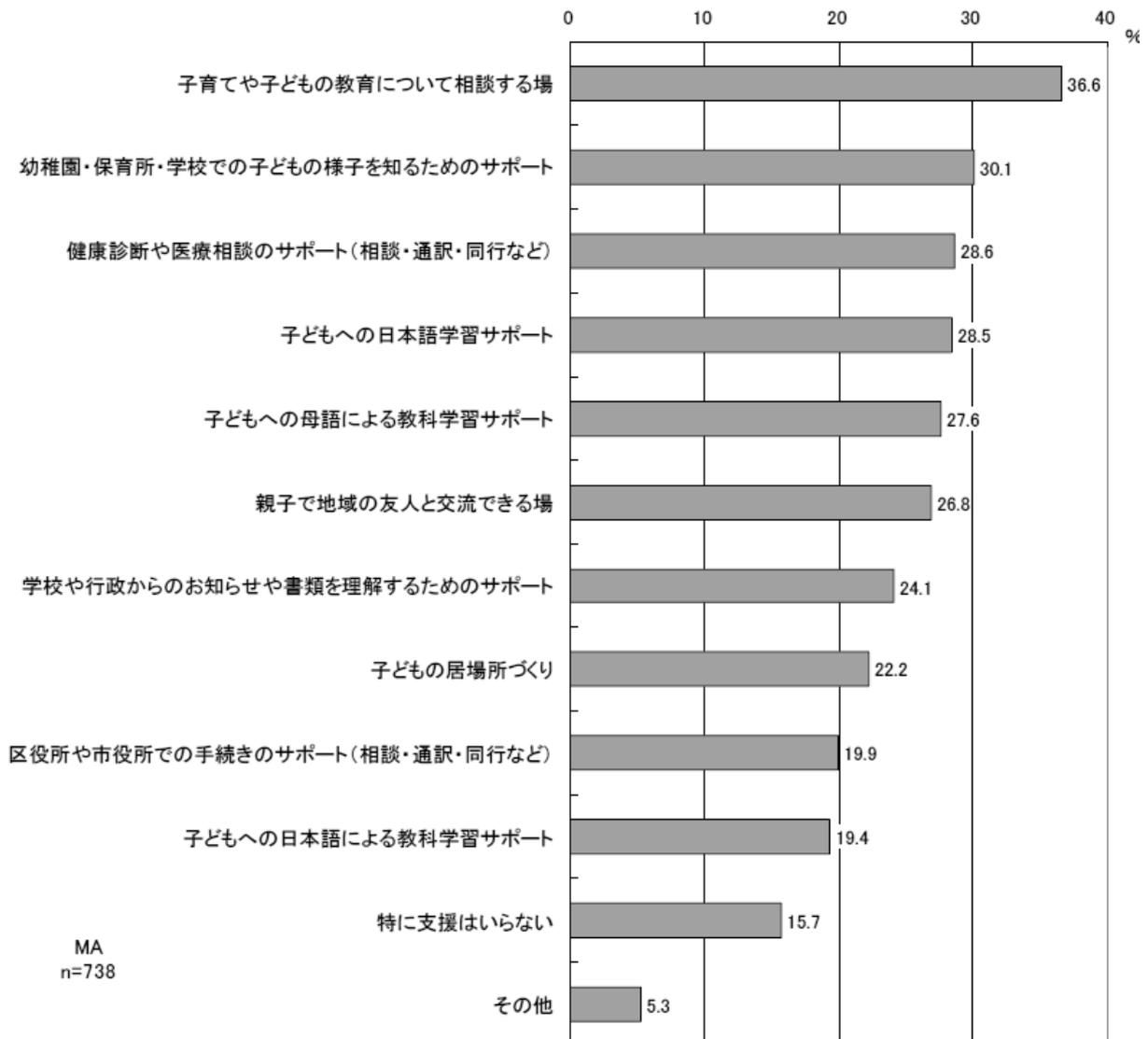
## 男女共同参画の現状

～市内に住む外国人は、子育てや子どもの教育に関する支援として、

「相談する場」を求めている

### 【図7】子育てや教育に関する支援についての在住外国人の希望（横浜市）

横浜市に住む外国人が、子育てや子どもの教育に関してあったらよいと思う支援は、「子育てや子どもの教育について相談する場」が最も多くなっています。



資料 / 横浜市「外国人市民意識調査」平成 21 年度

## 取組目標 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組

性暴力や配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。暴力は、女性・男性を問わず誰に対しても、決して許されるべきではなく、すべての人が、安心、安全に暮らす権利を持っていることは、言うまでもありません。

しかし、警察庁の統計による配偶者間における犯罪の検挙件数や、都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数にもみられるように、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。平成 11 年に国連総会が、11 月 25 日を「女性に対する暴力撤廃の国際日」と定めるなど、国際的にも重要な課題として取り上げられています。

横浜市では、広報・啓発、相談、被害者支援等に取り組んでいるところですが、被害をなくすためには、企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力は許さないという意識の醸成をはじめ、より一層の推進が必要です。

特にDVは外部から発見しづらく、その被害が深刻化・潜在化しやすいという特徴があり、また、横浜市の調査から、被害者が自立に至るまでには、心身の健康の回復、就業・住居・生活費・子の就学等様々な困難を抱えていることも分かりました。

このため、横浜市でも、配偶者暴力防止法に基づき、市民に最も身近な行政機関として、DV施策に関する基本方針及び行動計画を策定するとともに、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を設置し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施していきます。DV施策に関する基本方針及び行動計画は、この行動計画の中に包含し、条例の理念のもと、女性に対する暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進していきます。

### 目指す姿

配偶者間の暴力や相談機関について市民の認識が高まり、女性に対する暴力が根絶されています。

成果指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
配偶者暴力防止法（DV防止法）の認知度	89.9%	100%
DV被害者のうち、暴力を受けた後、相談した人の割合	19.9%	50%
セクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組んでいる市内事業所の割合	58.6% (平成 22 年度)	100%

市内事業所の企業規模 30 人以上の民間事業所

重点 4

活動指標	平成 21 年度末 現状値	平成 26 年度末 目標値
若者向けデートDV防止の研修教材 作成		市内高等学校に 配布

#### 【施策の方向】

- 1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿って対策を進めます
- 2 女性や子どもにとって安全な環境づくりを進めます
- 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

#### - 1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿って対策を進めます

DV被害者の自立に向けて、DV施策に関する基本方針及び行動計画を策定し、関係機関との連携のもと、それぞれの状況に応じ、被害者の立場に立ったきめ細かで切れ目のない支援を行います。

配偶者等からの暴力を根絶するため、一層の広報啓発と若年層を対象とした予防啓発、教育の充実を図るほか、加害者への対策に向けて、調査・研究を進めます。

#### 主な事業

DV施策に関する基本方針及び行動計画に基づく啓発と被害者への切れ目のない支援

DV施策に関する基本方針及び行動計画（別冊）参照

### ～殴る、蹴るだけがDVじゃない！ - ひとりで悩まないで相談を～

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉から、みなさんはどのような行為を思い浮かべますか？

DVは、一般的には配偶者（元配偶者を含む）や交際相手からの暴力という意味で使用されていますが、必ずしも「殴る」「蹴る」といった身体的な暴力だけがDVではありません。精神的暴力（暴言を吐く、無視する等）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない等）、経済的暴力（生活費を渡さない、借金を重ねる等）、行動の制限（メールや電話の着信履歴をチェックする、友人との付き合いを制限する等）といった行為もDVです。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。もしもこのような行為を受けていたら、ひとりで悩まないで、まず相談してください！

【市民局男女共同参画推進課】

## - 2 女性や子どもにとって安全な環境づくりを進めます

性暴力の根絶に向け、暴力行為の防止と、暴力を容認しない社会風土の醸成を図るよう、また、性犯罪等に巻き込まれないよう、広報・啓発を促進します。

子どもが被害者となる身近な者からの性犯罪被害は、潜在化、深刻化しやすいという状況もあります。被害の潜在化を防止し、一人ひとりの状況に応じた支援はもちろんのこと、性暴力被害後、被害者が相談支援機関等の不適切な対応によってさらに、身体的、精神的、社会的に傷つく、いわゆる二次被害を防止するために、関係機関との連携を強化します。

また、近年のゲームソフトやインターネット上における犯罪性が強い性行為や過激な暴力表現には、女性に対する人権侵害となるものがあります。さらに、パソコンや携帯電話の普及により、インターネット接続を介して、性犯罪被害にあう子どもが後を絶たず、深刻な問題となっています。

多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力向上のための取組の推進とともに、メディア関係者が、自主的に、人権尊重に向けた取組を推進するよう働きかけます。

### 主な事業

#### 暴力防止キャンペーン

女性に対する暴力防止運動期間に合わせ、市民向け暴力防止啓発キャンペーンを行います。

### ～暴力防止キャンペーン～



許さない！  
夫や恋人からの暴力(DV)、痴漢、  
売買春、ストーカー、ハラ、ストーカー

毎年11月12日から11月25日までの2週間は、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)

横浜市では、啓発ポスターを作製して市内公共施設等に掲出し、広く市民を対象に暴力根絶の意識を高める活動を展開しています。

【市民局男女共同参画推進課】

#### 親子・女性の護身術

親子及び10歳以上の女性を対象に、護身術の実技を学びながら、自分自身を守ることができる強さに気づくワークショップを実施します。

#### 市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進

コンビニエンスストアや書店等において、有害図書類を適正に区分して陳列するため、青少年指導員の協力により調査を行い、必要に応じて職員による立入調査、啓発・指導を実施します。

また、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組や、青少年の深夜外出を防止するため、NPOや青少年指導員と連携し、繁華街等のパトロールを実施します。

#### 安全・安心のまちづくりパトロールの実施

地域、区役所、警察などと連携を図りながら、繁華街や住宅地など事件等多発している地域及び学校周辺などにパトロール隊を派遣し、巡回するとともに、自治会、町内会、防犯協会、ボランティア及び警察署などと連携し、児童の安全確保や防犯意識の高揚のための啓発活動などを行います。

### - 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

事業所など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、継続的に啓発、自主的取組を促進します。

特に雇用機会均等法等の対象にならない教育の場や地域活動でのセクシュアル・ハラスメントについての取組を推進します。

#### 主な事業

##### 事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止啓発

セクシュアル・ハラスメント防止に向けて、市内事業所に対し、研修用資料を配布するとともに、啓発パネル、図書資料及びビデオ等の貸出や出張講座を実施します。

##### 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策

相談窓口の設置・利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し広く周知するとともに、セクシュアル・ハラスメントを未然に防止するために教職員への研修を実施します。

## わたしの取組実践例

会社でセクシュアル・ハラスメント研修を毎年実施しています。

職場ではパワハラやセクハラに気を付けています。

女性の観点に立って、不愉快だと思われる言葉を慎んだりしています。

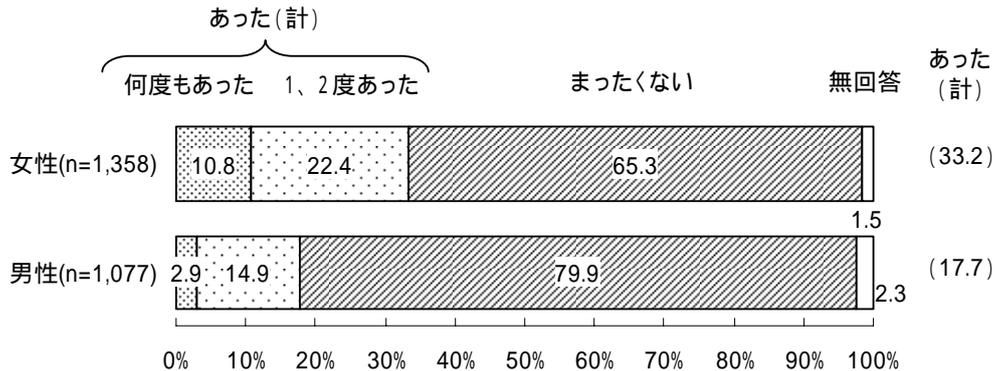
暴力、虐待を受けた人に対する働きかけ（相談機関の紹介、緊急時の通報等）をしています。

## 男女共同参画の現状

～結婚経験のある女性の1割は配偶者等からの暴力を受けたことが「何度もあった」

【図8】配偶者等からの被害経験（国）

これまでに結婚したことのある人のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から、“身体的暴行”、“心理的攻撃”、“性的強要”のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という女性は10.8%、男性2.9%となっています。「何度もあった」（女性10.8%、男性2.9%）という人も「1、2度あった」（同22.4%、14.9%）という人も、女性のほうが男性よりそれぞれ8ポイントほど上回っています。

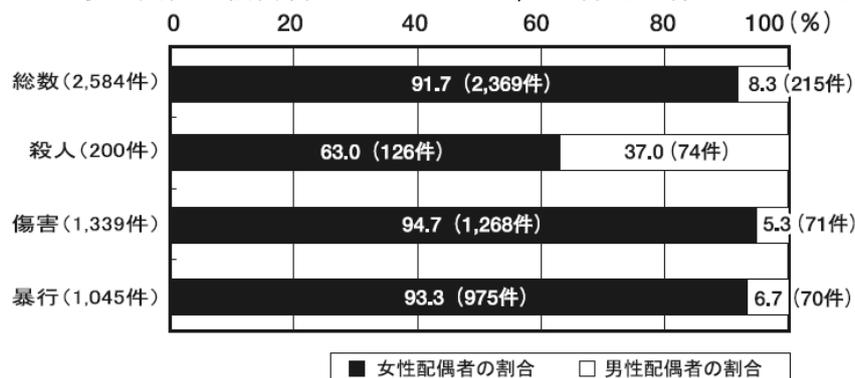


資料 / 内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成20年度

～配偶者間における暴力関連の犯罪では、被害者の9割は女性

【図9】配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（検挙件数の割合）（全国、平成20年）

平成20年(2008年)中に警察が検挙した配偶者間における殺人、傷害、暴行の件数は2,584件に上り、そのうち女性が被害者となったのは2,369件と全体の91.7%となっています。



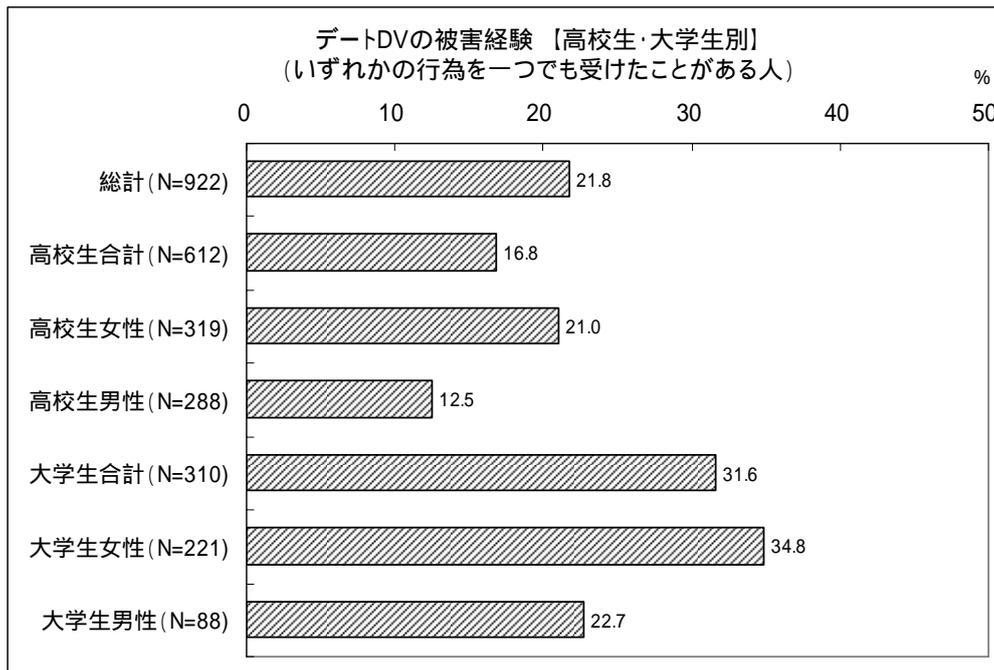
資料 / 内閣府「男女共同参画白書」平成21年度(警察庁資料より作成)

～女性の3割弱にデートDVの被害経験があり、その割合は男性よりも高い

【図10】デートDV（交際相手からの暴力）の被害経験（横浜市）

デートDVの5つの行為（「たたく、ける、物を投げつける」、「バカにしたり、傷つく言葉を言う、大声でどなる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為を無理やりする」、「デートの費用やお金を無理やり出させる」）を挙げて、「されたかもしれない」かどうかを聞いたところ、いずれかの行為を1つでも「されたかもしれない」と答えた人（被害経験）は2割となっています。

男女別でみると、女性は26.7%、男性では14.9%と、女性の方が被害経験の割合が高くなっています。

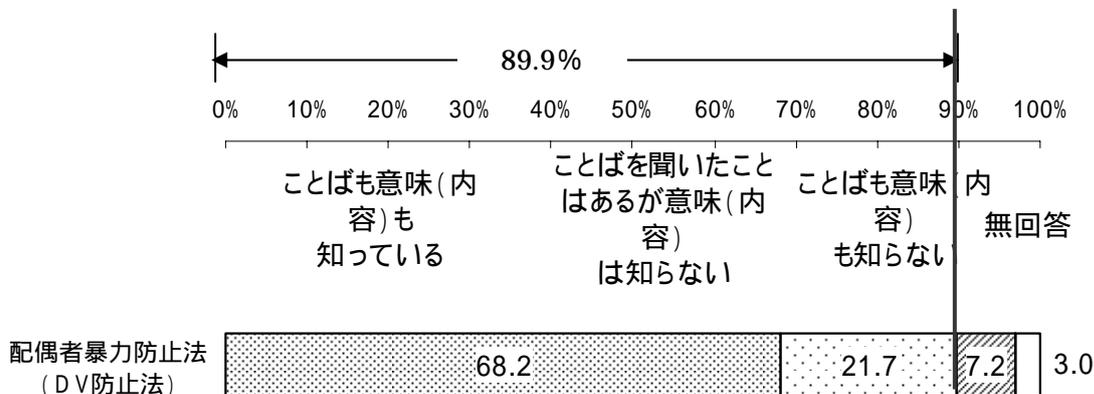


資料 / 横浜市「デートDVについての意識・実態調査報告書」平成19年度

～配偶者暴力防止法という言葉の認知度は9割

【図11】デートDV（交際相手からの暴力）の被害経験（横浜市）

「ことばも意味（内容）も知っている」人及び「ことばを聞いたことはあるが意味（内容）は知らない」人の合計は、約9割程度です。



資料 / 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

## 4 計画での重点項目

近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する横浜市の現状、これまでの取組などを踏まえ、第3次行動計画では、先述の ~ の6つの取組目標として推進する施策の中で、特に次の4項目について、重点的に取り組みます。

### (1) 生活困難<sup>19</sup>の防止と自立に向けた支援

*困難な状況に置かれた人々の自立に向けた力を高めるとともに、世代間連鎖を断ち切るために、子ども世代の学びや育ちを支援します！*

未婚・離婚の増加や高齢化の進展により単身世帯とひとり親世帯が増加し、特に高齢単身女性や母子世帯は、厳しい経済状況に置かれています。一方、高齢単身男性や父子世帯は、地域でのネットワークが少なく、孤立しがちな傾向にあります。

また、近年は、女性、若年層だけでなく、中高年の男性にも非正規雇用が増えています。非正規雇用は、相対的に低賃金で、雇用が不安定になりがちであるとともに、雇用先での職業能力開発の機会を得にくく、キャリア形成が阻害され、自立的・安定的な生活を送ることが困難になっています。

雇用形態に関わらず、持続可能な生計に足る収入を得られるよう、「人間らしい働きがいのある仕事(ディーセント・ワーク)」の実現に向けて、取り組んでいく必要があります。

さらに、グローバル化の進展に伴い、在住外国人が増えるとともに、国際結婚が急増する中、外国人の親を持つ子どもも増加しています。外国人女性は、言語、文化・価値観の違いなどから摩擦が生じたり、女性であることで二重の差別を受ける状況もあります。

このような生活困難を抱えている人々は、その困難が複合的に生じ、固定化している状況があり、さらに、世代間で連鎖しがちという実態があります。

このような生活困難を解決し、世代間連鎖を断ち切るために、女性・男性特有の困難に陥る背景となっている固定的性別役割分担意識の解消のほか、女性や若者の学びなおし・就業機会の確保と安定した就労の実現や、子どもの学び・育ちの支援、地域での孤立や日常生活自立等の困難を抱える親子等を地域で支える仕組みづくりなど、行政や地域の総合的な取組によるセーフティネットを構築します。

<sup>19</sup> 経済的困難に加え、教育や就労等の機会の不足、健康面での障害、地域社会での孤立などの社会生活上の困難も含めます。

## 主な取組

### 学び・育ちの支援

- ひとり親家庭や貧困状態にあったり、日本語指導が必要な児童・生徒に対する地域による伴走的<sup>20</sup>な生活・学習支援
- 高校中退やひきこもり、困難を抱える外国籍青年などに対する多様な進路選択支援
- 高校奨学金制度の充実
- 日本語以外を母語とする保護者への母語での教育に関する相談

### 安定就労支援

- 就労支援  
(ひとり親、若年無業者、新卒・既卒者、高齢者、非正規から正規雇用促進)

### 地域で支える取組

- 地域ケアプラザや地域子育て支援拠点を活用した地域での関係づくりと顔つなぎ  
応援

## ～ 相対的貧困率に見る母子世帯等の厳しい状況 ～

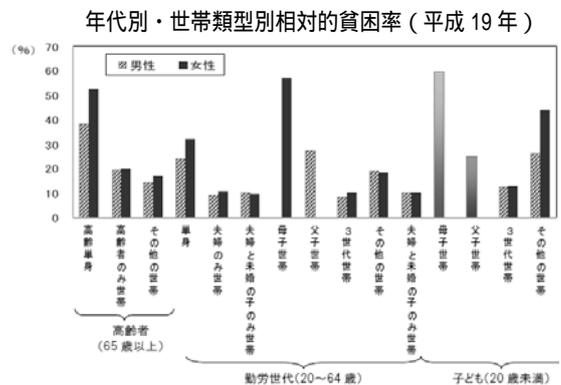
「相対的貧困率」とは、国民を所得順に並べたとき、真ん中の順位の人のおお半以下しか所得がない人の比率を意味しています。

これを、年代別・世帯類型別に見てみると、特に母子世帯や高齢単身女性で高く、経済的に非常に厳しい状況に置かれていることがわかります。

子どもがいる世帯の貧困は、その子にとって、教育の機会の喪失や自己肯定感の低下につながり、ひいては就業に必要な知識や技能の習得の機会を奪い、親から子への、貧困の世代間連鎖を招いてしまいます。

この連鎖を断ち切るためにも、母子世帯の母親等就業困難な状況にある人々の就業支援はもとより、子どもたちの学び・育ちを支援していく必要があります。

【市民局男女共同参画推進課】



資料 / 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」平成22年7月より

注1 父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

注2 母子世帯、父子世帯の子ども(20歳未満)は男女別ではなく、男女合計値。

注3 高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯。

<sup>20</sup> 家族が行うような寄り添い型の支援。生活困難な人々は、生活課題をいくつも重複して抱えているため、自ら助けを求めることができず、相談機関を実際に訪れることも難しいため、このような支援方法が必要となります。

## ～ 困難を抱える子どもたちへの生活・学習支援事業 ～

社会から孤立し、日々の生活や将来について不安や心配を抱えて生きている子どもたちの存在が、地域の中で身近に感じられるようになっていきます。貧困、虐待や育児放棄(ネグレクト)、不登校や中退など、今の子どもたちの抱える課題は多様で複雑になっています。そこで、本市では、様々な事情から、生活体験や学習の機会が十分に与えられず、将来の進路選択に困難を抱える小・中学生に対して寄り添い型の生活・学習支援を事業として実施することとしました。

神奈川、南、泉、瀬谷の4区をモデル区として、社会福祉法人や学校法人、NPOなど多様な事業主体と協働で事業に取り組みます。

例えば瀬谷区では、地域に根ざして高齢者・障害者の在宅介護や障害児の居場所づくりを行っている「ワーカーズわくわく」が、区内の民家を借上げ、様々な生活体験ができる場を設置し、子どもたちの生活体験・学習支援や子育て家庭への相談支援・生活支援を行います。

【こども青少年局青少年育成課】

## ～ 「言葉の壁の中のハマッ子」 ～

「お母さんがね、お米の中に手を入れると温かいて言ってたよ」とRが語りかけてきた。その大切なお米も底が見えるほどになり母の顔が暗くなり始めたという。子どもの思いは複雑だ。「先生...お米もらえますか...」と声を絞った。Rは横浜生まれのハマッ子だ。フィリピン人の母との二人暮らし。日本語はとても滑らかで、母の国の言葉も理解できる利発な子だ。でも教室で習う学習言語となるとそうもいかない。家庭内での日本語教育もうまくできない。漢字圏で育っていない母には日本語がとても難しい。母がしゃべる日本語は今でも中途半端だ。

このように、能力や学ぶ意欲もあるのに、言葉の壁につまずき、心の壁に苦しんでしまう子どもたちが多くいる。その上、在留資格やそれに起因する生活難までが家族を襲う。未来への夢が描けない外国につながる子どもたち。

私たちはこの現実を放置することはできない。

【NPO 法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾】

## ～朝ごはんて元気に・賢く・美しく～ 「朝ごはん応援BOOK」で食育支援！

西区は、「つなげよう食育のわ」事業の中で、『朝食の大切さ』を掲げ、食育の普及啓発に学校、地域、行政が協働して取り組んでいます。

1日のスタートとなる朝食は、頭脳も体も目覚めさせ、学業や仕事の作業にも大きな活力源。しかし、忙しく生活のリズムが乱れがちな現代、毎日朝食を食べる人が減ってきています。

そこで、平成20年度朝食摂取PRのため、子どもから大人まで多くの年代を対象に「わたし(わが家)のおすすめ朝ごはん」メニューを募集しました。その結果、140点の応募があり、厳正なる審査を経て、「だれでも」「手軽に素早く」「アイディアに富んだ」入賞作品20点が選ばれました。

「朝ごはん応援BOOK」は、区民の方々が実践している様々な知恵やアイデアをご紹介します。朝食の大切さとともに、さらに楽しく、おいしい食事づくりに『すぐに役立つ』応援メッセージ入り冊子です。



朝ごはん応援BOOK

パンフレットの形態  
A4判縦型32ページ

### 【内容】

アイデアあふれる朝食メニュー20品を掲載(1人分の材料、作り方をイラストで表現)

メニュー考案者メッセージ、栄養士アドバイス

西区小、中学生朝食アンケート調査結果等

この冊子は、西区の食育出前講座で活用し、食育の「わ(輪・和・話)」を広げています。希望者には、配布をしています。

配布場所：西区役所4階 福祉保健課健康づくり係窓口  
1階 広報相談係窓口他

【西区福祉保健課】

## ～ さかえ次世代交流ステーションの開設について～

次世代を担う子ども・青少年を育み、さらに次の世代につなげていくことは未来への責任ある取組です。すべての子ども・青少年は地域に見守られながら健やかに成長し、やがて自立していく必要があります。一方で、近年の家庭養育に関わる課題、青少年が自己肯定感、社会性を身につける場・機会の必要性、障害児とその家族が身近な地域で安心して生活できるような支援の必要性が指摘されています。

このような状況のもと、栄区では「地域子育て支援拠点」、「青少年地域活動拠点」、「障害児の居場所」を『さかえ次世代交流ステーション』として一体的に整備することにより、それぞれのニーズに対応するとともに、互いに交流し、連携・協力することで、子ども・青少年を中心に、地域の主体的な活動の輪が広がっていくことをめざしています。

【栄区こども家庭障害支援課・地域振興課】

## (2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取組

**男女ともに能力を發揮し成長する企業・組織づくりを促進します!**

女性が能力を生かして社会に参画していく一方、男性が家庭生活等においても自立し、男女がともに、その役割や喜びを分かち合い、充実した生活を送れるようにするためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。

市民意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて行政が重点的に取り組むべきこととして、仕事と家庭生活等を両立できるような支援策の充実を求める割合が圧倒的に高くなっています。また、男女ともに、仕事と家庭生活等との両立を理想としながら、男性は仕事のみを、女性は仕事のみ又は家庭生活のみを優先せざるを得ない現状も明らかとなっています。さらに、共働き世帯であっても、男女で働き方が異なり、男性は長時間労働に従事し、家庭責任の多くを女性が担っている状況にあります。

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。働き方を見直し、女性の社会参画の促進や、男性が育児や介護、地域活動等に参画できる環境を整備することが必要であり、このために、企業や市民、地域などの主体的な取組に向けた支援を行います。

このほか、待機児童解消に向けて、保育所の整備はもちろんのこと、多様な保育ニーズにあわせてきめ細かな保育サービスを充実させます。

### 主な取組

#### 固定的性別役割分担意識の解消

- 企業向け啓発
- 市役所のワーク・ライフ・バランス推進

#### 就労継続環境の整備促進

- 保育所整備
- 多様な保育サービス
- 父親の子育て支援
- 育児・介護支援休暇取得の促進
- 多様な働き方推進(例:テレワーク)

#### 企業の主体的取組促進

- よこはまグッドバランス賞認定・表彰事業所へのメリット拡大

## ～ 男性の子育て等への参加を応援！ ～

仕事中心の生活が見直され、子育てにもっと関わりたいという男性が増えている中、父親を対象に、必要なコミュニケーション力、育児等の知識を学べる多様な講座を開催し、その機会を通じた父親のネットワーク（パパ友）づくりを応援します。



また、子育てパパ応援ウェブサイト「ヨコハマダディ」では、現役パパはもちろん、独身者やプレパパに対しても、将来をイメージするための情報提供や、子育ての豊かさの発信を行っています。 【URL】<http://hamadaddy.city.yokohama.lg.jp>



【こども青少年局企画調整課】

### ( 3 ) 様々な活動の場における男女共同参画の推進

**市役所から率先して、意思決定過程への女性の参画促進に取り組めます！**

男女共同参画社会の実現には、個人の生活を取り巻く身近な場での意識の変化や女性が参画することによる課題解決などが鍵となります。

しかし、市民の日々の生活の場である地域においても、固定的な性別役割分担意識が根強く残り、課題解決のための取組に男女共同参画の視点が十分に活かされていない、意思決定に関わる役職の多くは男性に偏っているなどの現状があります。この他、就業の場である市内事業所や、市民サービスを提供する横浜市役所における女性の管理職・責任職の割合は、低い水準にとどまっています。

女性はその個性や能力を發揮するとともに、社会の意思決定過程に参画することで、多様な視点が生かされ、男女がともに豊かに暮らせる社会としていくために、家庭、地域、社会といった様々な活動の場において男女共同参画を推進していきます。

#### 主な取組

##### 意思決定過程への女性参画促進

市審議会等への女性委員の登用の促進

市役所責任職への女性の登用の促進

(ゴール・アンド・タイムテーブル方式<sup>21</sup>による推進)

市内事業所の管理職への女性の登用の促進

地域活動での役職への女性の就任の促進

調査や研究、情報収集における男女別情報(ジェンダー統計)の充実

<sup>21</sup> 達成時期と最終目標を定め、それに向けて、年度ごとの数値目標を設定し推進する方式。

## ～女性の視点からみた両立支援ガイドブックを作成～

平成 19・21 年度よこはまグッドバランス賞認定・表彰事業所の㈱日立テクニカルコミュニケーションズでは、女性の視点からみた「仕事と育児 両立支援ガイドブック」を作成しました。

そこで、実際にガイドブックを作成した女性の担当者にお話をうかがいました。

( 1 ) 取組のきっかけは何ですか？

「(産休に入る方の)相談をよく受けていたため、共通する悩みを全社員が共有でいればと思ったのがきっかけです。」

( 2 ) ガイドブックの特徴は何ですか？

「産休前や育児中の社員だけでなく、上司や職場の方、そして全社員に対して理解と協力をいただけるような内容にしました。」

( 3 ) 取組の効果はいかがでしょう？

「女性男性問わず理解が深まり、上司に産休の報告がスムーズにできるようになりました。」

( 3 ) 今後の展開は？

「昨年 11 月に男性の育児休職、初取得者が出ました。今後は男性も育児休職を取り易い職場風土を作っていきます。」

ありがとうございました。

女性の視点からみた、女性ならではの出産・育児に対する悩みや仕事復帰への不安を解消するオリジナルのガイドブックを作成する価値はありそうです。

【平成 19・21 年度よこはまグッドバランス賞表彰事業所

(株式会社日立テクニカルコミュニケーションズ)】

#### (4) 女性への暴力の根絶に向けた取組

**相談から切れ目のない支援に取り組みます！  
DVは子どもにも深刻な影響を与える児童虐待です！**

平成20年度(2008年度)に横浜市が実施した「配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査及び被害実態調査」では、配偶者等からの暴力にあたる行為を受けたことが何回もあったと答えた女性が約17%もいるほか、DVを身近で見聞きしたことがある人が約2割います。また、暴力を受けても相談をしていないこと、暴力の認識しづらさが被害拡大につながっていること、相談などで二次被害を受けたことなどが明らかとなっています。

さらに、家庭内における女性に対する暴力は、夫・パートナーからだけでなく、父親・兄弟等家族や親戚など、身近な人々からも振るわれています。

このほか、平成19年度(2007年度)に横浜市が実施した「デートDVについての意識・実態調査」では、若い世代における交際相手からの暴力について、交際経験のある女性のうち「されたかもしれない」と回答した人が4割弱にのぼります。

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となります。そして、被害を受ける女性本人はもとより、その子どもにも深刻な影響を与えるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の根絶に向けて、暴力についての正しい認識や対処法の普及・啓発、被害者の立場に立った切れ目のない支援を実施します。

#### 主な取組

##### **DV相談支援センターとしての機能の設置**

DV被害者相談体制の充実・強化

一時保護支援体制の充実・強化

DV被害者と同伴する子どもへの心理的ケアの実施

DV被害者自立支援の充実・強化

DV被害者の地域における生活支援

DV被害者支援機関の連携強化

##### **DV防止啓発**

中高生等へのデートDV防止教育

メディアと協働したDV防止キャンペーン

## 若い世代のうちからDVを防止！ - デートDV防止講座 -

DVには、殴る・蹴るなどの身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力なども含まれます（関連コラム「殴る、蹴るだけがDVじゃない！」P62）。このDVが交際相手からされることをデートDVといいます。

平成20年度の市の調査では、交際経験がある女子高校生では、3人に1人（33.7%）がデートDVの被害経験があることが明らかになりました。横浜市では「デートDV防止講座」を市内の中学・高校で行い、デートDVにならないようなコミュニケーションについて意識啓発をしています。この防止講座を受けた生徒には、「されていたことに気がついた」、「友達がデートDVで困っていたら助けてあげたい」など暴力やデートDVの考え方についての変化が見られ、DVの予防に効果をあげています。

【市民局男女共同参画推進課】

---

---

第3次横浜市男女共同参画行動計画【最終案】

平成22年12月

発行：横浜市市民局男女共同参画推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-2017 FAX 045-663-3431

電子メール [sh-danjo@city.yokohama.jp](mailto:sh-danjo@city.yokohama.jp)

---

---

## 横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画（最終案）

～「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく横浜市の基本計画～

平成22年12月

横浜市

<目次>

第1章 基本的な考え方	1 ページ
第2章 配偶者暴力被害等の現状	3 ページ
第3章 DV施策に関する基本方針	20 ページ
第4章 基本方針に基づく行動計画	27 ページ
基本方針 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）としての機能を持つことによりDV被害者支援体制を強化します	27 ページ
基本方針 相談機能を強化します	28 ページ
基本方針 DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します	31 ページ
基本方針 DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします	33 ページ
基本方針 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます	38 ページ
基本方針 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います	39 ページ

# 第1章 基本的な考え方

## 1 DVに関する基本計画策定の経緯

配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が等しく社会に参画する際の障壁になり、男女共同参画社会実現のために克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、男性を優位とみる社会通念や経済力の格差など、個人の問題として片付けることのできない構造的な問題が存在します。したがって、この問題を解決するためには、DV被害者に対する個別の支援はもとより、社会全体でDVの根絶に向けて取り組むことが重要です。

こうしたことから、国では、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」を制定しました。平成20年1月に施行された改正DV防止法により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「DVに関する市町村基本計画」という。)の策定」と、「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター(以下「DV相談支援センター」という。)としての機能を果たすこと」が、市町村の努力義務となりました。また、同時に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」において、DVに関する市町村基本計画の策定にあたっては、DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと、幅広い関係機関が様々な形で効果的に連携していくこと、被害者やその家族の生命身体の安全の確保を常に考慮すること、が必要であるとされています。

このような状況を踏まえ、横浜市では、「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を策定し、市民に最も身近な行政機関として、DV被害者の視点に立ったきめ細かで切れ目のない支援を行います。

## 2 DV相談支援センター

横浜市では、現在、区福祉保健センターでDV被害者からの相談、一時保護支援や就労・自立に向けた支援に取り組んでいます。また、横浜市男女共同参画センターで相談や就労・自立支援に取り組んでいます。

区福祉保健センター、男女共同参画センターという既存の組織を活用し、それぞれのDV被害者に対する支援機能を強化するとともに、こども青少年局にDV施策を統括・調整する組織を設置し、これら3つをまとめて一つのDV相談支援センターと位置づけます。

## 3 定義

本基本方針及び行動計画では、DV防止法の対象である「配偶者(元配偶者を含む)からの暴力」を対象とします。

なお、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」、親・きょうだいなど身近な者からの暴力に対しても、本基本方針及び行動計画に準じて対応します。

#### **4 基本方針及び行動計画の位置づけ**

本基本方針及び行動計画は、横浜市男女共同参画推進条例第7条第7号に規定する基本的施策及び第8条第1項に規定する行動計画の一部として位置づけます。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

#### **5 計画期間と進捗管理**

計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5か年とし、進捗管理も含めて「横浜市男女共同参画行動計画」と連動します。

なお、本基本方針及び行動計画の取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の基本的方針の改定などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

#### **6 他の計画との関連**

神奈川県では、平成18年に「かながわDV被害者支援プラン」を策定し、DV防止法改正に併せて、平成21年に改定を行っています。

本基本方針及び行動計画は、神奈川県のプランの内容を踏まえたうえで、策定しました。

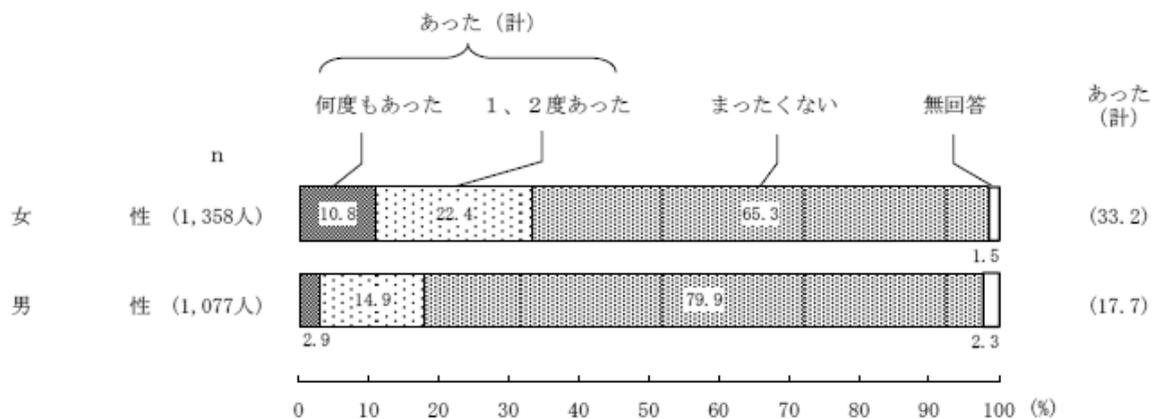
## 第2章 配偶者暴力被害等の現状

### 1 暴力の被害経験

#### (1) 配偶者からの暴力の被害経験（全国）

平成20年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から“身体的暴行（身体に対する暴行を受けた）”、“心理的攻撃（精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた）”、“性的強要（性的な行為を強要された）”のいずれかの行為を1つでも受けたことが「何度もあった」人は、女性10.8%、男性2.9%となっています。〔図表1〕

図表1 配偶者から被害経験 「いずれかの行為を1つでも受けたことがある」（内閣府）



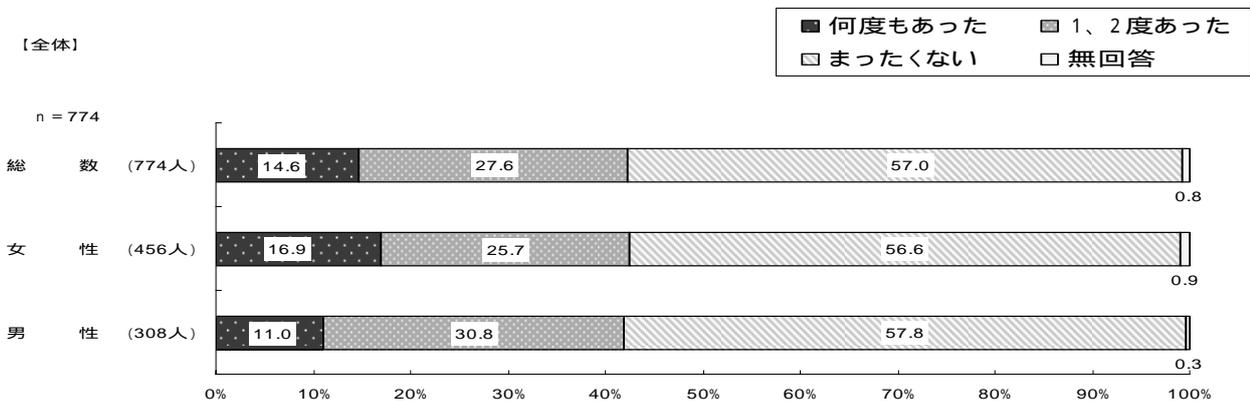
〔内閣府 男女間における暴力に関する調査 平成21年3月〕

#### (2) 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験と見聞きした経験（横浜市）

横浜市の「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査」（以下「横浜市DVアンケート調査」という。）によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為<sup>(1)</sup>を受けた経験について、「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人は、男女ともに約40%となっています。また、「何度もあった」では、女性16.9%、男性11.0%となっています。

なお、横浜市調査では、暴力にあたる行為の深刻さや、内閣府調査のような危険性が高く、恐怖を覚えるような行為に限定して聞いていないため、結果の見方には留意する必要があります。〔図表2〕

図表2 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為<sup>1</sup>を受けた経験（横浜市）



1 暴力にあたる行為

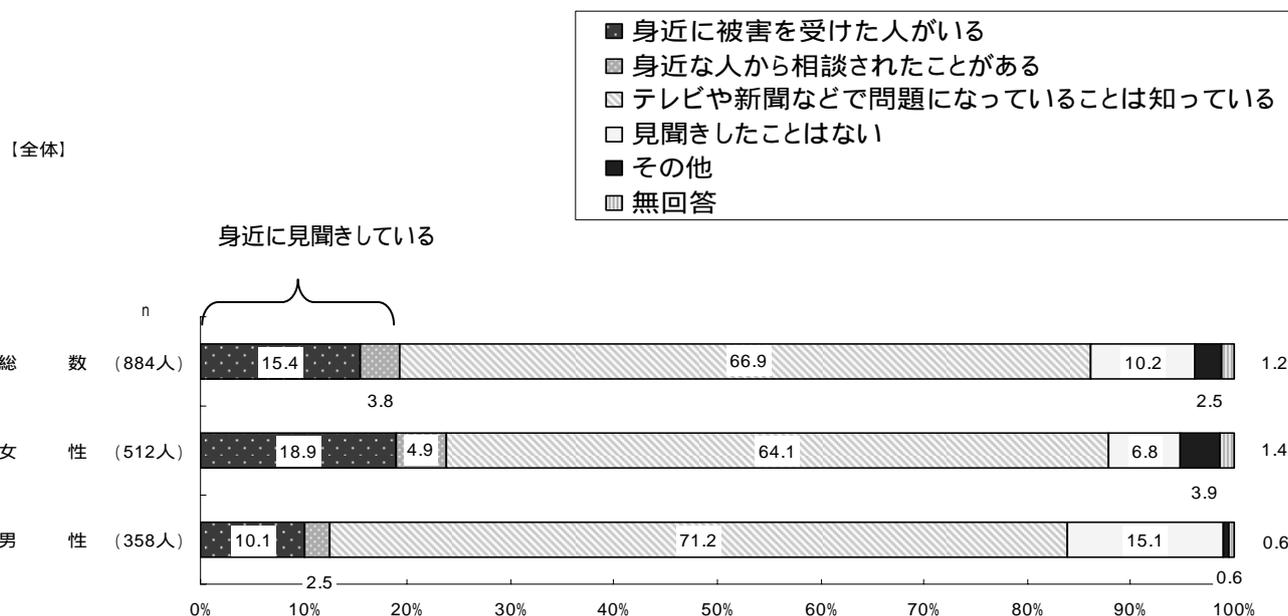
身体的暴力にあたる行為	性的暴力にあたる行為
A 平手で打つ	O いやがっているのに性的な行為を強要する
B 足でける	P 見たくないのに、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せる
C こぶしで殴る	Q 避妊に協力しない
D からだを傷つける可能性のある物で打つ	R 妊娠中絶を強要する
精神的暴力にあたる行為	
E 殴るふりをして、おどす	M 「だれの稼ぎで生活できているんだ」などと言う
F 刃物などを突きつけて、おどす	N 必要な生活費を渡さない
G 暴れて、家具や建具などを壊す	S 外国籍の配偶者やパートナーのパスポートを
H 壁などに物を投げつける	取り上げたり、日本に滞在する手続きに協力しない
I 思い出の品や、大切にしているものを壊す	
J 何を言っても長期間無視し続ける	
K 交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する	
L 大声でどなる・ののしる	

[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

配偶者やパートナーからの暴力について「身近に被害を受けた人がいる」と「身近な人から相談されたことがある」と答えた人の合計は19.2%と、2割近くとなっています。性別でみると、女性23.8%、男性12.6%で女性の方が身近に見聞きしている経験が多くなっています。

DVの被害者は、繰り返し暴力を受けること、あるいは1回の暴力でも加害者に対して恐怖を感じる事が多くあります。特に、加害者が男性で女性が被害者の場合、男性全体への恐怖感を持つことがあり、男性へは相談せず、女性に相談することがあります。そのため、女性の方が相談や見聞きする経験が多くなる傾向があると考えられます。[図表3]

図表3 配偶者やパートナーからの暴力を身近に見聞きした経験(横浜市)



[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

(3) 配偶者やパートナーから受けた暴力の状況（横浜市）

横浜市の「配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）」（以下「横浜市DV被害者面接調査」という。）によると、身体的暴力、精神／経済的暴力、性的暴力など、さまざまな形態の暴力を受けていました。〔図表4〕

特に、精神的暴力によって、恐怖心を植えつけられ、自尊心を否定され、心理的自由や身体的自由も奪われ、生きる気力がそがれるほど、深刻な影響を受けていました。

図表4 夫・パートナーからの暴力の類型別被害経験（横浜市）

N = 25

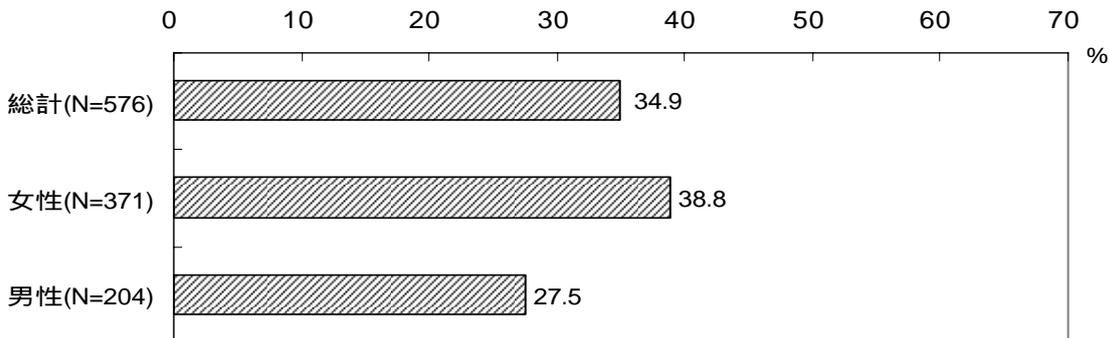
経験がある暴力の類型	身体的暴力、精神／経済的暴力 性的暴力	身体的暴力 精神／経済的暴力	精神／経済的暴力 性的暴力	計
人数	16	5	4	25人

〔横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度〕

(4) 交際相手からの暴力（デートDV）の経験（横浜市）

最近、若い世代における交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっています。平成19年度に横浜市が市内の高等学校及び大学・専門学校等の学生を対象に行った「デートDVについての意識・実態調査」によると、交際経験のある人のうち、デートDVのいずれかの行為<sup>(2)</sup>を1つでも「された」又は「されたかもしれない」と答えた人は、女性38.8%、男性27.5%となっています。〔図表5〕

図表5 交際経験がある人のデートDV被害経験（横浜市）



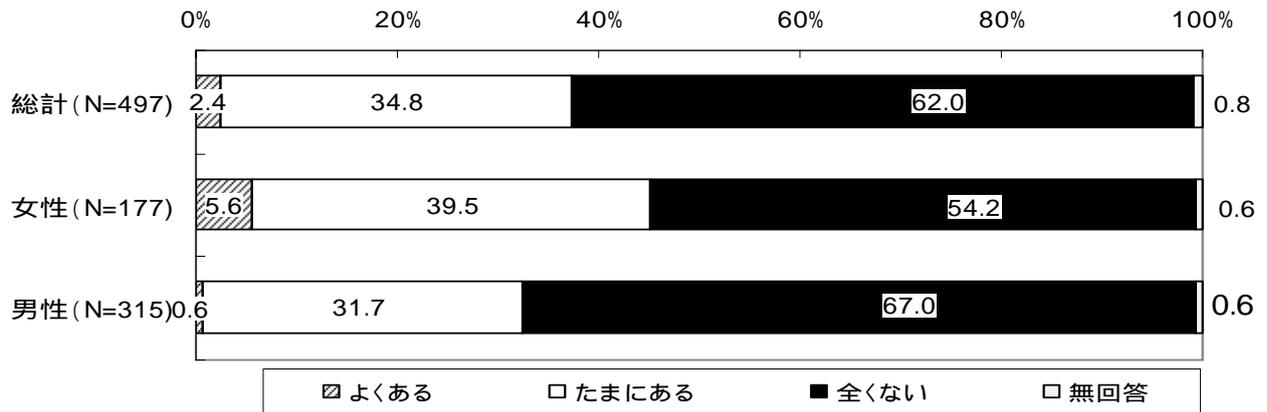
2 デートDVのいずれかの行為（5つ）

「たたく、ける、物を投げつける」、「パカにしたり、傷つく言葉を言う、大声でどなる」、  
「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為を無理やりする」、  
「デートの費用やお金を無理やり出させる」

〔横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度〕

平成19年度に横浜市が市内の県立・市立・私立高校の教職員に対して行ったデートDVの調査において、「職場で、生徒のデートDVを見聞きしたことがあるか」という設問に対して、「よくある」2.4%、「たまにある」34.8%、「全くない」62.0%となっています。〔図表6〕

図表6 生徒のデートDVを見聞きした経験（横浜市）



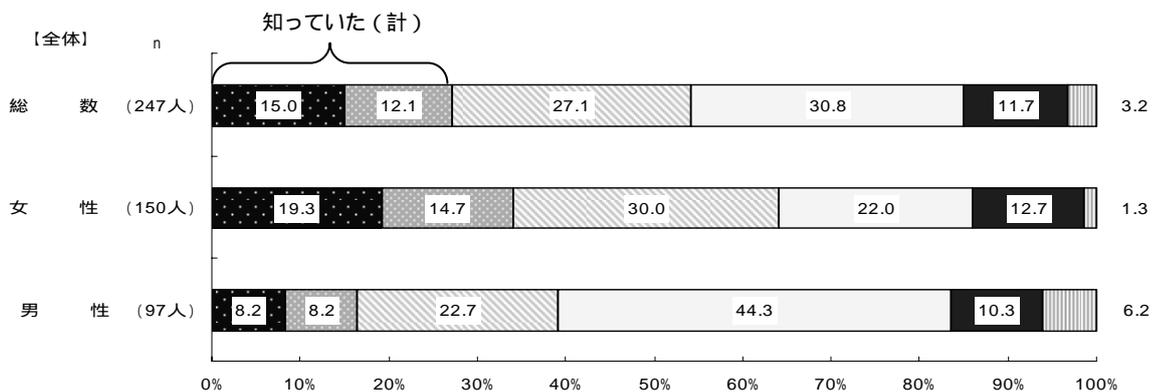
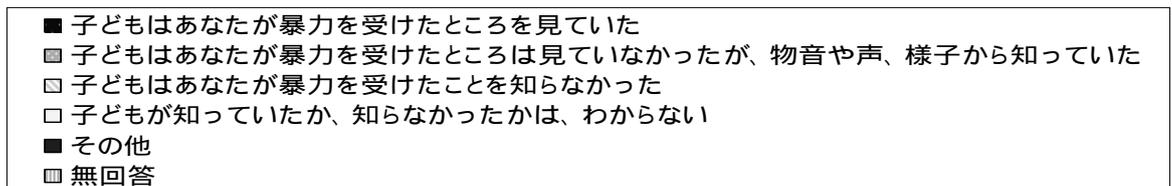
[横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度]

(5) 子どもの目の前での暴力

児童虐待防止法では、子どもの目の前での配偶者に対する暴力(DV)は、子どもへの心理的虐待にあたりとされています。

横浜市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けていることを「子どもは知っていた」と答えた人は、27.1%となっています。[図表7]

図表7 子どもによる目撃（横浜市）



[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

横浜市DV被害者面接調査では、子どもがいる被害者23人のうち、19人が、夫は子どもの目の前で暴力を振ったと答えています。また、21人が、子どもは父親の暴力について知っている(いた)と答えています。[図表8]

また、子どもの心身の健康状態や行動について気になることを、夫の暴力と関連付けて語った被害者も17人いました。子どもが暴力を見聞きすることが、子どもに恐怖心を与え、頭痛や吐き気などの身体症状の原因にもなるなど、子どもの心身の健康に、さらに不登校や暴力行為など行

動面にも深刻な影響を与えていました。

加えて、夫が子どもの前で母親を侮辱する、母親と子どもを切り離すなどの行為もあげられ、こうしたことが母子関係の形成や母親の養育に困難をもたらしていることもわかりました。あるいは、夫からの暴力の影響を受け、ストレスや心の余裕のなさから子どもに虐待的な態度をとったことを後悔している被害者もいました。

図表8 子どもの目の前での暴力（横浜市）

【子どもの目の前での暴力】

子どもの目の前での暴力	ある （あった）	ない （なかった）	不明	合計
人 数	19	3	1	23人

【子どもは暴力について知っているか】

子どもは暴力について知っているか	知っている （知っていた）	知らない （知らなかった）	不明	合計
人 数	21	1	1	23人

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度]

被害者の声 [横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）より]

子どもがいるから「隣の部屋に行こう」って連れていかれてたんですけど、でも、殴られたら私が声を上げちゃって、それで子どもがそれを聞いて「お母さん死んじゃうからやめて」って言って部屋に入ってきて。子どもが現場に来て見たということが、つらかったですね。アザができたり、顔が腫れたりっていうのもみじめですけど、子どもが「お母さん死んじゃう」って、それがなにかとてもつらかったですね。痛さが、というよりも、気持ちがつらかったですね…。

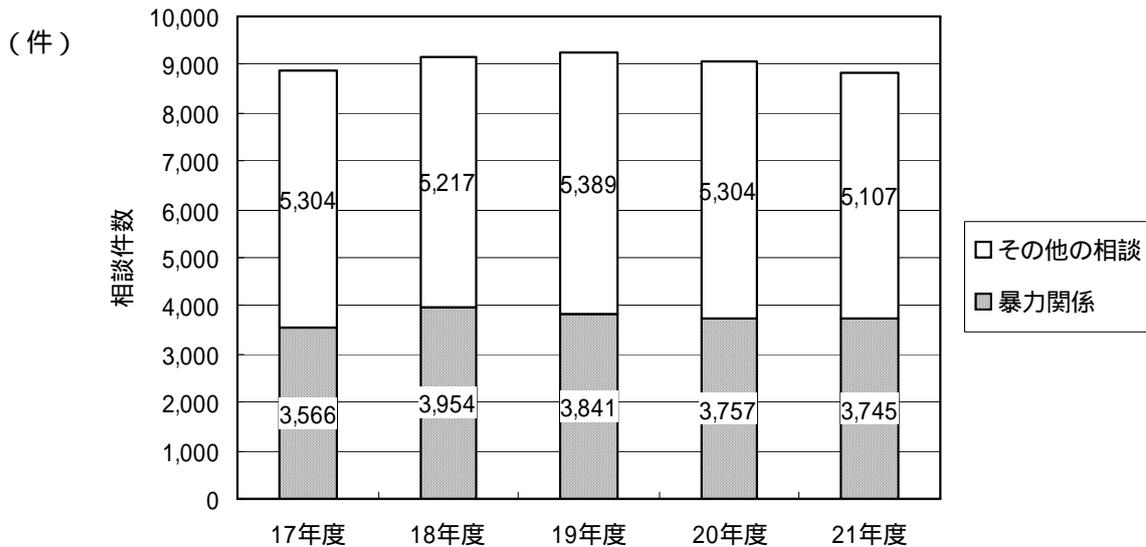
## 2 相談の状況

### (1) 横浜市の相談件数（横浜市）

横浜市の区福祉保健センターで実施している女性福祉相談では、夫等からの暴力、その他居所のない女性や母子の相談に対応しています。男女共同参画センター3館の相談では、性別による困難に直面したときの問題解決と一緒に考える支援として、生き方や健康、DVなどについての相談を受けています。

両者を合わせた本市の相談件数は、毎年9,000件前後で推移しており、そのうち暴力に関わる相談は約4割を占めています。[図表9]

図表9 横浜市の女性相談件数（女性福祉相談及び男女共同参画センターの相談件数）（横浜市）



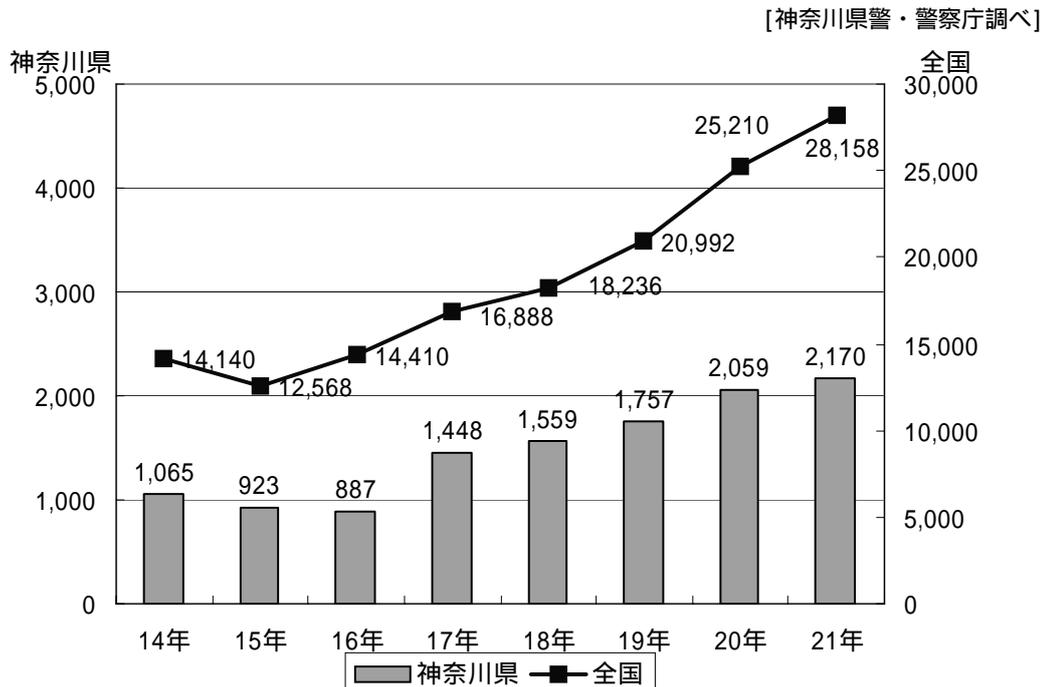
[横浜市子ども青少年局、男女共同参画センター 調べ]

### (2) 警察への相談等（神奈川県）

警察では、配偶者からの暴力事案に関し、相談を受け、暴力の制止や被害者の保護のために、必要な措置・援助をしています。

警察への相談、110番通報、事件等により認知した配偶者からの暴力事案件数は、年々増加傾向にあり、神奈川県警察が平成21年中に認知した件数は、2,170件です。[図表10]

図表10 警察の認知件数（神奈川県・全国）



(3) 医療機関への受診（横浜市）

横浜市DV被害者面接調査で、特につらい暴力を受けた後に、「医療機関にかかったことがあるか」をたずねたところ、14人が医療機関に受診していました。受診した医療機関はさまざまです。

[図表 11]

医療機関の対応のなかで、「DVが原因と指摘される」、「避難や警察への連絡を勧められる」、「専門病院を紹介してもらう」など、適切な対応を得られたと答えた人もいました。

図表 11 特につらい暴力との関連で受診した診療科とケガ・病名・症状（横浜市）

（延べ人数）

整形外科 5人	内科 5人
・後頭部、わき腹、背中、腕、ももにアザ ・肋骨の複雑骨折 ・顔の擦過傷 ・腰痛（突き飛ばされた結果） ・骨の異常	・神経性大腸炎 ・口腔内の傷 ・胃の不調 ・脳梗塞 ・心臓の異常
心療内科 3人	眼科 2人
・適応障害（内科、脳神経科を経て） ・うつ病、パニック障害（内科を経て）	・目の出血 （目のそばを殴られて）
救急外来 2人	耳鼻科 2人
・過換気症候群 （症状、病名、受傷状況は不明。夜間救急）	・めまい ・難聴、体調不調
脳神経外科 1人	整骨院 1人
精神科 1人	不明
・偏頭痛	・顔のケガ（殴られて顔面が腫れた）

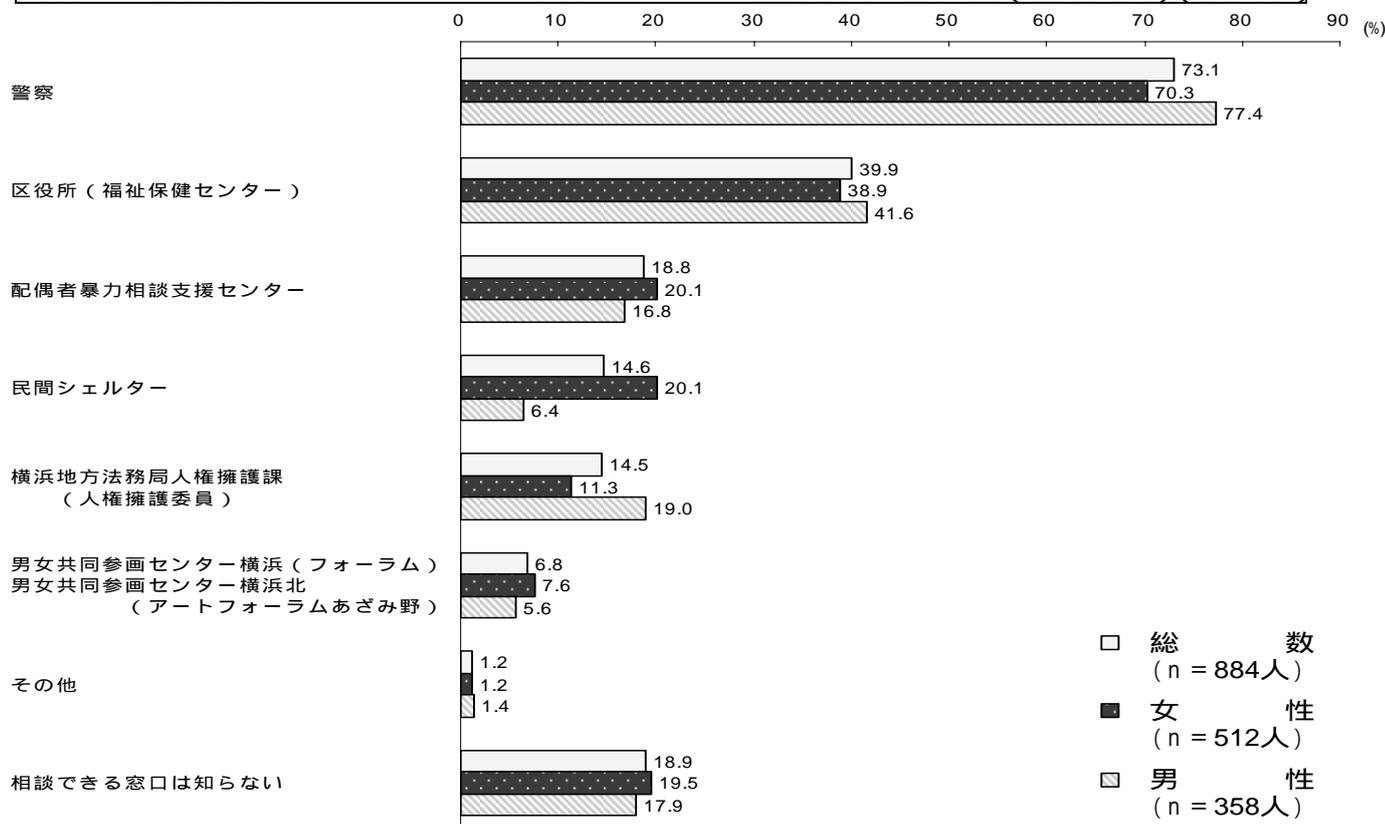
[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度]

(4) 相談窓口の認知度 (横浜市)

横浜市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーからの暴力について相談できる窓口として「知っている」と答えた人が最も多いのは、『警察』です。次いで『区役所(福祉保健センター)』となっています。

一方、「相談できる窓口を知らない」と答えた人は2割弱となっています。[図表12]

図表12 配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度(複数回答)(横浜市)

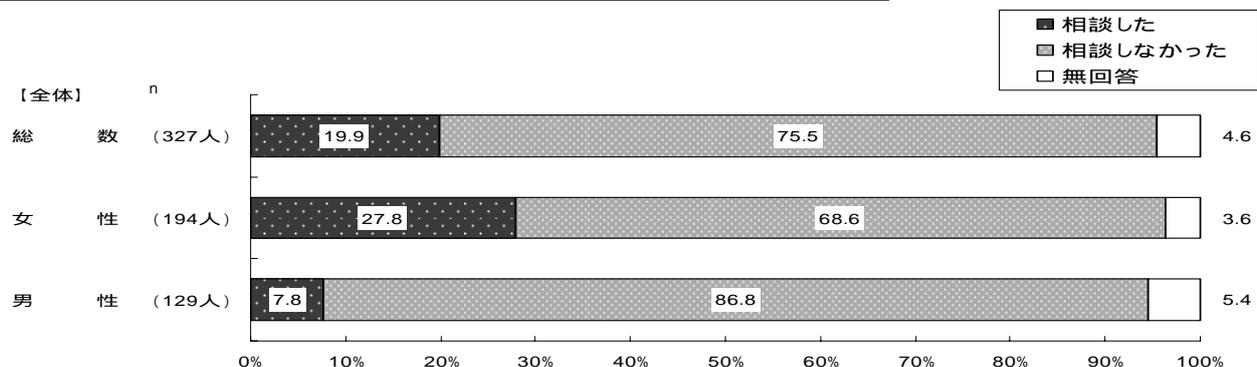


[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

(5) 相談の有無と相談先 (横浜市)

横浜市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けたことがある人のうち、75.5%の人がそのことについて「相談しなかった」と答えています。[図表13]

図表13 暴力にあたる行為を受けた後の相談の有無(横浜市)

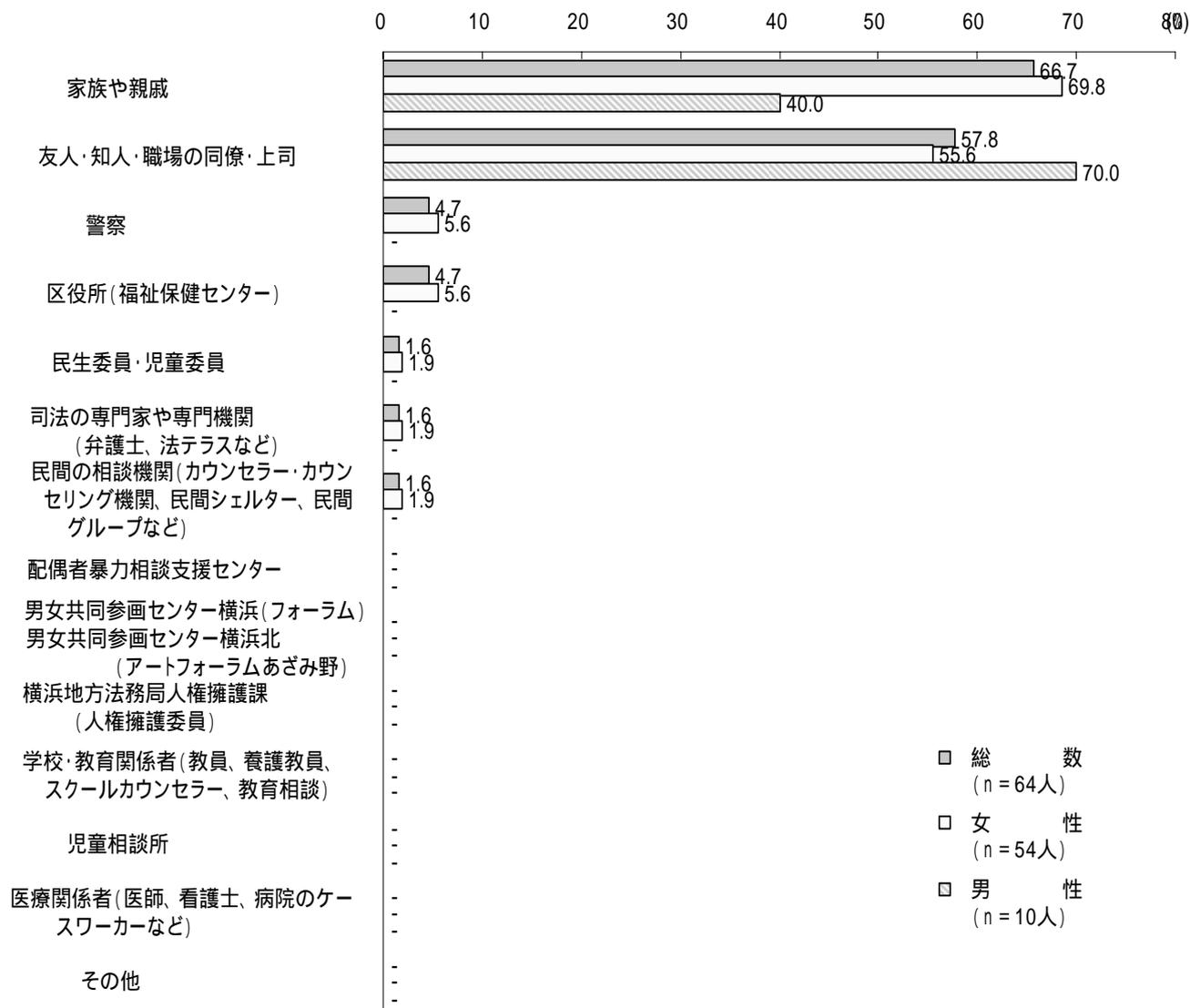


[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

「相談した」と答えた人 64 人（女性 54 人、男性 10 人）の相談先は、“家族や親戚”が 66.7%と最も多く、次いで“友人・知人・職場の同僚・上司”が 57.8%となっています。

公的機関への相談は、警察や区役所（福祉保健センター）とも、4.7%と少ない状況です。[ 図表 14 ]

図表 14 暴力にあたる行為を受けた後に相談した先（複数回答）（横浜市）



《相談しなかった理由は・・・》

“相談するほどのことではないと思ったから”

“自分にも悪いところがあると思ったから”が多くなっていました。

女性に多かった理由は、

“相談しても無駄だと思ったから”

“自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていけると思ったから”となっています。

[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

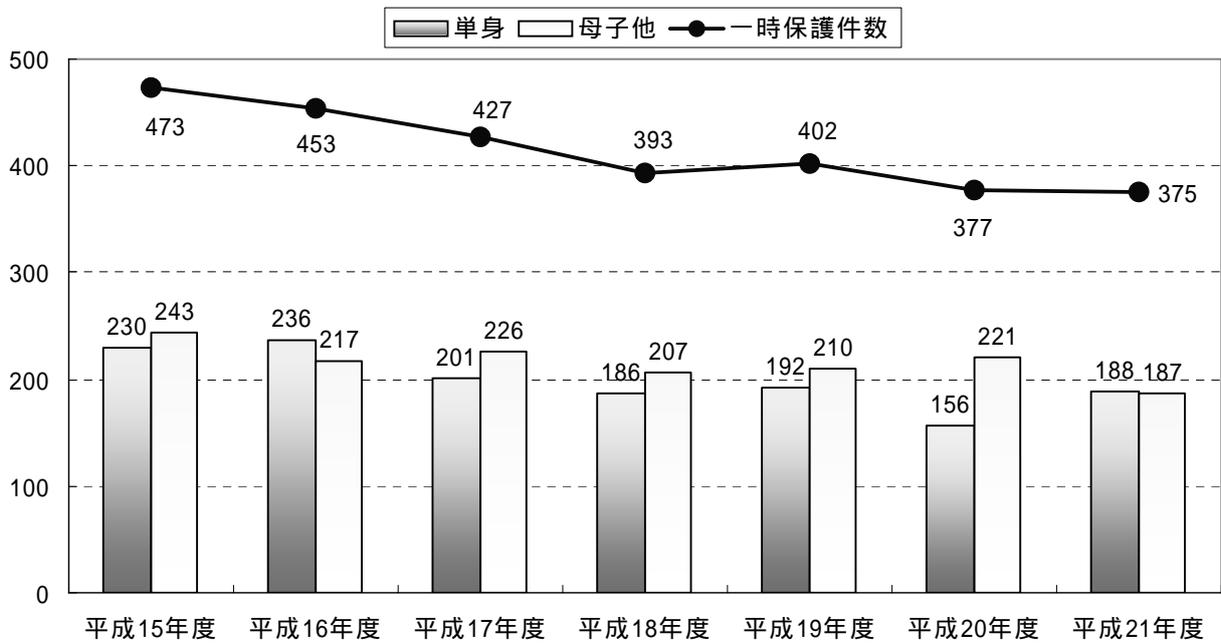
### 3 一時保護の状況

#### (1) 一時保護の件数（横浜市）

横浜市の女性福祉相談で対応し、神奈川県等に一時保護を依頼した件数は、ここ数年減少傾向にあります。400件（DV以外を含む。）近くあります。

母子同伴で保護されるケースは、平成21年度375件中187件で、5割近くとなっています。[図表15]

図表15 一時保護件数の推移（横浜市）

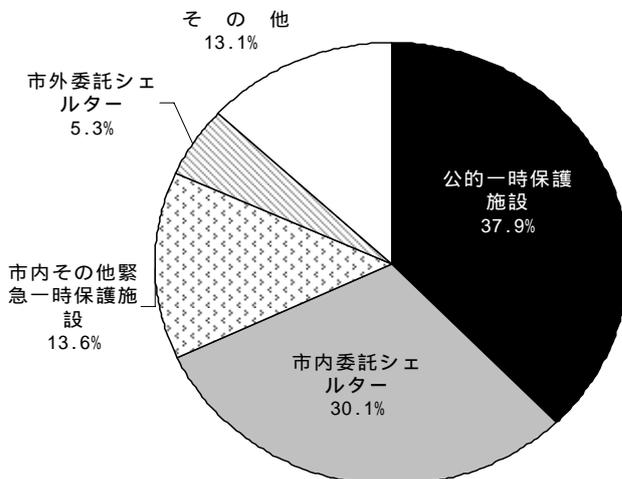


[横浜市 こども青少年局調べ]

#### (2) 一時保護の入所先（横浜市）

平成21年度に横浜市の女性福祉相談で対応し、神奈川県等に依頼した被害者の一時保護先は、公的一時保護施設が37.9%で、次いで、市内委託シェルターとなっています。[図表16]

図表16 平成21年度 一時保護施設入所先（横浜市）



[横浜市 こども青少年局調べ]

#### 4 自立に向けた支援について

##### (1) 公的機関等への相談、支援・制度の利用（横浜市）

横浜市DV被害者面接調査で、被害者が相談し、支援を求めた公的機関等は多岐にわたっていました。

利用した人数は、延べ人数ですが、警察が13人と最も多くなっています。[図表17]

図表17 公的機関等への相談、支援・制度の利用状況（横浜市）

		N = 25
機関名	機能及び支援内容（DVに関連したもの）	人数
警察	暴力の制止、被害者の保護、被害発生の防止、警察本部長等による援助申出への対応、保護命令への対応等	13
配偶者暴力相談支援センター	総合的な相談窓口として、DV防止法の説明、各自治体との連携、一時保護の手続き等	5
市区町村DV相談窓口 （婦人保護相談）	住民からのDVの相談、助言、法制度の説明、ケースワーク等	7
市区町村福祉事務所	福祉や医療に関する総合的な相談及び制度適用（生活保護、ひとり親家庭の手当や制度、障害の認定や医療面での支援等）	4
女性相談所	一時保護した女性に緊急避難場所を提供し、被害者の保護、安全確保を行う	2
母子生活支援施設	母子家庭に対する住居（寮）の提供と保護、自立に向けた生活上の支援	1
医療機関	診察、治療、診断、薬の処方、診断書作成、情報提供等	5
裁判所	夫婦関係調整・離婚などの民事調停や裁判、DV防止法に基づく保護命令の決定等	3
弁護士、司法書士	調停や裁判にかかる書類作成や、代理人としての弁護活動等	5
区市県法律相談	弁護士による無料の法律相談の提供	4
児童相談所	虐待や養育上の困難など、児童にかかる総合的な相談窓口	2
スクールカウンセラー	学校におけるカウンセリング等	1
NPO・民間団体	シェルター運営、DVの啓発や被害者の人権擁護に関する諸活動、相談等	4
女性関連施設相談室	電話・面接相談、グループ型相談、各種講座やセミナーの案内等	11
その他相談機関等		6
合計		73

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度]

##### (2) 住まいに関する支援状況（横浜市）

横浜市では、DV被害者世帯や母子世帯、父子世帯などの特に居住の安定を図る必要がある方に対して、市営住宅の抽選の際に一般の申込者に比べて3倍の優遇を実施しています。（母子世帯は昭和44年、父子世帯は昭和57年、DV被害者世帯は平成21年10月から実施）[図表18]

また、DV被害者世帯の方は単身での申込みを可能とするほか、連帯保証人を免除するなどの支援を行っています。

図表 18 母子世帯・父子世帯への市営住宅入居支援状況の推移（横浜市）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
当選者数	96 件	83 件	116 件
応募者数	3,198 件	3,012 件	2,846 件
当選倍率	33.3 倍	36.3 倍	24.5 倍

[横浜市 建築局調べ]

(3) 外国籍の被害者への支援状況（横浜市）

横浜市では、民間支援団体との協働により、DVを含む様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談支援を行っています。年間 400 件前後の相談を受け付けています。また、通訳の派遣も実施しています。[図表 19]

図表 19 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業の推移（横浜市）

外国籍女性・母子に対して、相談支援と通訳の派遣を実施

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
相談件数	411 件	392 件	469 件
通訳派遣件数	66 件	47 件	56 件

[横浜市 こども青少年局調べ]

(4) 今の生活や自立に向けて困っていること（横浜市・全国）

横浜市DV被害者面接調査において、今の生活で困っていることは、同居・別居・離婚など相手との関係によって異なります。

現在、夫と同居中の被害者は、DVが子どもの育ちにどう影響するか、不安に思っています。また、相手と別居・離別した被害者は、心身の不調があり生活の質が低下していること、住まい探しの難しさ、経済や就労状況の厳しさについて困っています。[図表 20]

平成 19 年の内閣府の調査によると、自立にあたって困ったこととして、「当面の生活をするために必要なお金がないこと」「自分の体調や気持ちが回復していないこと」などが多くあげられています。[図表 21]

図表 20 「困っていること」「手助けがあればと思うこと」について（横浜市）

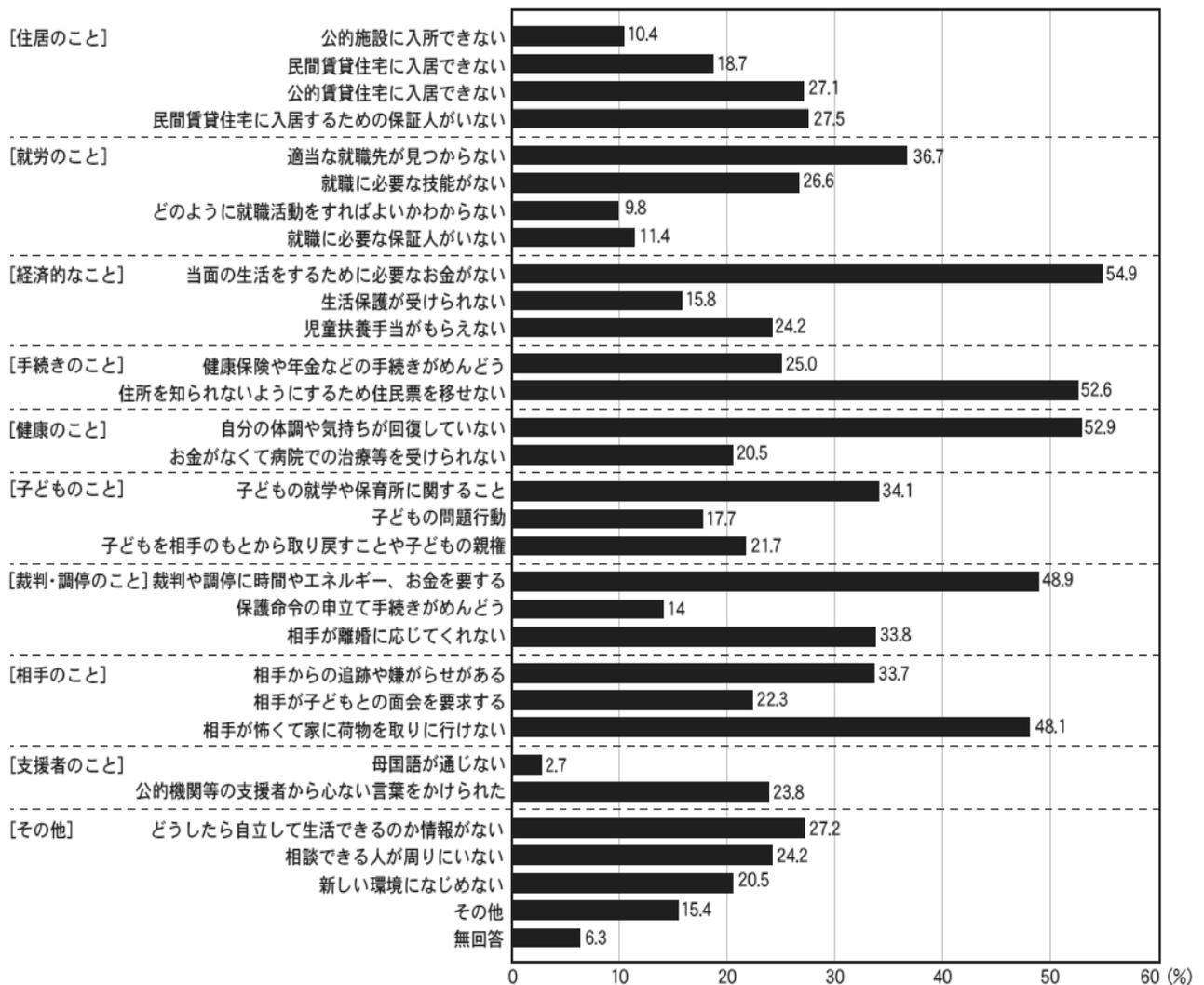
<夫・パートナーとの関係別>

関係	困っている・手助けがあればと答えた項目		
	第 1 位	第 2 位	第 3 位
同居中（9人）	・子どものこと ・相手との対応		・経済のこと
別居中（8人）	・体調や心のケア	・経済のこと ・相手との対応	
離別（8人）	・住宅・住まい	・体調や心のケア	（同順位多数）

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成 20 年度]

フラッシュバックがあって、月に2週間くらいずっとくまってしまう。思い出してからだが硬直して、頭痛や吐き気がするんです。(別居2年)  
 話せる場所がもっとあればいいと思います。新しい生活を始めても、不安やモヤモヤを抱えている人はいっぱいいると思います。(離婚)  
 仕事が不安定なので、離婚して生活費用が来なくなったら、生活していけるだろうかと不安ですね。フルタイムでパートしてもこんな収入ですから...(別居)  
 改心してほしいです。生活スタイルは変えたくない。でも相手は謝ったことは一度もない。お金も一円も返さない。信用できません。(同居)  
 毎月10万円の赤字が出ます。これが暴力のきっかけになることが多い。生活費をもらっていない。先月なんか千円です。私のパート代は、食費だけで消えます。(同居)

図表 21 配偶者等と離れて生活を始めるにあたっての困難(全国)



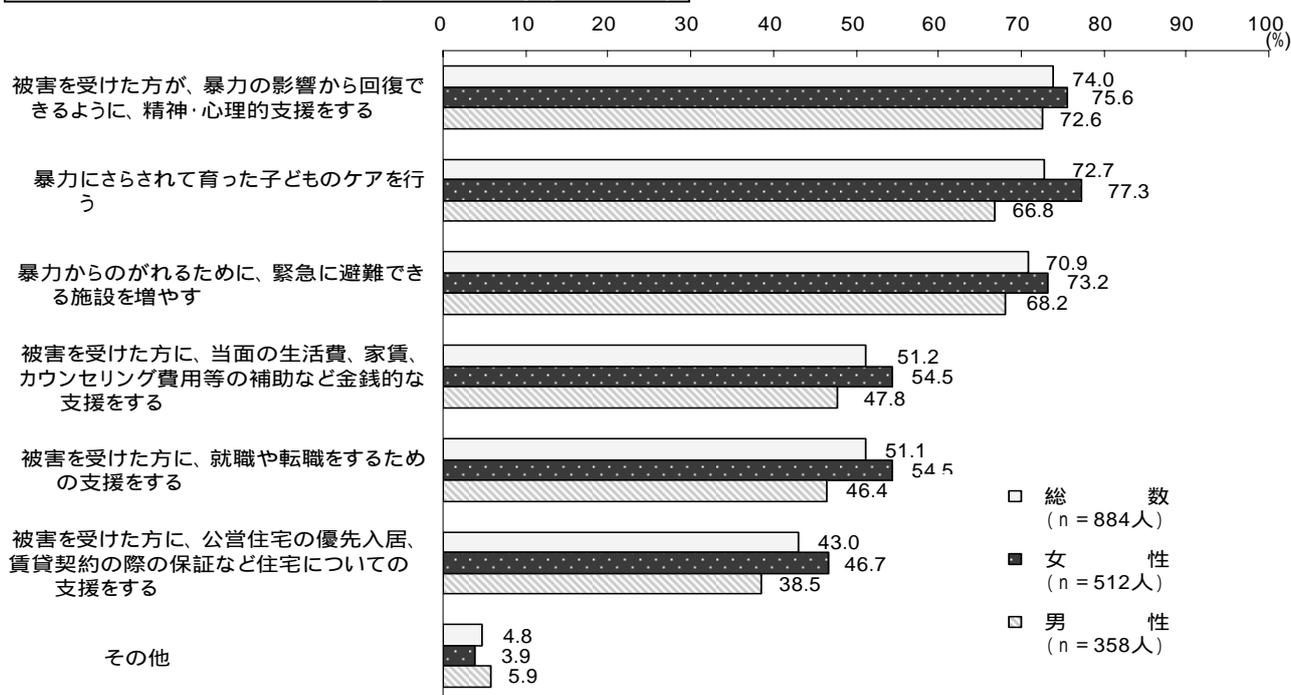
注: 調査対象は、配偶者等から暴力を受けた人で、現在自立して生活しているもの、又は自立に向けて生活しているもの。ただし、本調査は、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関利用者のうち、自ら調査に協力した人に限定される。調査対象の代表性という点で、偏りがあることに留意。

[内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」平成19年]

(5) 被害者が安心して生活するために必要なこと(横浜市)

横浜市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力を受けた人が、安心して生活するために必要な支援について、“被害を受けた方が、暴力の影響から回復できるように、精神・心理的支援をする”、“暴力にさらされて育った子どもへのケアを行う”、“暴力からのがれるために、緊急に避難できる施設を増やす”と答えた人が、いずれも7割台で多くなっています。[図表22]

図表22 被害者への支援(複数回答)(横浜市)



[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

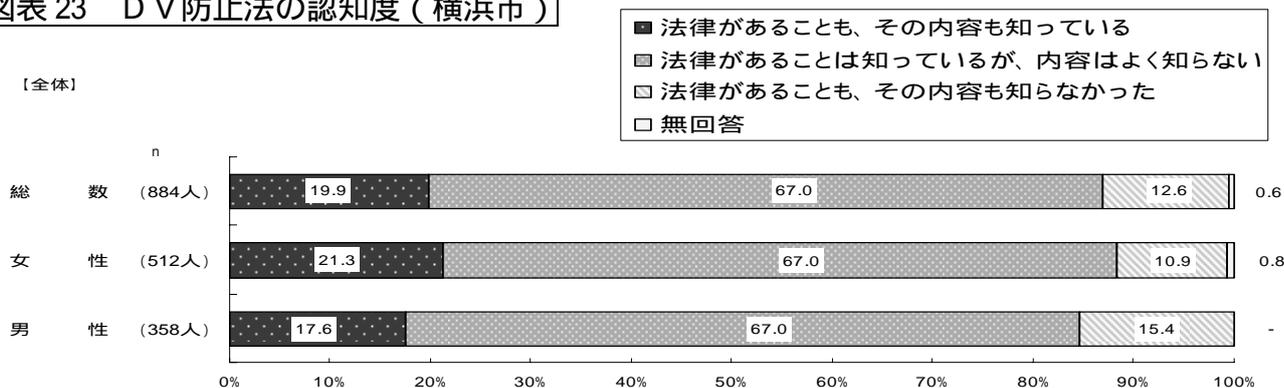
5 配偶者からの暴力をなくすために

(1) DV防止法の認知度(横浜市)

横浜市DVアンケート調査によると、DV防止法について、“法律があることも、その内容も知っている”と答えた人は19.9%で、3人に2人は“法律があることは知っているが、内容はよく知らない”(67.0%)と答えています。

“法律があることも、その内容も知らなかった”人は12.6%となっています。[図表23]

図表23 DV防止法の認知度(横浜市)

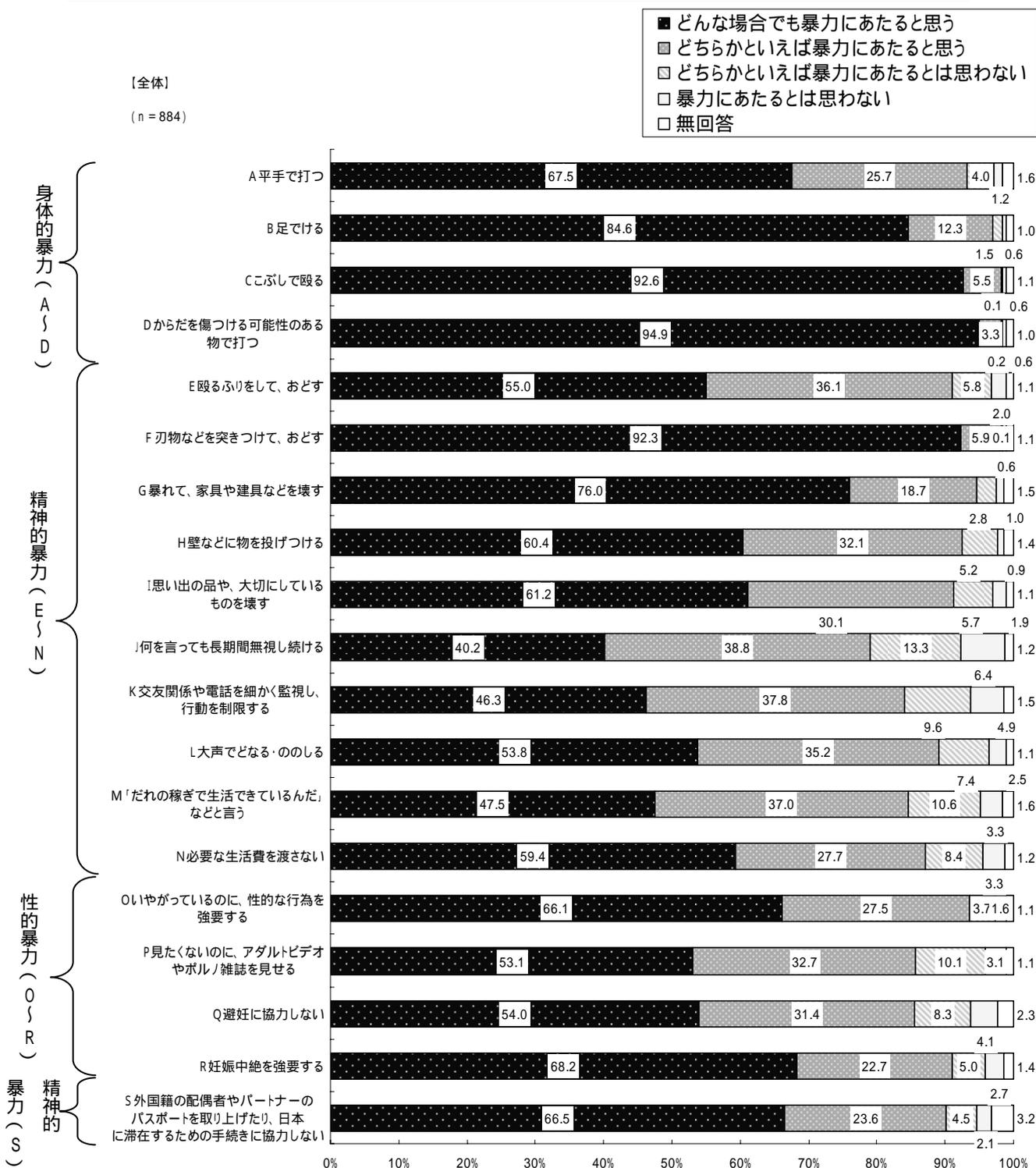


[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

(2) 暴力に対する市民の認識 (横浜市)

横浜市DVアンケート調査で、19の行為について、配偶者やパートナーの間で行われた場合に暴力だと思うかについてたずねました。身体的に重大なケガを生じさせる可能性がある行為については、暴力と認識する人が9割を超えています。一方、“どんな場合でも暴力にあたると思う”と答えた人が5割未満と暴力と認識する人が少ない行為は、いずれも精神的暴力にあたる行為でした。[図表24]

図表24 配偶者やパートナーの間での暴力についての認識 [行為別](横浜市)



[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

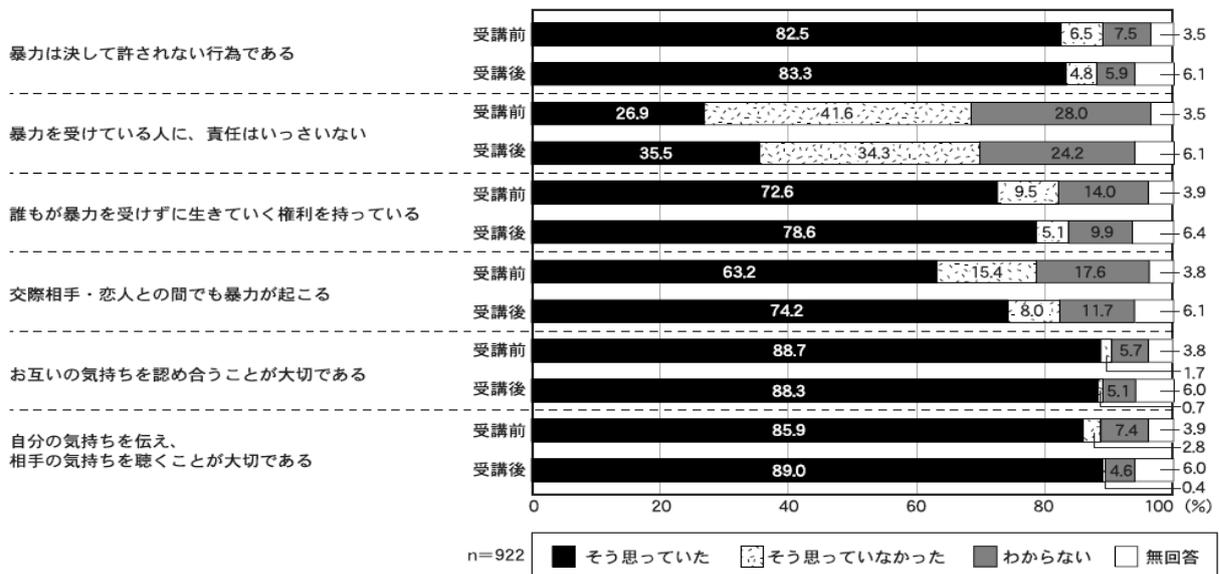
(3) デートDVに関する意識（横浜市）

平成 19 年度に横浜市が実施した「デートDVについての意識・実態調査」で、ワークショップ受講前と受講後の意識の変化をみると、「お互いの気持ちを認め合うことが大切である」を除く 5 項目で「そう思っていた」割合が受講後に高くなっています。[ 図表 25 ]

また、平成 19 年度に教職員を対象として行った「デートDVについての意識・実態調査」において、「デートDVが起こる理由として、どんなことが考えられるか」とたずねたところ、“家庭環境(DVや虐待)”が 82.3%と最も多く、以下、“性・暴力表現を扱ったメディアの情報”57.3%、“固定的な性的役割分担意識(男らしさ女らしさ)” 37.0%となっています。[ 図表 26 ]

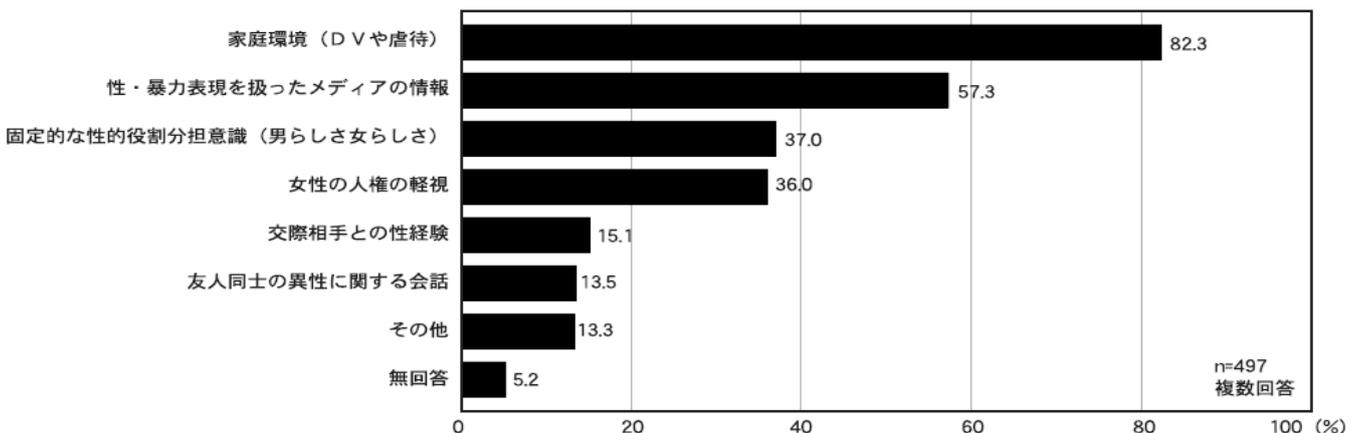
さらに、同調査において、「デートDVの予防啓発を受けるのは、いつ頃がよいか」とたずねたところ、“中学生以下”が 47.7%と約半数を占めて最も多くなっています。[ 図表 27 ]

図表 25 ワークショップ受講後のデートDV・暴力に対する意識の変化（横浜市）



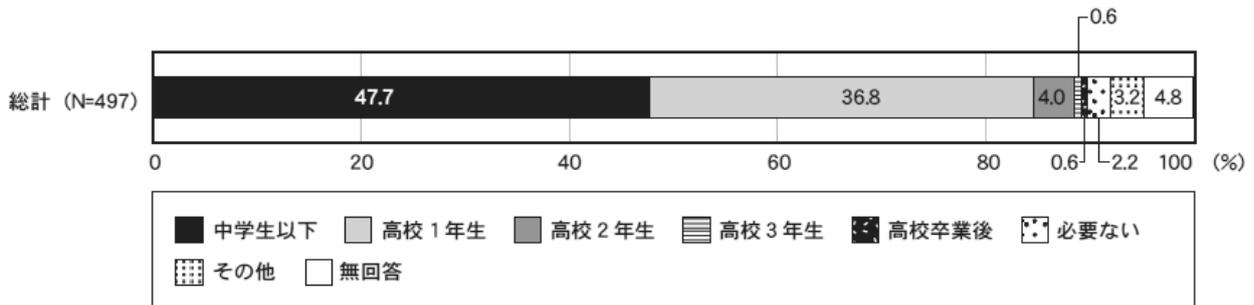
[ 横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成 19 年度 ]

図表 26 デートDVが起こる背景（横浜市）



[ 横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成 19 年度 ]

図表 27 デートDVの予防啓発に適した時期（横浜市）



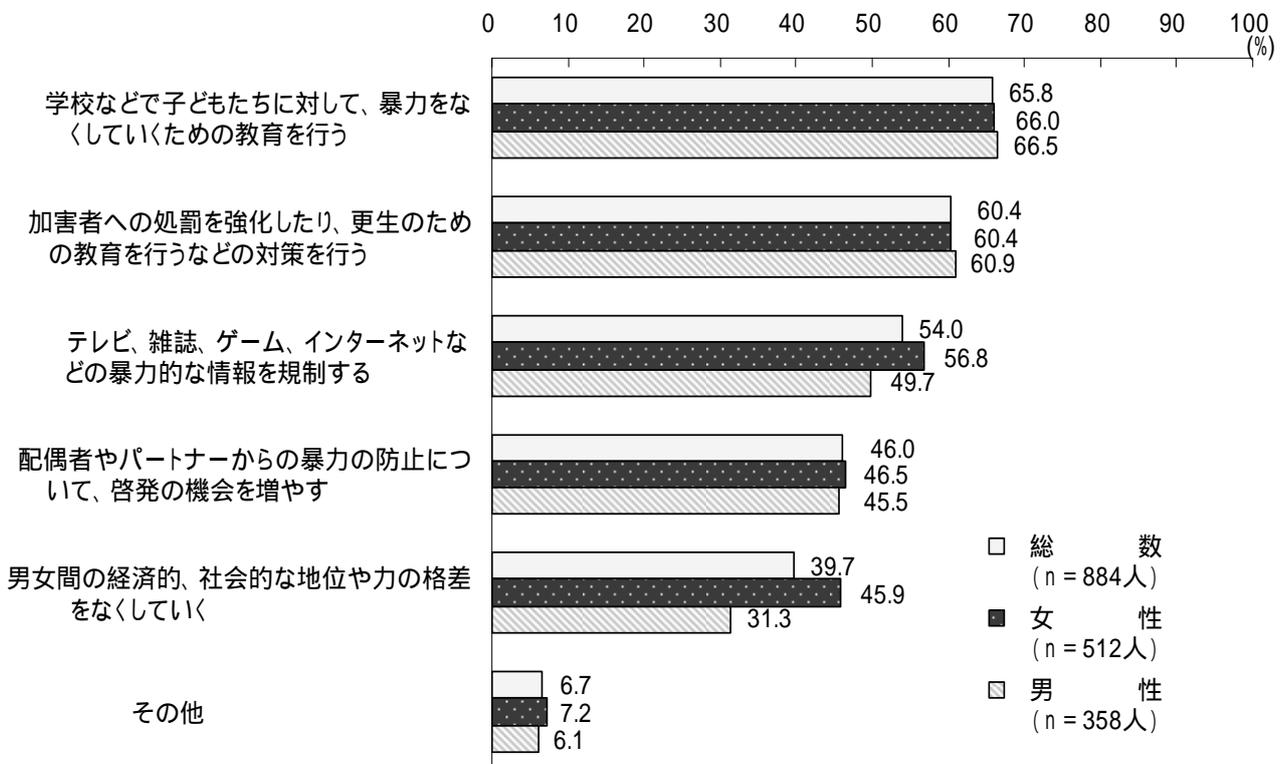
[横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度]

(4) DVをなくすために必要なこと（横浜市）

横浜市DVアンケート調査で、「配偶者やパートナーからの暴力をなくしていくために、どのようなことが必要と思うか」をたずねたところ、「学校などで子どもたちに対して、暴力をなくしていくための教育を行う」が最も多く65.8%、次いで「加害者への処罰を強化したり、更生のための教育を行うなどの対策を行う」60.4%、「テレビ、雑誌、ゲーム、インターネットなどの暴力的な情報を規制する」54.0%の順となっており、この3項目は半数以上の人を選択しています。

“男女間の経済的、社会的地位や力の格差をなくしていく”ことが必要と答えた人は、女性のほうが14.6ポイント多くなっており、男女で差が見られます。[図表28]

図表 28 配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要なこと（複数回答）（横浜市）



[横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査 平成20年度]

## 第3章 DV施策に関する基本方針

### 1 基本方針

配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）としての機能を持つことによりDV被害者支援体制を強化します  
相談機能を強化します  
DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します  
DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします  
暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます  
関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います

### 2 施策の方向

**基本方針** 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）としての機能を持つことによりDV被害者支援体制を強化します

#### <<現状>>

横浜市では、区福祉保健センターにおいて、相談、情報提供、自立に向けた支援をするとともに、男女共同参画センターにおいて、悩みの解決に向けた相談や情報提供、自立支援のための講座等を行うなど、DV被害者の支援を行い、両者がともにDV相談支援センターとしての機能の一部を果たしています。

#### <<課題>>

- ・区福祉保健センターでの業務について対応に差があり、また、自立を支援する男女共同参画センターとの連携が必ずしも十分ではありません。
- ・DVに関わる業務について、区福祉保健センター内で組織的に取り組む必要があります。
- ・区福祉保健センターと男女共同参画センターでは、現行の相談・支援機能を強化するとともに、相互の機能を補完しあいながら一体的に支援を行う必要があります。
- ・全市的に統一した対応ができるよう、区福祉保健センターと男女共同参画センターを支援し、統括・調整する機能が必要です。
- ・被害者支援事業全体のコーディネートと職員への指導・助言を行う機能が必要です。

#### 施策の方向

DV相談支援センターとしての機能を持ち、その役割を果たします。

平成20年1月に施行された改正DV防止法で、市町村が設置する適切な施設において、DV相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務化されました。

そこで、既にDV相談支援センターとしての機能の一部を果たしている区福祉保健センターと男女共同参画センターが、相互の機能を補完しあいながら一体的に支援を行うとともに、こども青少年局がその業務支援と、本市のDV施策を統括・調整する機能を果たします。これら3つの機関（区福祉保健センター、男女共同参画センター、こども青少年局）が、各々異なる役割を担うことによ

り、三者一体で横浜市DV相談支援センターの役割を果たします。

<b>基本方針</b> <b>相談機能を強化します</b>
-------------------------------

<< 現状 >>

区福祉保健センターで実施している女性福祉相談では、夫等からの暴力、その他居所のない女性や母子の相談に対応しています。男女共同参画センター3館の相談では、性別、生き方や健康、DVなどについての相談を受けています。

両者を合わせた本市の相談件数は、毎年9,000件前後で推移しており、そのうち暴力に関わる相談は約4割を占めています。

区福祉保健センターの女性福祉相談は、開庁時間内に行っています。男女共同参画センターでは、毎日9時から16時まで、月・金曜日のみ18時から20時まで相談窓口を開設しています（平成22年度現在）。夜間・休日で、緊急に対応が必要な場合は、神奈川県及び警察で対応しています。

日本語を母語としないDV被害者からの相談は、民間と協働で通訳派遣等を行うとともに、神奈川県の多言語相談で対応しています。また、男性からの相談は、神奈川県の「男性被害者相談」で対応しています。平成22年7月には、民間団体による男性のための電話相談も始まりました。

その他、市政情報をはじめとした多様な問合せを受ける窓口として、横浜市コールセンター、横浜市政についての相談や問合せの窓口である市民相談室などがあります。市民相談室では、法律全般に関する弁護士による無料法律相談を実施しています。

横浜市DVアンケート調査によると、「相談できる窓口を知らない」と答えた人が2割弱で、横浜市DV被害者面接調査では「どこに相談してよいかわからなかった」という声がありました。

<< 課題 >>

- ・市民に身近な相談支援窓口の充実と周知が必要です。
- ・区福祉保健センターの女性福祉相談では、相談者の状況を見極め、適切な支援につなげるため、多職種が存在する職場という特性を活かした対応が必要です。
- ・DV被害者が何度も相談支援の窓口で状況説明することがないよう、関係機関同士の連携強化が必要です。
- ・DV被害者が別の相談窓口等に移動する際の、安全確保が必要です。
- ・男女共同参画センターの相談では、時間をかけ、間口の広い相談をし、悩みの解決や情報提供など、相談者が自ら考え判断できる支援が必要です。
- ・DV以外の相談の中にDV被害が潜んでいることもあり、十分な聞き取りが必要です。
- ・DVのある家庭では、子どもへの虐待が行われている場合もあります。また、DVを目撃した子どもの心身に及ぼす影響は深刻であり、DV相談では児童相談所との緊密な連携が求められます。
- ・横浜市コールセンター、市民相談室では、今後とも、適切にDVの専門相談機関を案内することや情報提供を行うことが必要です。
- ・障害のある人の相談、他の言語による相談、性別等状況に応じた相談への対応についての検討が必要です。
- ・DV被害者の早期発見につなげるためにも、医療機関や弁護士、その他支援機関との連携が必要です。

- ・男性DV被害者の相談への対応も必要です。

#### 施策の方向

相談窓口の周知を図ります。

相談体制を充実します。

相談窓口の相互連携を強化します。

DV被害者が、安全で安心して生活するために、DV被害者への支援等に関する情報を入手できる相談窓口を広く周知します。

また、相談者は、悩み、迷いながら相談することが多く、一人で悩むことなく、暴力が深刻化する前に相談できるよう、DV被害者の立場に立ち、本人の意思を尊重した相談を行います。

さらに相談は、相談者の今後の自立に向けた支援につなげる必要があります。そのため、相談時間帯の延長や、相談しやすいしくみを充実させるとともに、相談窓口が相互に連携を図りながら一体的な支援を行います。

### 基本方針 DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します

#### <<現状>>

一時保護の決定は、横浜市の依頼に基づき神奈川県が行っています。また、現在、夜間・休日の対応は、神奈川県と警察で行っています。

一時保護中は、生活援助を中心に、同行支援や自立に向けた制度の紹介、面接などを行っています。

公的な一時保護施設だけでなく、民間シェルターも、一時保護等、被害者の安全・安心な環境の確保に大きな役割を果たしています。

#### <<課題>>

- ・一時保護相談には、臨機応変な対応も求められ、DV被害者の視点に立つ相談員の専門性の向上と組織的対応が必要です。
- ・夜間・休日等時間外の緊急の安全確保について、神奈川県及び警察との連携を強化する必要があります。
- ・一時保護が行われるまでの間、DV被害者の安全を確保する必要があります。
- ・DV被害者の一時保護時に児童虐待を把握したり、逆に児童相談所が子どもを保護した時にDVを発見したりする場合もあるため、DV被害者支援部署と児童相談所相互の連絡体制・情報共有のルール化が必要です。
- ・障害者・高齢者等が、一時保護所に入所できない場合の安全確保について、検討する必要があります。
- ・児童相談所や関連機関との連携により、一時保護中のDV被害者と子どもへの心身のケアを充実させることが必要です。
- ・母子同伴で一時保護された子どもの学習機会を確保する必要があります。
- ・なるべく早く子どもが学校に通える環境を整える必要があります。

- ・一時保護期間中から継続的な支援を行う必要があります。
- ・民間シェルターは財政等の基盤が弱く、その支援を継続・充実する必要があります。

#### 施策の方向

- 一時保護支援の体制を充実し、DV被害者の安全を確保するとともに、被害者と同伴する子どもへの支援を強化します。
- 一時保護施設等への支援を行います。

一時保護は、DV被害者の安全を確保するだけでなく、心身の健康の回復や自立に向けた生活の準備をするためのものです。DV被害者本人の意思に基づく、DV被害者の立場に立った、より確実な一時保護支援を実施します。

実施機関・受入施設である神奈川県及び民間団体との連携強化を図り、一時保護が迅速・適切に行われるよう支援します。さらに、休日・夜間の一時保護対応や緊急に保護を求めてきたDV被害者に適切に対応するため、警察との連携強化を図ります。

一時保護の期間中に、適切な支援内容の決定と心身の状況に応じたケアや、母子同伴での保護における母子同時の生活面や心身のケアなど、DV被害者の状況に応じたきめ細かな支援を進めます。

また、DV被害者がより安心できる保護体制の充実を目指して、DV防止法適用の一時保護施設及び多様なケースに対応できる施設の拡充について、神奈川県に働きかけます。

### 基本方針 DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします

#### <<現状>>

一時保護を利用するDV被害者に対しては、一時保護の際にその後の支援も含めて方針を決定します。また、入所期間中に、関係機関等が相互に連携して、ケースカンファレンス（支援のための検討会議）などを通じて、DV被害者自身の意向を尊重した支援を行っています。一時保護後、行き場所がないDV被害者には、公的施設や民間団体との連携により、引き続き自立支援を行っています。

支援内容の決定判断には、専門職の関わりや、さまざまな関係機関との連携調整が重要です。

また、自立に向けた住まいの確保、就業支援、心理的ケア等、総合的な支援を行っています。特に、男女共同参画センターにおける就業支援や自助グループの活動は、DV防止法施行前から行われており、DV被害者の視点に立った支援が実施されています。

さらに、DVの子どもへの影響は深刻な問題であり、教育総合相談センターでも、DVに関連する保護者等からの相談があります。また、子どもにとってひとつの生活基盤である学校は、子どもからの相談やその様子から、家庭におけるDVや児童虐待の発見がやすく、また、そこでの支援は非常に重要な役割を果たしています。

#### <<課題>>

- ・DV被害者の立場に立ち、相談、安全の確保から自立までのきめ細かな切れ目ない支援を進めるため、関係機関が幅広く連携できるしくみづくりが必要です。
- ・自立に向け各部署が連携し、本人の意思を確認・尊重しながら、総合的判断のもとに生活保護制度

や母子家庭の自立支援のための制度等により、DV被害者の個々の状況に応じた個別の自立支援計画を作成する必要があります。

- ・ 神奈川県や民間団体との連携を強化し、地域での生活の安定に向けた切れ目のない継続的な支援を行う必要があります。
- ・ DV被害者やその子どもは特に心理面の課題を抱えており、心理的なサポートが必要です。
- ・ 経済面での不安も多くあげられており、就労支援を実施していく必要があります。
- ・ 横浜市DV被害者面接調査では、夫と別居した被害者が困っていることで最も多かったのは「住まいの確保」であり、その支援の充実が求められます。
- ・ 子どもを取り巻く多くの機関が連携し、情報の共有化や行動連携を含めたネットワーク作りが必要です。
- ・ DV被害者が地域で安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループへの支援を行う必要があります。
- ・ 別居後、住民票を異動できない場合に社会的不利益があります。国に対して法改正を求めるなどの検討が必要です。

#### 施策の方向

自立支援体制を確立します。

生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。

関連制度を活用して必要な支援を行います。

DV被害者の自立には、就業や住まい、生活費の確保、子どもの就学、被害者自身や子どもの心身のケアなど、複数の課題があります。また、DV被害者によって支援すべき内容が異なるため、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援が求められます。

区福祉保健センターでは、業務運営指針に基づき、様々な職種が連携して、DV被害者の課題に応じた自立のための福祉サービスのコーディネートを行います。

DV被害者本人の意思を確認・尊重しながら関係機関が連携して、「個別自立支援計画」を作成し、DV被害者の課題に応じた自立のための福祉サービスのコーディネートを行い、自立に向けた切れ目のない継続的な支援を行います。

男女共同参画センターでは、地域で安定した生活を送ることができるよう、自立に向けたプログラムの提供や継続的な支援、自助グループなどによるDV被害者の居場所づくりを行います。

また、自立支援の場では、神奈川県配偶者暴力相談支援センターなどのさまざまな機関との連携により、他の都道府県に係る広域的な対応を含め、被害者を支援します。

#### 基本方針 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます

##### <<現状>>

横浜市では、暴力防止のための啓発強化について、「よこはま男女共同参画行動計画」の重点施策として取り組んでおり、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せて暴力防止キャンペーンや、DVの理解と根絶に向けた啓発ポスターの掲出や講演会の開催、相談窓口の周知

をしています。

また、DV根絶のために、若いころからの予防教育が必要であるため、中・高校生を対象としたデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を開催しています。

しかし、横浜市DVアンケート調査では、DV防止法について、その内容まで知っている人は2割しかいません。精神的暴力にあたる行為については、暴力と認識する人が少ない状況です。さらに、横浜市DV被害者面接調査では、「自分がされている行為がDVであると気がつかなかった」という声もあり、DVに関する認識や理解が不可欠です。

加害者は自分がふるう暴力を「たいしたことではない」、「夫婦や恋人同士だから当たり前」といった感覚で相手の人格を踏みにじり、力で支配する傾向があります。DV被害者がDVとは気づかなかつたり、暴力を「大げさにしたくない」と我慢したりし、相談することなく一人で抱え、支援につながらず、DVがエスカレートすることがあります。

DVの被害者は、家族や親族等、身近な人に相談する人が多くなっています。

#### <<課題>>

- ・DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、社会的にDVに対する認識が低く、早期発見や支援につなげるためにも、「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体で共有することが必要です。
- ・早期発見や支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について、適切な情報提供が必要です。
- ・子どものころから、DVは人権侵害であると認識し、自己肯定感・自己信頼感をもち、自分も相手も大切に感じる感覚を身につけるといった教育が重要です。
- ・子どものころに暴力を受けた経験が、成長してからのDVの加害・被害に影響を及ぼしていることも考えられるため、DV被害者自身の回復のためだけでなく、暴力や虐待を受けた子どものケアの充実が必要です。
- ・子どもの目の前でのDVは、子どもへの心理的虐待である、という認識を広く啓発することが必要です。
- ・教育関係者や保育士は、児童虐待やDVを発見することが多いことから、児童虐待及びDVに対する的確な理解と協力が重要です。
- ・加害者を対象とした更生や対策は、DVの防止に向けた重要な施策です。加害者対策についての研究を行う必要があります。

#### 施策の方向

DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。  
暴力の根絶についての啓発を推進します。

暴力根絶に向け、「DVは重大な人権侵害である」という認識やDV被害者に対する支援に関する情報が、性別を問わず市民に共有されるように取り組みます。

特に精神的暴力については認識されにくいことに留意して啓発を進めます。

子どものころからの人権教育や若者に向けての啓発の充実に努めます。

交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」について、児童・生徒や保護者への啓発を進めます。

## 基本方針 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います

### <<現状>>

本基本方針及び行動計画策定のため、医師や弁護士、支援に携わる民間団体等と横浜市役所のDV施策関連部署で構成する「DV施策検討会議」を立ち上げました。今後、施策の推進と連携強化に向けて、「DV施策推進会議」で議論を進めます。

神奈川県下では、「神奈川県DV対策推進会議」のメンバーとして、広域の連携を推進しています。直接的な支援に関わらない区役所の戸籍課等窓口職員への研修についても、一部実施しています。

### <<課題>>

- ・DV被害者の支援には、生活保護や年金・健康保険など様々な部署との連携を充実する必要があります。
- ・警察、医師、弁護士、民間団体など、対外機関との連携が不可欠です。
- ・DV被害者の支援に携わる機関（相談員）同士の情報交換をきめ細かに行き、連携を図ることが必要です。（横浜市役所内、関係公的機関、民間等）
- ・DV被害者の二次被害を防ぐために、市の関係機関だけでなく、民間団体を含む関係機関で支援に従事する者の資質の向上と理解の促進が不可欠です。啓発研修や必要な情報提供を行う必要があります。
- ・相談員や支援者について、燃え尽き症候群（バーンアウト）や加害者等からの被害を防ぐための取組が必要です。

### 施策の方向

関係機関との連携を強化します。

職務関係者等への研修を実施します。

配偶者等からの暴力の防止と切れ目のないDV被害者支援を推進するためには、国及び神奈川県をはじめとする関係機関や民間団体、医療機関等との連携が不可欠です。また、市役所内の関係部署との連携強化も重要です。そのため、関連するすべての機関が共通認識をもち、緊密かつ円滑な相互連携・協力を進めます。

DV被害者の一時保護等の直接的な支援だけでなく、DV被害者への更なる被害（二次被害）が生じることがないように、庁内関係部署及び関係機関の職員に対する啓発研修を実施します。

また、相談員の専門性の確保と向上のための実務研修等を実施します。さらに、統括・調整部門は相談員等へのスーパーバイズ\*機能をもち、日常業務における支援と専門的支援を行います。

\*スーパーバイズ：複雑な問題に直面し、援助者自身が対応に困難を感じたとき、熟練した指導者から実践に必要な知識や技術、援助方針等のアドバイスを受けること。スーパービジョンともいう。

## 第4章 基本方針に基づく行動計画

基本方針 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）としての機能を持つこと  
によりDV被害者支援体制を強化します

施策の方向 1 DV相談支援センターとしての機能を持ち、その役割を果たします。

DV被害者から相談を受け、情報提供を行い、DV被害者を保護し、安全を守り、自立までのきめ細かな切れ目のない支援を行うために、横浜市においてDV相談支援センターの役割を果たします。

施策名	既存の組織を最大限活用したDV相談支援センター
取組内容	・区福祉保健センター、男女共同参画センターという既存の組織を活用し、それぞれのDV被害者に対する支援機能を強化するとともに、こども青少年局にDV施策を統括・調整する組織を設置し、これら3つをまとめて1つのDV相談支援センターと位置づけます。

施策名	統括・調整部門による全体調整及び相談・支援スキルのレベルアップ
取組内容	・こども青少年局に統括・調整部門を設け、区福祉保健センターや男女共同参画センターへの情報提供やスーパーバイズ、研修を行い、相談・支援スキルをレベルアップします。

施策名	区福祉保健センター内の連携
取組内容	・DV被害者の自立を支援するため、様々な職種が連携して、DVに関する相談・総合的な自立支援を行います。（福祉保健センター業務運営指針「チームアプローチの重要性」）

施策名	個別自立支援計画の作成と情報共有
取組内容	・区福祉保健センターや男女共同参画センターが、相談、一時保護、自立支援と切れ目のない支援を継続的に行うため、DV被害者本人の意思を確認・尊重した「個別自立支援計画」を作成し、関係機関で共有します。 ・個人情報の取扱いのルールを確立します。

施策名	全市的な関係機関との連携強化のための会議の設置
取組内容	・警察、児童相談所、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との連携の強化を図るため、DV施策推進会議を設置します。

施策名	関係機関及び職員への研修の実施
取組内容	・こども青少年局において、全市的に統一された支援及び継続的な業務遂行を図るための研修等を行います。 ・DVの相談に関わる職員へのスキルアップ研修を行います。 ・関係機関に向けたDVに関する情報提供を実施します。

チームアプローチ：ひとつひとつの相談に対して、社会福祉職、保健師等、さまざまな職種が関わって、常に複数で相談・支援にあたること。

## 基本方針 相談機能を強化します

### 施策の方向 1 相談窓口の周知を図ります。

相談窓口の周知を図り、DV被害者が適切な助言を受け、支援につながるようにします。

施策名	相談窓口の周知
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発ポスターやシール、ホームページなどを活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。</li> <li>・相談機関を確実に案内するための、リーフレット等を作成します。</li> </ul>

### 施策の方向 2 相談体制を充実します。

DV被害者からの相談に適切に対応できるよう、きめ細かな相談ができる体制を充実します。

施策名	相談者への情報の提供と助言
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区福祉保健センターや男女共同参画センターでの相談や関連窓口において、適切な情報提供を行います。</li> <li>・相談者の立場に立ち、相談者の意向も十分理解した上で、必要な助言を行います。</li> </ul>

施策名	男女共同参画センターの相談体制の充実・強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の相談体制を見直し、相談機能を強化します。</li> <li>・相談時間を延長し、夜間における電話相談を行います。</li> </ul>

施策名	マニュアルの作成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者からの相談に適切に対応できるよう、区福祉保健センター及び男女共同参画センター共有のマニュアルを作成します。</li> </ul>

施策名	相談窓口の安全確保とプライバシーの保護
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者及び相談員の安全確保を図ります。</li> <li>・相談者のプライバシー及び個人情報保護を図ります。</li> </ul>

施策名	相談員の専門性の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題解決に向け適切な助言が行えるよう、こども青少年局が研修等を実施し、相談員の専門性の向上とスキルアップを図ります。</li> </ul>

施策名	外国人女性等への支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人女性等のDVや生きづらさなどについて、多言語による相談を実施します。</li> </ul>

施策名	被害者ニーズに沿った相談対応
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者など様々な困難を抱えるDV被害者のニーズにあった相談体制を検討します。</li> </ul>

施策名	男性被害者からの相談対応
取組内容	・男性DV被害者からの相談は、神奈川県配偶者暴力相談支援センターの「男性被害者相談」と連携して対応するとともに、横浜市における相談対応について検討します。

施策名	夜間・休日の相談体制の整備
取組内容	・男女共同参画センターの相談において、相談時間を延長するなど、夜間・休日の電話相談体制を整備します。【再掲】

**施策の方向 3 相談窓口の相互連携を強化します。**

それぞれの相談窓口の連携を図るとともに、被害者の視点に立った関連窓口間の情報提供、情報共有を行います。

施策名	神奈川県配偶者暴力相談支援センターとの連携
取組内容	・広域的に調整が必要な場合は、関係部署が連携して対応します。

施策名	神奈川県、横浜市、民間団体の連携による一時保護の実施
取組内容	・神奈川県配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等と連携し、一時保護に取り組みます。

施策名	神奈川県及び警察との連携
取組内容	・被害者の相談や安全確保について、神奈川県及び警察と緊密な連携・協力のもとに対応します。

施策名	児童相談所（児童虐待対応部門）との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV対応部門と児童虐待対応部門の早期連携を図ります。</li> <li>・児童相談所、区福祉保健センター及び男女共同参画センターとの連絡体制・情報共有について、全市統一のルールを確立します。</li> <li>・定期的に情報交換を行います。</li> </ul>

施策名	民間団体との連携
取組内容	・民間で相談・支援を行っている団体と定期的に情報交換を行います。

施策名	医療機関との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関に対して、DV被害者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。</li> <li>・横浜市医師会と連携して、医師等に対する啓発や情報提供を行います。</li> </ul>

施策名	法律相談機関との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士による法律相談等において、DV被害者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。</li> <li>・法テラス神奈川や横浜弁護士会と連携して、弁護士等に対する啓発や情報提供を行います。</li> </ul>

施策名	窓口相互の連携強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口において、相談者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。</li> <li>・職務に関わる従事者に対し、DV理解及び危機管理のための研修を実施します。</li> </ul>

## 基本方針 DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します

施策の方向	1 一時保護支援の体制を充実し、DV被害者の安全を確保するとともに、被害者と同伴する子どもへの支援を強化します。
-------	--

適切かつ速やかな一時保護ができる体制を整備し、DV被害者の安全を確保します。

一時保護施設入所中のDV被害者の負担軽減を図るとともに、同伴する子どもへの支援を強化します。

一時保護中も、DV被害者が安心でき、その安全が確保されるよう、施設の充実を図るとともに、一時保護までの緊急保護体制の整備を検討します。また、高齢や障害のあるDV被害者や中学生以上の男子を同伴するDV被害者など、多様なケースに対応した施設の確保について、神奈川県と連携していきます。

施策名	通報への的確な対応
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者等から通報があった場合に、DV被害者の状況の確認や相談窓口の情報提供を行うとともに、緊急性が高い場合は、神奈川県及び警察と連携して、DV被害者の安全確保を行います。</li> <li>・通報対応が的確に行われるように、緊急時対応マニュアルを区福祉保健センター及び男女共同参画センターで共有します。</li> </ul>

施策名	神奈川県との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県が実施する広域的な一時保護において、神奈川県との連携を図ります。</li> </ul>

施策名	一時保護支援の実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に保護を要するDV被害者の一時保護について、相談・支援を行います。</li> <li>・一時保護所までの同行支援を行います。（夜間、休日は除く）</li> </ul>

施策名	多様なケースに対応できる施設との連携の検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者や介助が必要な高齢者等の一時保護について、神奈川県や施設など関係機関との連携を検討します。</li> </ul>

施策名	一時保護における児童相談所等との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子同伴で保護する場合について、児童相談所との連携を強化します。</li> <li>・児童相談所、区福祉保健センター、一時保護施設間の連絡体制・情報共有のあり方について、全市統一のルールを確立します。</li> <li>・定期的に情報交換を行います。</li> </ul>

施策名	一時保護中及び一時保護後の支援決定（個別自立支援計画の作成）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護の際に、DV被害者本人の意思を確認・尊重した「個別自立支援計画」を作成し、自立に向けた継続的な支援に取り組みます。</li> </ul>

施策名	一時保護所入所中の心理的ケアの実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護施設に心理判定員、心理学的支援を専門的に行う職員をの配置・派遣します。</li> <li>・専門的な治療を必要とする場合には、医療機関等との連携を図り、情報提供を行います。</li> </ul>

施策名	同伴する子どもへの心理的ケアの実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と連携し、子どもの心理的ケアを実施します。</li> <li>・医療機関等と連携し、情報提供を行います。</li> </ul>

施策名	同伴する子どもへの学習支援の検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護されている子どもへ学習教材を提供します。</li> <li>・家庭環境の影響等から、学習が遅れぎみの子どもへの学習支援を検討します。</li> </ul>

施策名	一時保護所入所中の自立支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルターでの自立支援に関する取組を支援します。</li> <li>・被害者の自立支援のため、横浜市とシェルターとの連携を強化します。</li> </ul>

施策名	一時保護中に必要な経費支援の検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護中のDV被害者に必要な経費支援について検討します。</li> </ul>

施策の方向	2 一時保護施設等への支援を行います。
-------	---------------------

DV被害者にきめ細やか支援が提供できるよう、民間シェルターへ支援をします。

施策名	民間シェルターへの支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間シェルターに運営費等を補助し、その活動を支援します。</li> </ul>

基本方針 DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします

施策の方向 1 自立支援体制を確立します。

支援機関相互の円滑な連携を進め、DV被害者の自立に向けた支援体制を確立します。

施策名	区福祉保健センターにおける自立支援の実施
取組内容	・区福祉保健センターが、同行支援をはじめとしたDV被害者の自立に向けた支援を行います。

施策名	男女共同参画センターにおける自立支援の実施
取組内容	・男女共同参画センター機能を生かした、自立支援を実施します。 ・福祉制度の利用の有無に関わらず、個別自立支援計画に基づいたプログラムの提供、継続的な支援を行います。

施策名	統括・調整部門における区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの支援
取組内容	・こども青少年局が、区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの情報提供や連携・調整を行います。 ・神奈川県、民間団体等、自立支援関連機関との調整を行います。 ・研修等によるスキルアップやスーパーバイズを行います。

施策の方向 2 生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。

DV被害者の状況や自立に向けたプロセスを見極め、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな支援を行います。支援にあたっては手続きを円滑に進め、DV被害者の負担を減らします。

(1) 身体的・心理的ケア

施策名	施設退所後の継続的な支援の実施
取組内容	・民間シェルターと連携し、区福祉保健センターと男女共同参画センターが施設退所後の継続的な支援を行います。 ・自助グループ等の支援や支援者の発掘を行います。

施策名	心身の回復支援の充実
取組内容	・男女共同参画センターにおいて、DV被害者の心身の回復のための講座の実施や、自助グループ等によるサポートを実施します。

施策名	こころの健康に関する相談
取組内容	・心の健康に関する相談や、専門医等による面接相談など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループ等の関係機関の紹介を行います。

施策名	継続的な心理的ケア、カウンセリングの実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者が安心して相談が受けられるよう、既存の事業を活用します。</li> <li>・無料、低額のカウンセリングの実施について、男女共同参画センターでの援助・サポートを検討します。</li> </ul>

## (2) 経済的支援、生活支援

施策名	生活を支援するための制度の円滑な運用、連携強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者の自立を支援するための必要な措置を講じます。</li> </ul>

施策名	貸付金などの諸制度の活用
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子寡婦福祉資金等を活用し、経済面の支援を充実します。</li> </ul>

## (3) 就労支援

施策名	女性のための就労支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センターにおいて、就業する際に役立つ実践スキルを身につけるための講座の充実を図ります。</li> <li>・女性に対する起業支援を行います。</li> </ul>

施策名	母子家庭等への就労、自立支援の充実に向けた連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センターと区福祉保健センターが連携し、母子家庭への就労及び自立支援事業の充実を図ります。</li> </ul>

施策名	生活保護制度や他の支援事業の活用と連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区福祉保健センターの就労支援専門員が生活保護を受給しているDV被害者の就労支援を行います。</li> <li>・生活保護の受給に至らない生活困窮者等へ対し、母子家庭就業・自立支援センターや男女共同参画センターの就労相談等自立支援制度を活用します。</li> </ul>

## (4) 住まいの確保、住宅支援

施策名	住宅確保の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅や民間アパートなど、空き施設の有効活用について検討します。</li> <li>・保証人のいないDV被害者などを対象に、民間住宅あんしん入居事業を実施します。</li> <li>・市営住宅入居者募集における、DV被害者世帯の優遇策を実施します。</li> </ul>

施策名	ステップハウスの活用
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップハウスの活用について、民間団体への支援を強化します。</li> </ul>

ステップハウス：一時保護後の自立に向けた準備を行うための住まい。

## (5) 子どもに関する支援

施策名	児童虐待防止と家庭支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の再発防止等に向け、子どもの養育に問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。</li> <li>・横浜型児童家庭支援センターで、児童に関する相談やショートステイなどのサービス提供を行います。</li> </ul>

施策名	母子生活支援施設での子育て支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設における、母子の自立に向けた支援、子育て支援等の充実を図ります。</li> <li>・地域の母子家庭等の子どもを対象とした、夜間養護(トワイライトステイ)を行います。</li> </ul>

施策名	学校での支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもやDV被害者の安全の確保と情報管理に十分努めます。</li> <li>・学校において組織的な相談を行います。</li> <li>・子どもの心身のケアの充実を図ります。</li> </ul>

施策名	教育相談における区福祉保健センターとの連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区福祉保健センターの教育相談などで、DVに関する相談を受けた場合は、区福祉保健センター内で連携を図り、子どもへの支援を行います。</li> </ul>

施策名	就学・転校支援、転園支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な就学・転校手続きができるよう、こども青少年局、教育委員会と区とで連携を図ります。</li> <li>・学校の情報管理及び危機管理を徹底します。</li> </ul>

施策名	DVのある環境で育った子どもへのケアの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と連携を強化し、DVのある家庭環境で育った子ども及び児童虐待被害児への心身面でのケアの充実を図ります。</li> </ul>

施策名	子どもにかかるサービスの情報提供
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票がなくても、居住していることが明らかな場合には、予防接種や健診等のサービスが利用できるため、DV被害者に対して、適切な情報提供を行います。</li> </ul>

施策名	一時保育の実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所等、当事者が必要な手続を行う際の一時保育実施についての検討を行います。</li> </ul>

## (6) 外国人・高齢者・障害者等、多様な状況に応じた支援

施策名	外国人女性等への自立支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な生活問題を抱える外国人女性・母子等に対し、電話や面接による相談及び通訳派遣などを行います。</li> </ul>

施策名	高齢者・障害者支援との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等のDV被害者や、障害がある同伴の子どもについて、関係機関と連携し、一時保護の充実を図ります。</li> </ul>

## (7) 同行支援

施策名	自立に向けた同行支援の充実
取組内容	・区福祉保健センターが、シェルターと連携してDV被害者の自立に向け同行支援を行います。

## (8) 地域における生活支援

施策名	地域で生活するDV被害者の「居場所」づくり
取組内容	・男女共同参画センターを、気軽に立ち寄れる「居場所」として位置づけ、地域における支援を充実します。 ・地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。一時保護後及び相談のみで保護していないDV被害者への支援も行います。

施策名	施設退所後のフォローの実施【再掲】
取組内容	・民間シェルター等と連携し、区福祉保健センター及び男女共同参画センターが施設退所後の継続的な支援を行います。

施策名	民生委員・児童委員や民間団体と連携した地域見守りサポートの推進
取組内容	・民生委員や民間団体等と連携し、地域における支援やサポートを推進します。 ・支援に関わる者に対し、研修等の実施や情報共有を行います。

施策の方向 3 関連制度を活用して必要な支援を行います。

DV被害者が関連制度を活用して適切な支援が受けられるよう、保護命令の申立て支援や証明書の発行を行います。

施策名	保護命令制度の情報提供と申し立て支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者への接近禁止など安全確保に関する保護命令制度について、情報提供を行い、必要に応じて申し立て支援を行います。</li> <li>・裁判所からの求めに応じ、書面を作成し、安全確保の助言を行います。</li> </ul>

施策名	証明書の発行
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども青少年局において、各種手続に必要な証明書を発行します。(一時保護証明書以外)</li> <li>・区福祉保健センター及び男女共同参画センターでは、証明書発行の申請受付と交付を行います。</li> </ul>

施策名	行政機関等で行う諸手続の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者が行政機関等で行う諸手続について、スムーズに行えるよう支援します。</li> <li>・関係行政機関に対し、DV被害者への二次被害を防止するための情報提供を行います。また、関係行政機関による研修を促します。</li> </ul>

基本方針 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます

施策の方向 1 DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。

DVの被害者が、自分が受けている行為がDVであると認識でき、また、相談や自立に向けた行動を起こしてさまざまな公的な支援につながるよう、DVに関する情報提供を行います。

施策名	DV被害者への情報提供の充実
取組内容	・DV被害者が、相談や公的支援につながるよう、啓発ポスターやシール、ホームページなどを活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。

施策名	DV被害者へのDVに対する正しい理解の普及
取組内容	・DV被害者が、DVの行為を受けていることや、それが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、DVの理解・普及啓発の充実を図ります。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せて、広報・啓発を行います。

施策の方向 2 暴力の根絶についての啓発を推進します。

「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことについての理解を進め、市民が暴力の発見と根絶に向けた取組ができるよう、啓発を進めます。

施策名	DVに対する正しい理解の普及の充実
取組内容	・市民、事業者に対して、普及啓発の充実を推進します。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せ、広報・啓発を行います。【再掲】

施策名	若者に向けた啓発の実施
取組内容	・若者向けのデートDV防止講座を、NPOや民間団体と連携・協力して実施します。

施策名	子どもたちからの人権教育の充実
取組内容	・学校等において、暴力や男女の人権に関する教育を充実します。 ・保護者等への広報啓発を実施します。

施策名	児童虐待とDVに関する啓発の推進
取組内容	・児童虐待とDVの関連についての啓発を行います。

施策名	加害者対応の研究
取組内容	・DV加害者対策について、国や他都市の情報を収集するとともに、加害者行動変容プログラムについて研究します。

## 基本方針 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います

### 施策の方向 1 関係機関との連携を強化します。

DV防止法に掲げられた支援機関を始め、関連するすべての機関が共通認識をもち、切れ目のない支援のために、緊密な相互連携・協力体制を図ります。

施策名	全市的な関係機関との連携強化のための会議の設置【再掲】
取組内容	・警察、児童相談所、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との連携の強化を図るため、DV施策推進会議を設置します。
施策名	区福祉保健センター内の連携強化
取組内容	・DV被害者の支援のために、区福祉保健センター内での連携を強化します。
施策名	区福祉保健センターにおけるDV関連連絡会等の設置
取組内容	・DV被害者が地域で安心して生活するため、区において既存の会議を活用し、関係機関と情報共有し連携を強化します。
施策名	神奈川県及び警察との連携【再掲】
取組内容	・被害者の相談や安全確保について、神奈川県及び警察と緊密な連携・協力のもとに対応します。
施策名	医療機関との連携【再掲】
取組内容	・医療機関に対して、DV被害者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。 ・横浜市医師会と連携して、医師等に対する啓発や情報提供を行います。
施策名	法律相談機関との連携【再掲】
取組内容	・弁護士による法律相談等において、DV被害者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。 ・法テラス神奈川や横浜弁護士会と連携して、弁護士等に対する啓発や情報提供を行います。
施策名	子どもに関わる関係機関との連携
取組内容	・関係機関と連携して、DVのある環境で育った子どもへの支援に取り組みます。

施策の方向 2 DV被害者に配慮した支援を行うため、職務関係者等への研修を充実します。

関係職員にDVに関する研修を実施し、被害者の人権を尊重した、DV被害者の立場に配慮した支援を行います。

施策名	関係職員に対する研修の実施
取組内容	・こども青少年局を中心に、職種に応じた実務担当者研修を行います。

施策名	教育関係者等への啓発の実施
取組内容	・教育関係者に児童虐待及びDVに対する的確な理解と協力を得られるよう、普及啓発・研修を実施します。



---

第3次横浜市男女共同参画行動計画 別冊  
横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画（最終案）  
平成22年12月

発行：横浜市

市民局男女共同参画推進課 / こども青少年局こども家庭課

電話 045-671-2017 / 045-671-2394

FAX 045-663-3431 / 045-681-0925

電子メール [sh-danjo@city.yokohama.jp](mailto:sh-danjo@city.yokohama.jp) / [kd-kokatei@city.yokohama.jp](mailto:kd-kokatei@city.yokohama.jp)

〒231-0017 横浜市中区港町1 - 1

---